る居住、往來の自由、農工商業等の經營及び土地商租權、鑛山採掘權、東部內蒙古に於ける農工業の日支合辦企業權及び主要都市の開放（大正四、日支條約）等種々なる特殊權益を獲得して我が滿洲經營は著著進捗した。他面我が國は明治維新以來其の經濟體制に急激なる變革を來し、就中主要工業は政府の庇護を受けて異常なる發達を遂げたが、漸次資本主義經濟機構の强化に伴ひ先進列國に伍して新市場の獲得、經濟資源の確保等の爲海外に進出せざるべからざるに至つた。一面人口、食糧問題と相表裏して我が特殊權益地帶たる滿洲に對する經濟的伸展に一層の拍車を掛けた。施政以來十三年、東三省軍閥の壓迫と幾多の困難とを克服して關東州及び滿鐵附屬地を中心とする治安の維持、交通機關乃至文化施設の整備、產業の積極的指導助成等に力めた結果、在滿邦人は激增し各種產業殊に近代的商工業の發展は顯著となり、滿洲の輸移出入貿易は異數の躍進を續けて今日の盛況を見るに至つた。

滿洲事變後　昭和六年九月の滿洲事變及び翌七年三月の滿洲國建國は東亞の政治經濟上に劃期的變革を齎した。卽ち日滿經濟共同委員會が組成せられて、彼我の現地竝びに中央機關の間に緊密なる連絡協調を遂げ、相互依存一體不可分の日滿經濟ブロックの結成强化となつて逐年其の面目を更めた。而して治安の肅正に伴ふ在滿邦人の激增、道路、鐵道の新設延長、幣制及び度量衡制度の確立、郵便電信事業の統制整備、各種產業の奬勵、主要工業の助長統制又は土建事業の新興殷盛、輸出入關稅率の合理的改訂等による邦商の躍進に隨伴して、國內商業乃至日滿貿易は躍進の一途を辿り、其の將來の發展は期して俟つべきである。

我が施政後に於ける滿洲商業界の趨勢

滿洲の商業界は大要敍上の如き階程を經て今日の盛況を見るに至つたが、就中顯著なる發達を遂げたるは我が施政後に於ける關東州及び滿鐵附屬地である。兩地共各其の政治經濟的特殊事情に則し我が滿洲開發の根據地として中樞的地位を占めてゐる。

一般市場の概況　滿洲の市場を通觀するに都市の大半は物資の集散市場たる人口三萬未滿の小都市にして、近代的生產工業乃至商業機關を有する大都市は其の數極めて少い。又多くは鐵道の開通に伴ひ新興若しくは膨脹したもので、鐵道隣接都市は全都市數の約七割に達する。商業組織は鐵道隣接及び海港主要都市に於ては國際的市場として相當近代化してゐるが、其の他は新舊混淆し特に蒙古地方には今猶隊商制度が行はれ、隨時其の集合地に開市する等文化の懸隔が甚だしい。市場の分野を見るに露商は主として哈爾濱を中心とする北滿鐵道沿線地方に蟠居し、邦商は多年支那側の壓迫妨碍を受け且交通不便等の爲、僅かに關東州及び滿鐵沿線を中心とする南滿地方に優位を占めたるに過ぎず、他は殆ど滿支商の獨占場であつた。英米其の他の外商は大連、營口、奉天、哈爾濱等の主要都市に散在し概ね大規模であるが、其の勢力は微々たる狀態であつた。然るに滿洲國の建國後は滿洲國鐵道及び北鮮鐵道、港灣の滿鐵委任經營、北滿鐵路の接收、海陸空交通網の發達、滿洲國輸出入關稅制度の合理的是正等に因り邦人の奥地に進出するもの增加して市況著しく良化し、露商竝びに外商が沈衰の一途を辿れるに反し全滿市場に於ける邦商の躍進目覺しく、滿商亦之に伴ひ漸次活況を呈してゐる。

尙滿洲には未だ產業組合に關する特別法令はないが、消費者側は日常生活必需品の廉價受給の爲消費組合又は購買組合を組織し、其の發達は顯著で滿洲市場の一特異性を成してゐる。是等組合中其の規模最も大なるは滿鐵消費組合である。明治四十年八月創設以來數次其の組織を改め滿鐵會社の特殊

の援護と市中物價高に因る社員の利用增大等により逐年業績の好調を示して、其の配給品種の增加竝びに經營振りは一大百貨店化し、昭和九年度の總賣上高は實に千七百萬圓に垂んとする盛況である。其の爲在滿中小商業者は其の壓迫を受くること甚だしく、大正九年以來滿洲商工會議所聯合會を中心として其の撤廢運動は熾烈であつたが、何等具體的解決を見るに至らなかつた。然るに昭和十年一月新京に滿洲國官吏消費組合が新設せらるゝや遂に全滿的政治問題化したが、日滿關係機關の斡旋に依り同年五月兩者間に妥協成立し、組合側は其の經營を自制し、商人側は經營の合理化、サービスの改善、小賣物價の是正に力むることゝなつた。

企業形態　邦商と滿商とは各其の發達過程に差異があり、又滿商間には古來傳統的に特殊の企業形態を組成するものがある。

邦　商　個人經營と共同經營とに區別することが出來る。

(一)個人經營　當局に於ては昭和二年及び昭和九年の二回に亙り管內に於ける邦商の非法人組織の業態に付き調査したが、其の狀況は別項第十六章に記述せる通りである。

(二)共同經營　個人經營の中小商業は相當の發達を遂げつゝあるが、猶多年財界の不況裡に同業者の增加と滿支外商乃至消費組合等の進出に因る商圈の縮小に因り商勢不振を來した爲、漸次共同經營組織に誘導轉化せしめ、各種の商事會社、組合若しくは企業同盟等の結成を促進するに至つた。

管內に本社を有する商事會社數は昭和九年末に於て八百十二であるが、此の外支店又は出張所として本邦會社の進出せるものは會社總數の過半數を占めてゐる。會社の種類は株式組織を第一とし合資及び合名組織のもの順次之に亞ぐ。又其の地方別分布狀態は關東州內が六、七割を占めてゐるが、滿鐵附屬地內は邦商の奥地進出に順應して逐年增加を示してゐる。其の業種別は物品販賣業の四百七十二が最高で、金融業七十八、貿易業六十四、仲買委託賣買及び賣買仲立業五十三等順次之に次ぎ、取引所、生鮮食料品市場、金融業（銀行及び無盡會社）、保險業等事業の統制を必要とする特殊許可營業に屬するものは僅少である。

會社數竝びに資本額の趨勢は大正四年歐洲大戰勃發當時卽ち我が施政十年後は四十二社、三百十六萬三千圓に過ぎなかつたが、大戰の好影響を受けて各種事業は隨所に企畫せられ、一般商況亦活潑となり大正九年には一躍二百五十六社（大正四年――以下同じ――の約六倍）、八千五百八十餘萬圓（同約二十七倍）となつた。工業其の他一般事業會社は財界の好況に稍〻躊躇の弊に陷り、戰後の反動的恐慌に遭遇して社礎脆弱なるものは相次いで解散又は合併の悲境に陷つたが、商事會社のみは却つて漸增の一途を辿り滿洲事變の勃發せる昭和六年には六百八十一社（約十六倍）、資本額九千六百三十六萬圓（同約三十倍）に達した。其の後も尙增加して昭和九年には八百十二社（同約十九倍）資本額九千二百八十八萬圓（同約二十九倍）となり、從來に比し會社數は最高であるが、資本額に於いては昭和七年の一億六十三萬圓より七百七十五萬圓の減少である。又會社數は管內會社總數の最高年たる昭和九年の千四百六十九社の五五％に當るが、資本金額は同年の八億三千八百九十餘萬圓の一一％に當るに過ぎない。又組合若は企業同盟的のものに各種同業組合、輸入組合、大連連鎖街、保險協會、百貨店等あるが、就中百貨店は各地に績出の傾向を示し一般中小商業者に漸次其の影響を及ぼさんとしてゐる。（附表參照）

滿　商　滿洲人の商業組織は特殊の環境に適應して發達し來つたもので、頗る複雜多岐に亙つてゐるが、便宜之を一般的形態及び特殊形態に大別して概說すれば次の如くである。

(一)一般的形態　滿商の一般的商業組織形態は邦商と同樣之を個人經營及び共同經營の二種に大別する事が出來る。前者は露店又は行商等で比較的其の數少く、共同經營就中單獨出資共同經營のものが滿人の相續制度、大資本の缺乏、貯蓄機關の不備及び蓄財的國民性等に基因して大多數を占めてゐる。殊に各商店は聯號なる營業組織に依り滿洲は勿論南北支、海外等各方面に對し蜘蛛の巢の如く有力强固なる資金又は販賣網を形成し、如何なる商敵にも拮抗して自治的に各其の共存共榮竝びに商圈の確保に力めてゐる。元來聯號は合資共同經營を主眼とし、共同の利益擁護、同業者間の競爭抑制竝びに共同仕入及び販賣を爲す等滿商一流の有機的團結力を以て、商敵に對することを目的として發達したものである。此の聯號組織の特長は關係商店間の財的人的連鎖關係を緊密にし信義誠實に卽せる經營を爲し得る外、商品及び資金の融通を圓滑にし、又部內の紛議其の他の案件を圓滿に解決して自ら相互扶助の實を發揮し易き機能を有するが、一面其の結果過度の信用を賦與し或は排他的となり延いては市場全般の發展性を阻碍する等の惧がある。近年滿洲主要都市に於ける聯號組織の商店數は奉天百八十一、哈爾濱百二十八、安東八十八、大連六十七、新京五十四、營口四十五、四平街四十、開原十一遼陽四、公主嶺四、合計六百二十二を算してゐる。

又共同經營組織として公司があるが、大體我が商法上の會社に該當する企業組織である。滿支に於ては公司法の制定以來既に約三十年を經過し多數公司の設立を見たが、管內に於ける我が會社組織の發達顯著なるに反し、其の多くは一起一倒或は經營難に陷つてゐる。滿支人間に會社組織の發達を見ざるは(一)滿洲人の性質又は國民性が公司の如き近代的資本の合同機能を充分發揮し得ないこと(二)過去に於ける政治的不安の爲會社組織に依る企業經營に幾多の困難を伴つたこと(三)民間に於ける資本の發達不充分なこと(四)有產者は比較的安全なる國民固有の共同經營組織の商店又は聯號に投資し株式應募の必要を認めないこと(五)株式會社の不成績なりし前例があつて其の信用薄きこと(六)滿支人は緣故關係等を尊重する結果人材を得難きこと等に因るものと稱せられ、又公司設立の株式募集に當りて之を忌避して應募するものが僅少なりし事例も尠くないが、近時日滿經濟ブロックの擴大强化に伴ひ逐年日滿合辦組織に依る滿洲國法人たる特殊會社又は公司等新設せられ、相當の業績を擧げてをる爲、一般滿人間にも漸く公司組織を利用する思潮を馴致してゐる。滿洲國に於ける康德二年(昭和一〇年)八月現在の公司數、資本金額及び業種別數は左の通りである。

		會社數	資本金 千圓	拂込資本金又ハ出資額 千圓
組織別	股份有限公司	七三	八三、三二〇	六三、四九〇
	無限公司	一三	一七五、〇〇〇	一四一、六五〇
	兩合公司	四	四七〇	四七〇
	計	一二	七二〇	七二〇
		八九	八四、五一〇	六四、六八〇
		一三	一七五、〇〇〇	一四一、六五〇
資本金額別	五萬圓未滿	七	一四三	一〇三
	十萬圓未滿	一九	一、〇八七	九四二
	五十萬圓未滿	三六	七、三六〇	五、一六五
	百萬圓未滿	二	三〇〇	七五
	五百萬圓未滿	四	二、二〇〇	一、七〇〇
	五百萬圓以上	一	五〇〇	五〇〇
		一九	三四、七二〇	二八、六七〇
		三	七、五〇〇	五、七五〇
		四	三九、〇〇〇	二八、一〇〇
		七	一六六、七〇〇	一三五、三二五

業種別			
農業	二	二、二〇〇	七〇〇
鑛業	八	三五、九五五	二四、九三〇
國幣	三	四、三〇〇	四、〇七五
工業	二二	一六、六三〇	一四、二〇五
國幣	六	一〇九、二〇〇	九七、二〇〇
商業	四三	二四、三五一	一九、七七一
國幣	三	六〇、五〇〇	三九、八七五
運輸業	一四	五、三七四	四、九七四
國幣	一	一、〇〇〇	五〇〇

備考　滿洲國實業部調査の自大同元年至康德二年八月公司一覽表に據る

(二)特殊形態　其の主なるものは牙行(牙紀又は大屋子)及び糧棧である。牙行は一種の仲人問屋とも稱すべきもので、賣買兩當事者間を斡旋紹介し取引貨物の價格を評價して牙錢(手數料)を收むる仲介者であるが、近時更に客商の宿泊、商品の販賣又は買付の受託、代金の取立若しくは立替、貨物の運送乃至保管業務等をも兼營し、交通又は金融關係上特殊の發達を遂げたもので、滿洲國內に於ては米穀問屋、雜貨問屋、船店(舷問屋及び舷宿)、行棧(旅宿業・運送業・倉庫業)、存儲(貨物の保管)等に之を見ることが出來る。

糧棧は滿洲特產物を農民より直接蒐集して輸出仲買商又は油坊業者等に配給するを主な職能とし、更に其の保管、金融、雜貨、旅舍、馬車、油坊若しくは燒鍋業をも兼營するものあり、配給市場に於て牢固たる地步を占め、滿洲經濟界に顯然たる勢力を有してゐる。然も滿洲人のみならず邦人にして糧棧を經營する者も亦相當多數である。

商品　滿洲の主要產業は農業、牧畜、林業及び鑛業等所謂原始產業であるが、日露戰役後我が積極的指導奬勵竝びに交通運輸機關等の整備に伴ひ顯著なる發達を遂げ其の產額を激增し、殊に大豆は國際商品として海外市場に覇を稱へてゐる。他方滿洲の工業界で是等土產品を原料とするものは油坊、製粉、皮革工業等である。近時日滿經濟統制方針に基き各種工業が頓に勃興したが、關東州又は滿鐵沿線に於ける我が一部既成工業を除いては未だ殆ど創業の域を脫せざる狀態で、滿洲は國際經濟上原料供給地としての地位を占めてゐる。滿洲事變勃發當時迄は連年輸出超過を繼續してゐたが、人口の遞增と滿洲國の各種建設事業の進展等に因り漸次衣糧品其の他諸加工品の一大消費市場となり、貿易額は躍進の一途を辿りに輸入超過に轉じて益〻殷盛を呈するに至つた。就中日滿貿易は總貿易額の六割以上にして首位を占め、中華民國、獨逸、北米合衆國、英國、英領印度、香港、和蘭等順次之に次いでゐる。從つて其の商品の種別も自ら特異性を有し、大體輸出品は農產又は鑛產品で加工品は少く輸入品は衣糧品、諸雜貨竝びに滿洲の經濟開發上必要なる各種工業製品が多い。其の主要なるものを輸出入額順に列擧すれば次の通りである。

輸出品　大豆、豆粕、石炭、豆油、落花生、銑鐵、粟、蘇子、柞蠶絲、硫安、大麻子、綿織絲、鹽、高粱、木材、毛皮、混合飼糧、胡麻子、豚毛、蕎麥、玉蜀黍、緬羊毛、頁岩油、粗蠟、人蔘皮革等

輸入品　小麥粉、鐵及鋼鐵、車輛及船舶、機械及工具、綿布、絹織物、電氣用品、麻袋、木材、砂糖、紙、米及籾、毛織物、棉花、海產物、護謨靴、人造絹絲、酒類及諸飲料、綿織糸、果實、染料、顏料及油漆類、葉煙草、紙製品、揮發油、銅、セメント、茶、燈油、石鹼、紙卷煙草、曹達灰、毛皮等

商取引狀況及び經路　日滿貿易は歐洲大戰の初期は全滿總貿易額の三割內外に過ぎなかつたが、逐年

増加して滿洲事變直前は約五割となり、最近は六割以上に上つてゐる。又對日輸出額は全滿輸出貿易不振の爲著しき發展を見ざるも、日本よりの輸入は滿洲事變後飛躍的增加を示して總輸入額の七割五分以上に達し、今や滿洲市場は本邦商品の獨占場と化しつゝある。隨つて滿洲への本邦品輸入經路の動向如何は極めて重要性を有するに至つた。尤も是等商品は品種頗る多種多樣且複雜を極め各品に就き其の取引方法を記述することは至難であるが、其の一般的輸入經路を概觀すれば左の通りである。

在滿邦商の仕入經路　在滿邦商が本邦商品を輸入するには一般的に日本內地製造業者又は輸出業者と直接又は代理店等を通じて取引するが、昭和二年滿洲各地に輸入組合の設立後は一般中小商業者には同組合を經由し輸入するものが漸次增加してゐる。更に昭和十年各組合は滿洲輸入株式會社を組織し大量の共同仕入に依りその經營の合理化に力め、成績相當見るべきものがある。尙取引斡旋の機關として官營及び民營の取引所があり、重要物產、錢鈔及び有價證券等を上場してゐる。(取引所の節參照)

滿商の日本商品仕入經路　從來滿商は天津、芝罘、青島等の北支地方及び上海其の他南支地方との取引旺盛を極め、其の大半は支那商品で日本品は僅少の增加を示してゐるに過ぎなかつたが、滿洲國獨立後は支那商品は日本品と同樣外國品の取扱を受くることゝなり、又銀價高騰に因る金圓安、滿洲國の二回に亙る關稅率の是正、日貨排斥の根絶、在滿邦人の增加等に因り日本商品の需要激增して滿洲市場を席捲した爲、滿商の取扱品も日支兩品は其の地位を顚倒するに至つた。滿商の日本品取引の一般的方法は(一)日本內地製造業者又は輸出業者と直接取引を行ふもの(二)大阪川口の華商を通ずるもの(三)在滿邦商の輸入若は卸賣業者より仕入れるもの等である。(一)の方法に依るものは滿洲事變前迄は僅少であつたが、近年滿洲見本市の定期的開催、內地製造者及び卸賣業者又は各府縣駐在員等の積極的活動に因り從前上海地方を經由した日本品も直接取引となつた等急激な增加を示してゐる。(二)の大阪川口の華商は阪神地方が日滿支貿易の中心地であり又日滿兩業者の慣習異り信用程度不明にして可及的現地直接取引を必要とする關係上、既に明治初年頃より特殊の發達をなしたもので、單に仲介的なものと大商店々員の駐在せるものとの二種がある。(三)の在滿邦商との取引は主として綿絲布、麥粉、砂糖人絹等の大口商品であるが、最近本邦の製造者又は輸出業者の滿洲進出は需要現地に於て滿商大手筋との直接取引で漸增の傾向に在る。

市　場　市場中家畜市場、穀物市場に就いては他の關係各章に讓り、專ら生鮮食料品市場の概況を記述する。

滿洲在來の所謂市場は日用諸雜貨類を販賣するもの多く、往々戲院若しくは飯店等を附設するもの或は露天のもの等あるが、蔬菜、果實及び魚鳥獸肉類の如き生鮮食料品を取扱ふものは僅少である。之に反し邦人の市場は生鮮食料品を主とし、日露戰役後在滿邦人の增加に伴ひ日常生活の必要上、漸次關東州及び滿鐵附屬地內に其の小賣市場又は卸賣市場を設けた。經營形態乃至機構は昭和元年關東州水產會魚市場規則(昭和元・一二・二八關東廳令第二號)及び昭和七年關東州中央卸賣市場規則(昭和七・一〇・一五關東廳令第二八號)に依る大連、旅順兩市の公設市場と、滿鐵附屬地に於ける滿鐵經營の小賣市場を除いては殆ど株式會社組織を以て卸小賣市場を兼營してゐるが、其の數僅少にして規模亦狹小である。

然るに滿洲國は國內市場の統制監督上昭和九年二月中央卸賣市場法を制定し、一都市一市場主義の下に先づ昭和十年一月哈爾濱に中央卸賣市場を新設して之をモデルとし、爾來新京、奉天、安東、吉林等に開設企畫中である。當局に於いても之れに協調する爲安東にては差當り滿鐵附屬地內の既存魚

市場及び菜果市場の兩者を合體せしめて昭和十年十月安東市場株式會社を創設せしむるに至つた。

卸賣市場　卸賣市場は都市に於ける生鮮食料品の配給組織上極めて樞要なる職能を有し、滿洲事變後各都市の異常なる發達に伴ひ各地に勃興せんとしてゐるが、其の先驅を成すものは關東州水產會經營の大連及び旅順の兩魚市場竝びに大連市中央卸賣市場である。（前者に就いては第十一章水產業參照）

大連市中央卸賣市場は大正十五年一月當局より大連市に移管した魚菜小賣市場其の他營造物の引繼條件に基き、昭和三年六月大連市信濃町小賣市場等の經營に附隨して開設せられたもので、其の取引物件は蔬菜及び果實である。市場の設備及び管理は大連市之に當り、市場の運營は卸賣人及び仲買人が行つた。然るに市場設備の不完全或は競方法の不公正等の缺陷の爲、開設後半歲を出でずして場外取引禁止問題及び市場機構の單複制度の優劣問題等を生じて紛糾を續け、之が根本的改革の必要を生じた。卽ち昭和四年市當局によつて所謂市營單一制案が立案され、更に昭和五年には市理事者の新案として市直營の名目下に市場代行會社設立案が傳はるや、地場生產者團體なる大連農會、關東州果實生產組合等は市直營制を支持して代行會社制絕對反對を表明し、市場問題は更に市直營案と代行會社案との對立を廻りて幾多の紛爭を重ねたが、大勢は市直營案に傾き遂に市營單一制案が可決された。難關の補償金問題も相當の紆餘曲折を見たが、結局昭和七年十月市と營業者間に於て補償金は日本人四萬五千圓、滿洲人五萬四千圓にて落着したるを以て、當局は同月十五日關東州中央卸賣市場規則（關東廳令第二八號）を公布卽日施行し、大連市に對し新に同規則に依る中央卸賣市場の開設を許可して其の更生刷新を見るに至つたが本市場の位置竝びに諸設備は從前通りで運營上缺くる所尠なからざる實情に鑑み、其の許可條件として恒久的位置を定め近代式市場設備の完成を期せしむべく督勵した結果、昭和十一年度に於て同市入船町に總額四十餘萬圓の巨費を投じて市場の新設に著手することゝなつた。

本市場の取引狀況を見るに昭和三年六月創設以降同五年十二月末迄の二箇年半の總額は二百一萬四千百九圓（年平均八一三、六四三圓）で、昭和六年は九十八萬七千百四十圓である。改組當時の昭和七年は一躍二百二十九萬百九圓に激增して右創設後二箇年半の總額を遙かに超過するの盛況を呈したが、昭和八年は百六十四萬四千百五十五圓で、同九年は百五十五萬二百八十五圓となり幾分漸落を示した。又各年の品種別上場割合は昭和六年は蔬菜六七%、果實三三%なりしが、同七年度以降毎年前者は四三%、一六%と減退せるに反し後者は五七%、六七%、八四%と累增した。今滿洲主要都市に於ける卸賣市場の主なるものを上ぐれば次の通りである。

所在地	市場名	經營主體	資本金及び拂込資本金	開設年月	取扱品
大連	大連市中央卸賣市場	大連市		昭和七、一一	蔬菜、果實
大連	大連魚市場	關東州水產會	六〇、〇〇〇、〇〇〇	同二、二	水產物
旅順	旅順魚市場	同	一五、〇〇〇、〇〇〇	同二、二	同
鞍子高	鞍子高魚市場	鞍子高市場株式會社	一〇〇、〇〇〇	同四、九	同
營口	營口魚市場	營口水產股份有限公司	五〇、〇〇〇、〇〇〇	同九、一二	同
鞍山	鞍山市場	鞍山市場株式會社	二五、〇〇〇、〇〇〇	同五、一一	水產物、菜果
奉天	滿洲市場	滿洲市場株式會社	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇	大正六、九	同
安東	安東市場	安東市場株式會社	三〇、〇〇〇、〇〇〇	昭和二、一〇	同
撫順	中央市場	撫順市場株式會社	一六五、〇〇〇、〇〇〇	大正七、八	同
	千金寨市場	同	一〇〇、〇〇〇	同八、一二	同

新京	新京市場	新京市場株式會社	五〇、〇〇〇 五〇、〇〇〇	大正六、八　水産物、菜果
哈爾濱	哈爾濱特別市 中央批發市場	哈爾濱特別市	—	昭和一〇、一　同
錦州	錦州市場	株式會社錦州市場	五〇、〇〇〇 一二、五〇〇	同　九、六　同
圖們	圖們魚市場		一〇〇、〇〇〇	同　九、一二　水産物

小賣市場　露天市場其の他滿洲在來のもの丶外は我が施政以來官營の大連市內各小賣市場を初めとし、在滿邦人の增加に伴ひ各主要都市に公營又は營利會社組織の近代的小賣市場が漸次增設せらるゝに至つた。其の主なるものは次表の通りで、滿洲事變後最近三年間の總賣上高は昭和七年七百六十六萬五千五百五十圓、昭和八年千二十七萬千二百六十一圓、昭和九年千百八十五萬九千六百十五圓である。

大連市に於ける小賣市場は滿洲斯界の先驅で初は官營であつたが、大正十五年一月屠獸場、公園、火葬場及び墓地等と共に當局より之を大連市に移管したものである。最近三箇年の總賣上高は昭和七年三百六十四萬三千四百二十九圓、昭和八年三百八十六萬千三百七十圓、昭和九年四百五十七萬千七百十五圓で、前記管內小賣市場總賣上高の約三七％乃至四八％に當つてゐる。尙目下二、三市場の新設計畫があるの外既存市場の設備改善竝びに都市計畫に基く移轉計畫等着々進捗中である。

關東州及び滿鐵附屬地內小賣市場數及び賣上高

年次	關東州 市場數	關東州 出店數	關東州 賣上金額	滿鐵附屬地 市場數	滿鐵附屬地 出店數	滿鐵附屬地 賣上金額	合計 市場數	合計 出店數	合計 賣上金額
昭和七年末	一〇	四〇一	四、八八九、八〇三圓	八	一七七	二、七七五、八〇〇圓	一八	五七八	七、六六五、六五〇圓
同八年末	一〇	四〇四	六、〇七四、五八四	八	一九八	四、一九六、六七七	一八	六〇三	一〇、二七一、二六一
同九年末	一〇	三九五	六、八〇八、五二九	九	二二一	五、〇五一、〇八八	一九	六一六	一一、八五九、六一七

大連市內小賣市場賣上高

年次	信濃町市場	小崗子市場	沙河口市場	山縣通市場	千代田町市場	計
昭和七年	二、五六〇、四〇五圓	一三三、六一四圓	二九〇、四七九圓	六〇九、一〇五圓	四九、八二七圓	三、六四三、四三〇圓
同八年	二、七四八、九八〇	一四八、三三四	三四九、三〇七	五五〇、九三〇	六二、八二〇	三、八六〇、三七一
同九年	三、一六六、九一七	一五八、四一五	四二二、六二五	七四六、〇四八	七七、七一〇	四、五七一、七一五

滿洲主要小賣市場

市場名	經營主體	開設年月
信濃町市場	大連市	明治三八、八
山縣通市場	同	大正三、一
大連 大連西市場	同	同一一、一二
小崗子市場	同	明治四二、
千代田市場	同	昭和二、五
旅順 旅順魚菜市場	旅順市	同二、一一
旅順 水師營市場	水師營會	大正九、七
普蘭店魚菜市場	普蘭店商務會	同六、六
貔子窩會市場	貔子窩會	昭和六、五
城子疃會市場	城子疃會	同七、四

市場名	經營主體	開設年月
鞍山小賣市場	鞍山市場株式會社	昭和六、
奉天 第一市場	滿洲市場株式會社	大正六、九
奉天 第二市場	同	昭和八、八
安東公設小賣市場	滿鐵會社	同四、一二
撫順 中央小賣市場	撫順市場株式會社	大正七、八
撫順 千金寨市場	同	同八、一二
開原市場	開原市場株式會社	同七、一一
四平街 日本人市場	滿鐵會社	昭和五、一二
四平街 滿洲人市場	同	同五、九
新京小賣市場	新京市場株式會社	大正六、八

關稅　關東州は露治時代より關稅自由地域として內外通商貿易上開放せられてゐる。從つて關東州を出入する貨物は大連海關設置及內水汽船航行ニ關スル協定（明治四〇・六・二一、外務省告示第一三號）及び關東州租借地稅關假規則（明治四〇・六・二六、關東都督府令第三八號）に基き、關東州を通過して滿洲國に輸出入さるゝもの又は關東州產品にして滿洲國內に輸入さるゝもの等に付き大連稅關に於て滿洲國の輸出入稅を課せらるゝ外は日滿何れの關

稅も免除される。又關東州より本邦に輸入するものに對しては輸入稅を課するが、特定の關東州産品に限り之を免除又は減稅する。所謂關東州特惠關稅制度であるが其の詳細は別項記述の通りである。尙滿洲國の關稅率は建國草創の際にて從前のものを其の儘踏襲したので、同國政府は其の根本的是正に付鋭意考究中であるが、差當り昭和八年七月及び同九年十一月の二回に亙り、過渡的に其の一部改訂を行ひ今日に及んでゐる。

度量衡　從來滿洲に於ける度量衡は支那式、露西亞式、尺貫法、ヤードポンド法及びメートル法等錯雜混用せられ頗る紊亂を極めてゐたが、本制度は貨幣制度と共に商取引上重要なる職能を有するを以て、滿洲國は昭和九年一月度量衡法を公布して同年三月より實施した。又當局は昭和十年四月關東州及南滿洲鐵道附屬地度量衡取締規則（關東局令第二八號）を公布、同年五月より實施してメートル法を基本とする彼我兩制度相俟つて滿洲度量衡制度の統一を見るに至つた。（第十五章度量衡參照）

倉庫業　滿洲に於ては從來倉庫業、運送業、保險業、金融業及び代理業等所謂補助商業の發達は見るべきものがなかつたが、關東州及び滿鐵附屬地內に於ては邦商の一般商取引の增加殷賑に伴ひ近代的の斯業が顯著なる發展を遂ぐるに至つた。保險業及び金融業に就いては夫々別項記述の通りであるが、邦人經營の倉庫業は滿鐵倉庫と其の他一般倉庫に大別される。滿鐵倉庫は滿鐵會社が明治三十九年八月の政府命令に基き、同四十一年十月埠頭保管の名目を以て埠頭發著貨物に對して倉庫證券を發行したに始まる。其の後沿線廣軌改築工事の完成と共に各主要驛に倉庫又は上屋を建設し或は野積場を設け、同四十二年十一月よりは鐵道發送貨物保管の名目で特産物其の他の無償保管を開始した。更に明治四十五年四月よりは豆油の、大正二年十二月よりは豆粕の、大正八年十二月よりは大豆の混合保管制度を實施した。

昭和十年には滿鐵沿線に三十一箇所、棟數百八十九棟、面積五十四萬平方米の倉庫を有し、全滿倉庫の總寄託貨物の九〇％を取扱ひ殆ど壓倒的殷盛振りを示してゐる。滿鐵社外線の混合保管寄託に就いては從來舊政權下の鐵路當局の無理解と滿鐵に對する反感等より吉長鐵路以外は協定不能の爲、滿鐵會社は昭和二年以降之を國際運輸會社に代行せしめたが、運送又は保管上の缺陷があつて豫期の成果を收め得なかつた。昭和六年の滿洲事變後は情勢が一變し、滿洲國有鐵道にも混合保管制度の必要を痛感して昭和七年十二月より其の代理受託を開始した。昭和九年一月には直通混合保管制度を實施し、昭和十年十一月國鐵沿線三十二驛に倉庫を新設した。

滿鐵倉庫以外の一般倉庫業は大體創業、濫設、整理の時代を經て今日に及んだが、世界大戰勃發當時迄の第一期は明治四十二年、大連起業倉庫の開設あつた外全く滿鐵倉庫の獨占であつた。歐洲大戰に因る滿洲財界の飛躍的發展は大連及び滿鐵沿線各地に倉庫業の濫立を誘致して斯業の黃金時代を現出したが、戰後の世界的經濟恐慌に因り之等は合併、解散等淘汰整理せられて現存の主要なるものは國際運輸會社、福昌公司、南滿洲倉庫建物會社、大連倉庫、大連企業倉庫（以上大連）、南滿倉庫（奉天）、新京倉庫、撫順倉庫等である。之等は何れも滿鐵倉庫に壓倒せられて業勢振はなかつたが、其の取扱貨物は砂糖、綿絲布、紙類、鐵材、麥粉、セメント及び石油等輸入品を主とせるを以て、滿洲國獨立後は滿洲輸入貿易の旺盛に伴ひ漸次活況を呈してゐる。尙滿洲國では輸入貿易の進展に鑑み近く國內主要都市に保稅倉庫を特設し又は鐵道の保稅輸送等を實施すべく企畫中である。

滿洲人の倉庫業は棧房（行棧）及び推棧と稱し單に貨物を預つて保管料を徵するのみで、倉庫證券を發

行しない。又多數の棧橋は院內（野積場）に特產物を保管してゐるが何れも今猶幼稚である。

商業助長機關及び助長施設　商業の助長機關としては從來當局及び滿鐵會社を初め市役所、商工會議所、商工會、實業會、商店協會、商品陳列館、貿易館、輸入組合、商會、商務會等があり、各其の特有の職能を發揮して滿洲商業界の發展に力めた結果、一般市場の好轉と營業者不撓の活躍と相俟つて今日の盛況を呈するに至つた。又一方滿洲國に於ても建國以來國礎安固を加ふるに伴ひ逐次積極的助成方策を實施しつゝある。

關東局　當局は夙に滿洲に於ける各種原始產業竝びに工業の振興發達に意を用ふると共に、滿洲產品の海外輸出及び本邦品の滿洲輸入增進其の他一般商取引の指導誘掖に力めてゐるが、其の主要なる事項は次の如くである。

(一)補助金又は奬勵金の下付　在滿洲各商工會議所、商店協會、商品陳列館、貿易館、見本市、產業博覽會、米穀檢查機關、商況又は市場其の他華商信用調查等に對し、大正六年度以降每年度若は隨時に累計約五十萬圓の補助金を下付して之を助成援助してゐる。又關東州產鹽の輸出奬勵の爲內地向化學工業用鹽及び樺太、勘察加地方向漁業用鹽に對し昭和三年度以降每年輸出奬勵金を交付してゐるが、昭和十年度迄の交付總額は約百萬圓である。

(二)產業博覽會の出品　例年內地、朝鮮、臺灣等にて開催の各種產業關係博覽會には滿鐵會社又は滿洲國政府と共同の特設館を設置し、又大連市主催の博覽會には單獨特設館を設けて滿洲全般の產業經濟事情等を展示紹介し一般商取引の振興に資してゐる。

(三)關東州特惠關稅制度の確立　關東州に於ける工業の發達竝びに母國に對する物資の補給と商取引の殷盛を圖る爲、大正十四年法律第五十一號に依り關東州產品にして本邦に輸入せらるゝものに對しては輸入稅の全免又は減稅制度を確立した。爾來昭和二年法律第四十三號及び同四年法律第四十六號に依り品目の追加、整理の結果現在の免稅品は三十六種、減稅品は三種である。其の內地向輸出總額は昭和五年度は四百四十五萬圓であつたが、同七年度は五百七十五萬圓、同九年度は八百四十萬圓となつた。

(四)商業教育の普及　日滿人子弟に對する商業教育の普及を圖る爲、東洋協會滿洲支部經營の大連商業學校、大連女子商業學校及び奉天商業學校（日本人收容）に對して每年經費の補助をなす外、大連商業學堂（滿洲人收容）を直營してゐる。

(五)交通運輸事業の助成又は監督　關東州近海航路に對し補助金を下付する外、海陸航空事業の助成監督に當りて其の堅實なる發達を圖つてゐる。

(六)通信事業の經營又は監督　當局は從來郵便、電信及び電話又はラヂオ放送事業を管掌して來たが、昭和八年八月滿洲電信電話株式會社の設立後は管內の電氣通信事業を同社に移管して其の事業監督を爲すことゝなつた。又郵便振替貯金は明治四十四年より其の口座所管廳事務を取扱ひ、更に小包通關の特別取扱、日滿小爲替交換、航空郵便物の取扱等商取引の發達に寄與してゐる。

(七)取引所の管理　滿洲重要物產の取引を圓滑公正ならしむる爲、大連及び滿鐵沿線主要都市に重要物產及び錢鈔取引市場を開設する外、民間經營の主要輸入品及び有價證券取引所の監督をしてゐる。

(八)市場の監督　生鮮食料品配給市場の統制發達を期する爲、關東州中央卸賣市場規則及び營業取締規則に依り卸賣又は小賣市場の監督を爲し、賣買取引の公正と健實なる發達を圖つてゐる。

(九)保險事業の監督　保險事業は內地免許の內外保險會社が關東州內にて同一事業を營む場合は屆出のみにて營業し得る爲、大連市に本據を置きて當局の免許を受けた大連火災海上保險株式會社其の他一、二のものを除きては殆ど內地の免許會社が自由に進出したものである、當局は之等を監督し其の健實な發達を期してゐる。

(一〇)手形交換所の設置　現在大連、奉天及び新京に手形交換所を設けて一般商取引上の決濟等を敏活容易ならしめてゐる。

(一一)都市金融組合の設置　一般中小商工業者の小口金融の疏通を圓滑ならしむる爲、昭和三年以來管內主要都市及び哈爾濱に都市金融組合を設置し、又同四年之が統制機關として滿洲金融組合聯合會を設けて中小商工業者の便を圖つてゐる。

(一二)度量衡制度の確立　大正十三年度量衡取締規則(昭和二年改正)を制定して爾來關東州內の取締を實施したが、新に滿洲國側と協調して昭和十年四月十五日關東州及南滿洲鐵道附屬地度量衡取締規則を公布五月十五日より施行して滿洲度量衡制度の確立を見るに至つた。

(一三)輸出農產物檢查の實施　關東州重要農產品たる苹果及び落花生の本邦其の他への輸出增進を圖る爲、昭和十年九月大連市に關東州輸出農產物檢查所を新設して之が檢查を實施してゐる。

(一四)工業所有權の保護奬勵　昭和四年及び同五年關東州內に於ける我が商標權、特許權、實用新案權、意匠權等の保護制度を確立したが、昭和九年七月には大連市に社團法人滿洲發明協會を創立せしめて、其の業務を援助する外每年經費の一部を補助し、滿洲に於ける發明、考案竝びに工業所有權の保護奬勵に當らしめてゐる。

(一五)經濟調査會の設置及び經濟事情の調査　大正十一年當局に經濟調査會を設置し、委員には在滿官民有力者を網羅して滿洲に於ける商工業其の他經濟上の重要案件の對策を諮問し、其の答申事項は可及的之を採擇實施して其の改善發達を圖つた。又當局は每月關東州出入船舶及び貿易統計竝びに管內に於ける物價(卸賣及び小賣)、賃銀を調査公表する外、邦人の業態調査(昭和二年及び同九年の二回)、又は勞働調査(昭和二年、同六年及び同十一年の三回)を行ひ或は其の他各種經濟事情を調査公表して施政上又は一般商工業者の參考に供してゐる。

滿鐵會社　滿鐵會社は滿洲に於ける商工業助長機關として大連本社地方部に商工課を置き、又現地機關として奉天、新京、安東の各地方事務所に勸業係を設け、其の他各地方事務所に夫々商工事務擔當者を配置して各種產業事情の調査、紹介、商工鑛業の援助斡旋をなしてゐる外、東京、大阪、上海、紐育の各地には特に滿洲貿易振興の爲駐在員を置き、是等相互間に密接なる有機的連繫を保つて(一)各所在地を中心とし背後地に於ける商工業及び一般經濟の調査、紹介及び統計表の作成(二)商工業者に對する參考資料の提供(三)本邦生產商品の見本市開催、內地各府縣物產陳列所の開設斡旋援助等商工業に對する仲介斡旋(四)輸入組合の指導監督、商工會議所、商店協會、實業協會等の商工團體に對する業務上の援助(五)商店改善其の他商工業に關する講演會、座談會の開催等を爲し現地機關の職能を發揮せしめ或は左の如き助長事業を行つてゐる。

(一)輸出貿易の助長　生產物の品質向上に依り商品價値を高むる事に著眼し、各種農產物の檢查、精選、乾燥又は用途の擴張、其の他產物の商品化及び販路擴張等に必要なる調査研究竝びに補助をなし輸出貿易の振興を圖つてゐる。

(二)輸入貿易の助長　優良商品の紹介、展示竝びに商取引の改善及び商業經營の合理化に依り、優秀製品の安價供給を實現せしむる爲、指導助長に力め以て本邦商品の販路擴張竝びに邦商振興の二點に就き特に力を致すと共に滿洲に於ける文化生活の向上に資してゐる。

(三)社外機關に對する援助竝びに奬勵金　前述の助長事業の外一般商工業補助機關と認むべきものに對しても其の活動發展に可及的の援助をなし、商工會議所、商務會、輸入組合、貿易館、商業研究部、輸入會社等に對し夫々補助金を支出してゐる。

第二節　貿　易

南滿洲貿易の概況

概　況

滿洲事變前　十九世紀中葉以前の滿洲は全く荒蕪の未開地で、住民の多くは極めて簡素な自給生活を營み、僅かに沿海地方の土民が海賊の難を避けつゝ沿岸貿易に從事するに過ぎなかつた。其の後外國人が牛莊に渡來し外國貿易に從事するに至り、淸國政府は一八六四年同地に滿洲最初の稅關を設置して輸出入貨物に對して微稅を開始したが、其の貿易額は極めて少なかつた。

日淸戰役後露國が東淸鐵道の敷設權を獲得し南滿支線を開通せしめて以來、露國人を始め諸外國人の往來漸く頻繁となつた。日露戰爭の結果日本が關東州の租借權を承繼し、併せて長春以南の東淸鐵道南滿支線を收めて以來銳意滿洲の開發に當り、一方大連を外國貿易に開放すると共に安東竝びに北滿各地を開放せしめた。

其の後滿洲の開發に伴ひ人口の增加著しく、其の生活必需品として綿絲布、小麥粉、砂糖等の輸入が逐次增加した。他面大豆、豆粕、豆油等の滿洲特産物は漸次諸外國に紹介せられて輸出貿易も活況を呈し、歐洲大戰前迄は大體輸出入の均衡を保つたが大戰中銀貨の暴騰に因り輸入激增し、輸入額は大正四年一億圓なりしも同八年は五億三千萬圓となつた。輸出貿易も之に追隨して好調を示したが、尙年々五千萬圓前後の入超を示した。

大戰の終熄と同時に世界を席捲した經濟恐慌の影響を受け、又銀價の暴落と特産物の增收とに因り輸出貿易は激增したが、一方農民の購買力減退と輸入品の割高の爲輸入貿易は一頓挫を來し、南滿洲貿易は從來の例を破つて出超に轉じ大正十一年以降昭和四年迄は其の額年々一億圓前後に達した。

然るに昭和五年に至り特産物の不作に加へ經濟界の不況は益〻深刻となり、銀價も未曾有の暴落を現出した爲農民の疲弊は極度に達し、輸入貿易は昭和四年四億五千萬圓、同五年二億五千萬圓、同六年一億四千萬圓と漸減した、他面輸出貿易は特産物の出廻不圓滑に因り昭和四年五億二千萬圓、同五年三億千萬圓、同六年二億九千萬圓と每年激減した。

滿洲事變後　昭和五、六年以後に於ける世界各國は戰債問題に端を發した國際財界の危機に直面し、之が局面打開策として先づ第一に對外貿易調整の方針の下に或は關稅率引上、輸入量の割當制等に依り外貨の輸入抑壓に力めた爲、貿易額は世界的に大激減を見るに至つた。滿洲貿易も其の影響を受け殊に滿洲の對外貿易の支配的立場にある歐洲向特産物が、其の主要仕向國である獨逸に於て輸入制限に遭ひ、更に昭和六年日本商品の輸入抑壓を主眼とする中國輸入關稅の引上及び遼寧省に於ける營業稅

竝びに統稅制度等の封鎖的政策が實施せらるゝに及び、滿洲の對外貿易界は極めて悲觀すべき狀態に立ち至つた。同年九月滿洲事變勃發し翌七年三月滿洲國の誕生を見るや、滿洲國は在滿各中國海關を接收して、差當り中國諸港を關稅上內國港として取扱ひ、稅率其の他の章程も從前の儘之を踏襲して來たが、同年九月十五日日本の滿洲國正式承認と同時に中國を外國と看做して滿洲國中國間の輸入品及び船舶に對して現行稅率を賦課徵收することゝし、九月十七日附にて同月二十五日より實施の旨を告示した。滿洲國の關稅制度確立に刺戟された國民政府は之が報復手段として、同二十四日附告示を以て「國民政府ハ日本ガ滿洲ヲ占領セシ爲滿洲各港ニ於ケル合法的中國關稅ヲ一時徵收スルコトヲ得ズ依ツテ在哈爾濱、牛莊、安東、龍井村ノ各稅關家屋ハ一九三二年九月二十四日之ヲ閉鎖シ更ニ告示アル迄之ガ閉鎖ヲ繼續シ以上各港ニ於テ合法的ニ徵收スベキ關稅ハ一時他ノ中國港ニテ徵收スベキモノナリ」とし、同時に上海海關告示を以て事實上大連港を外國港として取扱ふに至り、大連港と中國諸港間の貿易竝びに船舶は總べて二重課稅の負擔を免れ得ないことゝなつた。其の要點を示せば次の如くである。

(一) 大連港仕出中國向貨物に對する課稅關係

- (イ) 滿洲國產品
  - 一 積出の際……1 改正前……轉口稅／2 改正後……輸出稅
  - 二 到著中國港に於て……1 改正前……無稅／2 改正後……輸入稅
- (ロ) 外國品
  - 一 積出の際……改正前、改正後共……無稅
  - 二 到著中國港に於て……改正前、改正後共……輸入稅

(二) 中國諸港仕出大連向貨物に對する課稅關係

- (A) セメント、窓硝子、染料
  - 一 積出の際……改正前、改正後共……無稅
  - 二 到著中國港に於て……改正前、改正後共……輸入稅
- (B) 其の他
  - 一 積出の際……1 改正前……轉口稅／2 改正後……A 產地證明書を有するもの……無稅／B 產地證明書を有せざるもの……輸出稅
  - 二 到著中國港に於て……1 改正前……無稅／2 改正後……輸入稅

(ハ) 關東州產品

- 一 積出港に於て……1 改正前……轉口稅／2 改正後……輸出稅
- 二 大連到著後……1 改正前……無稅／2 改正後……A 州內消費及び再輸出……無稅／B 奧地輸送……輸入稅

又中國政府は大連以外の滿洲國諸港に對しては依然內國港として取扱つて來たが、同年十一月十日附を以て「安東及牛莊ヨリ到著シ外國品ト看做サルゝ總テノ貨物竝ニ大連ヨリ到著スル總テノ貨物ハ積換申告書又ハ保稅申告書ノ提出有無ニ拘ハラス輸入稅ヲ課ス」との告示を爲し、漸次安東、營口より到著の土貨に對しても外國品と看做し輸入稅を徵收するに至つたので、滿支兩國間の輸出入品竝びに船舶は總べて二重課稅の負擔を免れ得ないことゝなつた。從來南滿洲輸出貿易中の三分の一を占めてゐた對支輸出額は昭和九年には其の約一割に過ぎない衰微狀態となつた。

纔つて輸入貿易を觀るに滿洲國建國以來經濟建設工作の進展に伴ひ、建築材料を始め綿絲布、小麥粉等を主として各品共に著しき增加を示し、昭和六年の一億三千萬圓より同七年二億四千萬圓、同八年五億圓と累進し、同九年遂に六億二千萬圓を突破して其の入超額は實に一億三千萬圓に達した。

港別貿易　大連港は關稅自由地域たる關東州の要衝に位する不凍港で港灣設備竝びに埠頭連絡輸送の圓滑なる點に於て他の諸港に比し絕對的優位を占め、開港後數年ならずして獨占的地位を占むるに至り、滿洲開發の進展に伴つて其の貿易額は年々遞增の傾向に在る。

安東港は明治四十年の開港に係り對朝鮮貿易最も旺んである。其の貿易額は明治四十年七百七十萬圓、同四十三年千二百萬圓、大正元年千七百萬圓で、南滿洲總貿易額の約八分乃至九分を占めた。然るに大正二年六月以降鐵道に依る安東通過貨物の支那側關稅が三分の一に減稅されることゝなつたので、對鮮貿易は俄然活況を呈し同三年二千八百萬圓（南滿洲總貿易額の一割三分）、同五年四千五萬圓（一割七分）、同八年には一億七千二百萬圓（一割七分）と漸增し、其の後銀安の爲同十年一億三百萬圓に減少したが、其の割合は反つて一割八分に上進した。爾來七、八年間は財界の變動に伴ひ其の貿易額も多少の伸縮を見大體一億四、五千萬圓程度で、南滿總貿易額の一割七分乃至二割に達したが、昭和五年六月より滿鮮國境通過貨物に對する三分の一減稅が廢止せらるゝに及び對鮮貿易は多大の打擊を受け、同五年八千九百萬圓、同六年四千九百萬圓と激減して約一割一分に低下した。然るに滿洲事變後經濟界の活況に伴ひ對鮮貿易も好調に復し、昭和九年其の額一億三千萬圓となつた。

營口港は一八六四年の開港に係り大連開港以來年々衰微したが、永年培ひ來つた對支貿易上の地位は牢固として拔くべからざるものがある。卽ち明治四十年の貿易額は五千二百萬圓にして南滿總貿易額の六割二分（以下同じ）を占め、同四十四年七千七百萬圓（四割四分）、大正二年八千八百萬圓（三割九分）、同六年八千萬圓（二割七分）となり貿易額に於ては增加を示したが、南滿總貿易額に對する割合は大連、安東の增進に因り逐年低下するに至つた。其の後滿洲に於ける我が國勢の伸展を嫉視せる舊東北軍閥の營口繁榮策等に依り、大正七年以後十二、三年間の貿易額は一億千萬圓乃至一億八千萬圓程度を保持したが、滿洲事變後對支關稅關係の變革に因り致命的打擊を受け、爾來僅かに對日貿易の伸展に其の命脈を持續してゐる狀態である。

大連港貿易

概　況　開港當初の貿易額は僅かに二、三千萬圓に過ぎなかつたが、大正二年一億圓を突破し南滿總貿易額の五割一分（以下同じ）を占め爾來南滿第一の對外貿易港となるに至つた。其の後銀價の暴騰等に因り大正六年三億圓、同八年六億九千萬圓と驚異的躍進を遂げて五割乃至九割八分を占めた。其の後歐洲大戰終了と共に世界的經濟恐慌の餘波を受けたが、尙大正十一年四億二千萬圓（六割三分）、同十年六億千萬圓（六割七分）、昭和三年五億五千萬圓（六割七分）の貿易額を有した、同五、六年には其の影響の深刻なるものがあり二億五千萬圓（約七割）に激減したが、滿洲事變に因り情勢は再轉して同七年以降は特產物の出廻圓滑と輸入貿易の伸展に因り好調を續け、同九年約八億八千萬圓に達し南滿總貿易額の約八割を占むるに至つた。

輸　出

一般輸出狀況　輸出貿易額は年々約三億乃至四億圓に達する。其の中大豆、豆粕、豆油は八割前後を占

め南滿貿易の大宗を成してゐる。仕向地は日本及び中國を主とし、大體に於て日本向は一億五千萬圓前後で、大連港總輸出額の四割乃至五割を占め、中國向は歐洲大戰後年々七、八千萬圓で、約二割餘を占めてゐたが、滿洲事變後は中國農民の疲弊甚だしく其の購買力の衰微と滿支間の貿易品に對する二重課稅に因り、對支輸出額は激減して昭和九年には三千五百萬圓となつた。

日支以外の諸外國向は特產物の進出に伴ひ好調を續け、滿洲事變前迄は貿易額の約二割二、三分を占めてゐたが、事變後躍進目覺しく昭和九年には大連港總輸出額三億七千萬圓中一億八千萬圓（約四割八分）となつた。

關東州產品の輸出狀況　輸出貿易品中には滿洲產品のみならず關東州產品をも包含する。關東州產品が其の幾割を占めてゐるかを的確に算出することは甚だ困難であるが、各民政署長の發行した產地證明書（關東州租借地稅關假規則第五條）其の他の資料に依れば大體一年間四千萬圓內外（油坊製品を除く）と推測され其の中約二千萬圓が日本向輸出額と看做される。

元來關東州產品の日本內地輸入に就ても輸入稅を課せらるべきであるが、關東州に於ける生產工業の發達を助長すると同時に、本邦の工業原料等の不足を補給せんとする趣旨に依り、明治三十九年九月勅令第二百六十二號を以て關東州に生產する物品の日本輸入に對しては協定稅率に依ることゝなつた。然るに右勅令に依り利益を享ぐる物品は支那素麵、石鹼等の二、三種に過ぎなかつたので、同年十一月勅令第三百四號を以て支那國の生產に係る銑鐵、水銀、毛織物、毛綿交織物及び綿織物をも協定稅率に依ることを得ることゝし其の適用を關東州にも及ぼした。

右の如く關東州を始め滿洲產品に對し我が國の輸入稅の輕減を圖つたが、尙在滿邦人の經營する企業の發達を期する爲、大正八、九年頃より關東州竝びに滿鐵附屬地に對する特惠關稅問題に關する輿論が起り、或は全滿商業會議所聯合會の特惠關稅實施要望に關する決議となり、遂に大正十四年關東州ノ生產ニ係ル物品ノ輸入稅免除ニ關スル件（大正一四・六・一八法律第五一號）が公布施行せられ、其の後昭和二年及び同四年の二回に亙り特惠品を追加して今日に及んだ。而して本制度の實績を觀るに施行第一年卽ち大正十四年は七月より十二月迄僅かに二萬七千圓の輸出に過ぎなかつたが、翌大正十五年は一躍百五十八萬圓に達し、昭和二年百九十四萬圓、同三年三百六十一萬圓、同四年三百九十六萬圓、同五年四百四十五萬圓、同六年五百六十七萬圓、同七年五百七十三萬圓、同八年八百三十五萬圓、同九年八百四十萬圓と逐年累進して其の效果は相當大である。

特惠關稅品中主として內地市場と取引せらるゝものは免稅品中生果、甘草越幾斯、綿纖絲、黃麻纖絲、黃麻布、ガンニー嚢、ポートランドセメント、マグネサイト又はドロマイトを原料とする建築材料、耐火煉瓦、板硝子、特殊網、電氣抵抗材料、ゲージグラス等にして、減稅品は牛肉、大豆硬化油である。就中綿纖絲、ガンニー嚢其の他黃麻製品、ポートランドセメント、板硝子、牛肉、大豆硬化油等は之等特惠關稅品目中の大宗とも稱すべきものであるが、一面本法品目中未だ輸入の實績を示し得ない品種も半數以上を有する狀態である。

輸　入　大連港の輸入貿易は綿絲布、小麥粉、鐵及び鋼鐵等を主とし、輸入總額は滿洲事變前に於ては大體二、三億圓程度であつたが、事變後情勢の變化に伴ひ輸入品は全面的に活況を呈し昭和九年には五億圓を突破するに至つた。其の主なる仕出地は日本、中國及び米國等である。日本仕出品の輸入額は事變前は年々一億圓內外で、大連港總輸入額の四割乃至四割五分（以下同じ）を占めたが、昭和九

年は三億三千萬圓（六割七分）に進み獨占的地位を確保したに反し、中國仕出品は事變前六、七千萬圓（約三割）であつたが、昭和九年約三千萬圓（約七分）に低下した。其の他諸外國仕出品は事變後中國品の退歩に伴ひ著しい進境を示し昭和九年一億三千萬圓（約二割六分）の輸入を見た。

重要輸出入品の狀況

輸出品

大豆　滿洲に於ける大豆の生産額は一箇年約五百萬磅と推定せられ、其の中約百三十萬磅は地方農民の食料となり、約二百萬磅は油房工業の原料に使用せられ、殘額約百七十萬磅は海外に輸出せられる。大豆は海外に輸出される迄は單に住民の食用に供し或は搾油に用ふるに過ぎなかつたが、偶〻豆粕の肥料的價値が認められて日本に輸出され、更に豆油の製造法が發明されて其の用途は愈〻廣汎となり、搾油用として歐洲向輸出も增加した。尙日本向大豆は味噌、醬油、豆腐等の原料となり支那及び南洋向は大體土民の食料に供される。

大連貿易統計に依る大豆輸出量は大正元年頃は十五萬磅程度に過ぎなかつたが、同三年より漸次增進し同四年には二十七萬磅に達した。然るに同五、六年は歐洲大戰の影響を受けて減退し、同七年より再び日本及び歐洲向は好轉し同八年五十三萬磅となつた。其の後同十一年迄は著しい增減なく凡調裡に經過したが、同十二年六十八萬磅、同十四年七十七萬磅、昭和三年百三十五萬磅、同四年二百十三萬磅と遞增した。又同五、六年は世界的不況に因り漸減し百十萬磅乃至百四十萬磅に止まつたが、同七年百七十八萬磅、同九年百九十八萬磅に回復した。其の金額は大正二年九百萬圓であつたが、同八年六千七百萬圓、昭和三年一億四千萬圓となり、同九年には一億五千萬圓に增進した。

最近に於ける大豆の仕向地別輸出狀況は日本向は昭和五年約三十四萬磅より同六年三十六萬磅に進み、同七年二十八萬磅に逆轉したが、同八年四十二萬磅となつた。中國向は昭和五年約十四萬磅、同六年二十萬磅、同七年二十四萬磅と累增したが、同八年は中國の高率關稅、動亂、農民の疲弊等の影響に因り僅かに一萬千磅となり、翌九年一萬三千磅となつて昭和七年の二十分の一に激減した。獨逸向輸出は昭和五、六年頃迄は其の大部分が和蘭、埃及等を經由した爲的確な數量は判明しないが、昭和七年約六十三萬磅、同八年七十三萬磅、同九年五十三萬磅を示し、又英國向は昭和五年六萬磅であつたが、其の後累進して同九年十九萬磅に達し大連港大豆輸出總額の一割を占むるに至つた。

豆粕　輸出の大部分は日本向である。然るに近年化學的肥料の勃興は豆粕肥料の地位を脅威するに至つた。其の輸出額は大正元年迄は三十萬磅內外であつたが、其の後逐年增加し同四年六十二萬磅、同七年九十五萬磅、同十年百七萬磅となり、同十三年は百二十七萬磅に達し、同十四年より昭和二年迄は極めて平凡に經過したが、昭和三年以後は化學肥料の壓迫と農村購買力の減退等に因り振はず、同四年及び五年は七十八萬磅に低下して大正五年以來の最低記錄を現出した。其の後幾分反撥したが依然九十萬磅程度を出でない狀態である。其の金額は大正元年千六百萬圓であつたが、同六年四千二百萬圓、同十一年七千萬圓、同十四年九千百萬圓と累進した。昭和元年以後は數量減に銀安を加へて昭和三年六千二百萬圓、同六年二千九百萬圓と漸減歩調を辿つたが、同七年後は銀價回復に因つて四千萬圓內外となつた。

最近五箇年間に於ける豆粕の仕向地別輸出狀況は日本向が約九割を占め、一割が中國、北米合衆國等に輸出されてゐる。日本向は昭和五年五十八萬瓲、同七年五十八萬瓲、同六年六十七萬瓲、同七年五十八萬瓲、同八年六十一萬瓲と格別の波動を見なかつたが、同九年は稍〻好調を得て約七十九萬瓲となつた。中國向は昭和六年以前は十五、六萬瓲程度で、同七年約二十萬瓲に達したが、同八年以後は大豆同樣高率關稅動亂等の影響を受け僅かに十四萬瓲に激減した。卽ち左表の如くである。

仕向地	昭和九年		同八年		同七年		同六年		同五年	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
	瓲	圓	瓲	圓	瓲	圓	瓲	圓	瓲	圓
日本	七八八、三三一	三六、七八九、二一四	六二、六七七	三三、一四五、九三〇	五八三、八六二	三六、〇〇九、八三一	六三〇、一九七	二四、一五四、八三一	五八三、八六二	三六、〇〇九、八三一
中國	一四、五四八	六七九、〇五七	一三、八四三	七六九、三三〇	一九七、七九八	一三、七九一、二一〇	一六一、二〇四	五、一九五、七九九	一九七、七九八	一三、七九一、二一〇
其ノ他	七一、七一二	三、五四六、三四〇	六四、一六四	三、五九五、九三〇	一〇四、四三一	五、四〇一、四九二	七三、二七七	四三、六一〇	一〇四、四三一	五、四〇一、四九二
計	八七四、七八一	四〇、九三四、八三五	六八〇、九六五	三七、八五五、一八〇	八八四、八六八	五〇、九九九、一八〇	七九六、二九五	三三、二〇四、七四九	八八四、八六八	五〇、九九九、一八〇

豆油　元來豆油の需要は歐洲に興つたものであるが、近年彼地製油工業の發展は滿洲產豆油の前途を暗澹たらしめた。其の輸出額は大正元年頃迄は一箇年三萬瓲內外であつたが、同五年七萬瓲、同七年十二萬瓲に進み、同八年よりは漸減して同十一年九萬瓲となり、更に翌十二年十二萬瓲と好調を見せた。其の後歐洲向豆油の前途を悲觀せらるゝに至つたが、輸出額は十萬瓲乃至十二萬瓲に上り昭和六年十四萬五千瓲の最高記錄を作つた。滿洲事變後は歐米向の漸減と支那向の激減に因り同七年は十萬千瓲、同八年は六萬二千瓲と漸減したが、同九年には七萬九千瓲に止まつた。金額は大正元年頃は五十萬圓內外であつたが、其の後銀價の騰貴に伴ひ大正四年一千萬圓、同六年三千二百萬圓となり、同七年には六千三百萬圓に激增した。然るに歐洲大戰終了と共に大正十年二千二百萬圓、同十三年二千萬圓と減退したが、爾來減退の一途を辿り昭和三年は二千七百萬圓、同六年は二千萬圓更に同九年千五百萬圓となつた。

豆油の仕向地別概況は中國向は昭和五年一萬三千六百瓲、同六年六萬五千瓲、同七年六萬八千瓲と躍進したが、其の後大豆、豆粕と同樣不振となり同八年二萬瓲、同九年一萬五千瓲と逆調を示した。英國向は昭和五年二萬三千瓲、同六年二萬七千瓲と增進したが、同七年以後は激減し同九年は僅かに二千五百瓲であつた。和蘭向は昭和五年六萬三千瓲、同六年六萬八千瓲と累進し、同七年二萬瓲、同八年二萬四千瓲と逆調を示したが、同九年は稍々活況を示し一萬瓲となつた。同七年二萬瓲、同八年二萬四千瓲と累進し、更に翌九年には四萬三千瓲となり大連港輸出總額の五割五分强を占むるに至つた。卽ち左表の如くである。

仕向地	昭和九年		同八年		同七年		同六年		同五年	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
	瓲	圓	瓲	圓	瓲	圓	瓲	圓	瓲	圓
中國	一五、五四四	二、八〇六、五九九	二七、九八二	六、八〇〇、一三八	二七、九八二	六、八〇〇、一三八	一三、六三三	二、五〇八、六四一	一三、六三三	二、五〇八、六四一
英國	二、四四九	五〇八、六一七	四、八六二	一、一四九、八三四	一、一四九、八三四	三五、五八八、八六六	三三、八六一	四、二九八、五二三	三三、八六一	四、二九八、五二三
獨逸	四三、三五〇	八、六二六、九八	二四四、二〇三	五八、五八八、八六六	二四四、二〇三	五八、五八八、八六六	二、四九七	三三八、四四八	二、四九七	三三八、四四八
和蘭	一〇、一五六	一、九六四、七四五	二、四九七	三五二、一〇八一	二、四九七	三五二、一〇八一	六三、二四四	一二、六四二、五二九	六三、二四四	一二、六四二、五二九
米國	四四五	八一、六四七	一、九四六	四五八、〇八四	一、九四六	四五八、〇八四	五、八四五	一、〇七五、五五九	五、八四五	一、〇七五、五五九
其他	一〇、三四四	一、三七六、一〇五	一、二六八	二九五、三六九	一、二六八	二九五、三六九	九、八三三	一、八一六、九九二	九、八三三	一、八一六、九九二
計	八二、〇七四	一五、五六四、七九一	五二、八四八	一四、六五三、八九八	五二、八四八	一四、六五三、八九八	二一七、二三三	三一、五八〇、六六九	二一七、二三三	三一、五八〇、六六九

石炭　滿洲に於ける石炭の埋藏量は約五十億瓲と推定されてゐるが、撫順炭礦の最近一箇年の出

炭量は約七百萬噸で、其の約半數に當るものが輸出される。其の仕向地は日本が約六割乃至八割で首位を占め、殘り二、三割が中國、比律賓等に仕向けられる。昭和五年中日本仕向量は約百九十萬噸であつたが、其の後內地に於ける重工業、化學工業の活況に伴ひ石炭の需要旺盛となり、昭和六年、同七年は各二百萬噸、同九年二百七十萬噸と逐年輸出增加を見た。中國向は昭和五年及び六年は約百萬噸を輸出したが、同七年より減退し同八年五十三萬噸、翌九年は二十五萬噸と激減した。卽ち左の通りである。

仕向地	昭和九年 數量	昭和九年 價額	同八年 數量	同八年 價額	同七年 數量	同七年 價額	同六年 數量	同六年 價額	同五年 數量	同五年 價額
日本	二、七二四、〇二三噸	二九、七八一、二三〇圓	二、三八五、九二八噸	二七、七六九、七一六圓	二、〇四二、七三五噸	二四、〇四二、七三五圓	一、九七五、〇四一噸	二三、〇四四、九二四圓	一、八八七、〇三二噸	一三、六三四、三九七圓
中國	二四八、二六二	二、七二〇、八九九	三二九、二八五	四、〇四二、九四四	四一〇、四三六	四、六三五、三五二	一、〇〇四、三三四	六、一三五、二〇〇	九八四、八二一	七、一三五、八三八
比律賓	七一、二一〇	七四四、九四〇	一二〇、一七五	一、二五二、〇三〇	一三四、九九四	一、三五九、四二一	一五四、七三六	九四五、七二一	二〇八、三二一	一、四七五、八七九
其ノ他	二六一、〇九八	二、八三九、三九一	三三三、〇三四	三、五三三、〇七二	二八三、二六六	一、九三二、四四八	二〇、八四五、二九五	三三、二四九、八五一	一六九、六八六	一、二六一、七四四
計	三、二四四、三九三	三六、一六六、四三九	三、五六六、三四七	三八、七三五、七六二	二、八二七、六四二	三一、〇四二、七三五	三、〇四二、七三五	三四、〇四四、九二四	二、九三四、九七七	三四、六三四、三九七

輸入品

綿織物　滿洲に於ける綿布の需要は莫大な額に達するが、未だ見るべき織布工場なく其の大部分を海外よりの輸入に俟つ狀態である。其の輸入額は昭和五年約千六百萬圓、同六年約千萬圓であつたが、近年人口の急激なる增加と銀高に伴ふ農民購買力の增大に因り、昭和七年二千九百萬圓に、同八年四千四百萬圓に激增した。然るに同九年は前年よりの荷倚れもあり三千萬圓に低下した。

其の仕出地別輸入狀況は昭和五年は日本品八百二十萬圓、中國品八百四十萬圓、同六年は日本品五百三十萬圓、中國品五百四十萬圓と同一步調を續けたが、滿洲國成立と共に滿支間の關稅變革に累せられて中國品は致命的打擊を蒙り、昭和七年の六百九十萬圓及び同八年の六百八十萬圓は、同九年には二百九十萬圓に急落した。中國品の退步に反し日本品の進出著しく昭和七年二千二百萬圓、同八年三千七百萬圓と增進し、同九年二千八百萬圓に減じたが、尙大連港の綿布總輸入額の九割を占めてゐる。卽ち左の通りである。

仕向地	昭和九年	同八年	同七年	同六年	同五年
日本	二八、三二八、九四四圓	二七、三三七、三五五圓	三二、三三八、七八六圓	三五、二八〇、八〇七圓	八、三二一、八四四圓
中國	二、九六六、七三〇	六、八七二、三九四	六、九二八、七五九	五、四三二、三五五	八、四二一、三三五
其ノ他	二八六、六一八	四六三、八六九	三六八、三三八	一七七、三三五	二〇〇、四七三
計	三二、三八二、三三三	四四、六七三、八六八	三九、三三三、七二五	四〇、八四〇、三六九	一六、八三三、八〇二

小麥粉　小麥粉の輸入額は昭和五年八萬六千噸、翌六年八萬千噸で、同七年十三萬二千噸、同八年二十九萬四千噸、翌九年三十六萬二千噸となつて著しい進展を示したが、滿洲國の人口增加及び住民の生活向上と、圓安に乘じた日本粉及び滿洲粉の北滿進出が最大の原因をなしてゐる。仕出地別輸入狀況は日本粉は昭和五年の二萬千噸より逐年累進して同八年二十萬噸に達し、大連港輸入小麥粉の約六割を占むるに至つたが、同九年滿洲粉の進出に依り十八萬噸に減少した。又中國粉は昭和六年三萬噸同七年二萬二千噸、同八年四萬六千噸と好調を續けたが、同九年六千噸に沒落し、一方滿洲粉は昭和六年二百二十噸に過ぎなかつたが、同七年より進出著しく同年二萬二千噸、同八年四萬噸、翌九年一躍十六萬四千噸となり大連港輸入小麥粉の四割五分を占むるに至つた。其の金額は昭和五年は七百萬五千圓であつたが、同九年は四千七百四十二萬餘圓で、約六倍八分の增加であるが、年別狀況は左の通りである。

仕向地	昭和九年 数量	昭和九年 価額	同七年 数量	同七年 価額	同六年 数量	同六年 価額	同五年 数量	同五年 価額	同八年 数量	同八年 価額
日本	一八一、七六五噸	三、二三五、九六二圓	二〇〇、七一七噸	二五、二七三、一三九圓	九四、三八五噸	一、五四四、九四二圓	二〇、一八五噸	三二、一三五、一三九圓	九四、三八五噸	一、五四四、九四二圓
中國	六、三二一	七四、九五九	四六、一〇三	八、〇九、〇六四	二、六四〇	三九、六〇〇	四、一〇三	八、〇九、〇六四	二、六四〇	三九、六〇〇
滿洲	一六四、一五七	三、一四六、一五八	四〇、六八	五、九〇、四八	一、三五〇	一九、四五八	一二四、六八	五、九〇、四八	一、三五〇	一九、四五八
其ノ他	一〇、六二一	一、三五〇、八五二	六、六〇〇	一、〇一〇、九五二	一、三五〇	一九、四五八	六、六〇〇	一、〇一〇、九五二	一、三五〇	一九、四五八
計	二六二、九二四	四七、四二九、三五九	二九四、〇四八	四〇、二二、六九八	九四、六八五	一、三五四、四二一	二九四、〇四八	四〇、二二、六九八	九四、六八五	一、三五四、四二一

鐵及び鋼鐵　近年滿洲土建界の殷盛に伴ひ金屬材料の輸入は著しい進展を示し、昭和五年十萬八千噸、同六年五萬五千噸、同七年十一萬七千噸、同八年二十四萬七千噸、同九年三十九萬噸となり、又價額に於ても昭和五年の千萬圓より翌六年は三百六十萬圓に減じたが、同七年千六百萬圓、同八年三千七百萬圓と增加し、大連港輸入貿易額の一割餘を占むるに至つた。此の情勢は尙當分繼續を豫想されるが、昭和製鋼會社の生產額增加に連れて漸次減退するものと思料せられる。鐵及び鋼鐵の仕出地は日本、獨逸を主とし、日本品の輸入額は昭和五年六萬噸、同六年四萬噸、同七年九萬噸、同八年十九萬噸、同九年三十一萬噸と累進して約八割を占め、又獨逸品も昭和六年の千二百噸より同七年一萬六千噸、同八年三萬五千噸、同九年五萬噸と云ふ著しい進展を示してゐる。卽ち左の通りである。

仕向地	昭和九年 数量	昭和九年 価額	同七年 数量	同七年 価額	同六年 数量	同六年 価額	同五年 数量	同五年 価額	同八年 数量	同八年 価額
日本	三一三、九七七噸	四六、四八二、九三一圓	一三、一四三、〇八八	一、九二、一三、三五三	二、八二一、三五三	三九、三七七、一八六	九二、八八八	一、三五四、八五八	二、八二一、三五三	三九、三七七、一八六
獨逸	三五、六四四	六、二八〇、八五二	一、三五〇	一三五、八五〇	一、三五〇	一三五、八五〇	三五、六二一	一、一四三、六三一	一、三五〇	一三五、八五〇
米國	九、四八六	二、三三五、三五二	九四〇	八九、三五六	九四〇	八九、三五六	七、〇九七	六四二、七二三	九四〇	八九、三五六
其ノ他	一六、四八九	二、一〇八、三六八	一三、九七四	一、三五、九七四	一三、九七四	一、三五、九七四	三六、一三五	二、八九四、六一〇	一三、九七四	一、三五、九七四
計	三五九、二三六	五〇、三五、七四六	一六、一四八	一、九二、一三、三五三	二、八二一、三五三	三九、三七七、一八六	一〇八、一八四	一〇、〇五四、八九八	二、八二一、三五三	三九、三七七、一八六

車輛類　最近輸入品中最も顯著な進展振を示したものは車輛類である。鐵道車輛の增加は滿洲國の鐵道が滿鐵に經營を委託さるゝに當り、新車を輸入して國鐵に配給した爲である。滿鐵鐵道工場、大連機械製作所等車輛の製造工場はあるが、其の生產能力は一時の大量需要に應ずるに足らざる狀態で、今後新線建設工事の進展に伴ひ鐵道車輛の輸入も當分減退せぬことゝ想はれる。自動車車輛の增加は諸官衙、會社等の乘用を始めとし土建界の殷盛に伴ふ運搬用の激增に因るもので、今後自動車道路の完成と共に其の輸入は益〻增加を見るであらう。

滿洲事變後の車輛類は昭和七年以前は五百萬圓に足らなかつたが、昭和八年一躍二千百萬圓に進み同九年三千萬圓に達した。仕出地は日本が約九割を占め、昭和八年千七百萬圓、同九年二千七百萬圓に達した。又米國は昭和五年の九十萬圓及び同六年の三十萬圓より同七年百三十萬圓、同八年は四百三十萬に躍進したが、其の後日本品に壓迫されて同九年には百二十萬圓に減退した。卽ち左の通りである。

仕向地	昭和九年	同八年	同七年	同六年	同五年
日本	二、七三二、二六六圓	一、六九八、〇九六圓	一、三六一、九三〇圓	三〇、三四三圓	二、〇六三、四〇五圓
米國	一、三四〇、〇三一	四、三五〇、八九四	三一〇、四三一	九九六、九一八	
其ノ他	二、七三五、三五六	二一二、二三五	七〇九、八八八	一、八七五、八五一	
計	三一、六八一、〇三三	二、三九二、三五七	一、八二、三五七	四、八九七、三三二	

再輸出貿易

我が國は關東州の租借權を露國より繼承すると同時に大連港を自由港とし、關稅行政の煩苛と輸

入手續の煩瑣より解放して、中繼港として貨物及び船舶の往來を自由ならしめ貿易に依る大連港の繁榮を圖つた。從つて大連港の再輸出貿易は年々好調を續け、明治四十年の約二百萬圓より大正三年は五百八十萬圓に進み、歐洲大戰中は銀價の暴騰と好景氣の波に乘り各地向共增進して同五年千萬圓、同六年千九百萬圓、同七年四千萬圓と躍進し、同八年には遂に五千萬圓を突破するに至つた。然るに大戰終了後銀價の下向に伴ひ主要仕向地たる中國及び日本が何れも激減したので、同九年三千五百萬圓、同十年千八百萬圓と落調を示した。爾來日本向の不振に對して中國向は好調を示し、二千萬圓內外を保つてゐたが、昭和四年頃より深刻となつた世界的財界不況の爲各國向共不振狀態に陷り、加ふるに銀價も未曾有の安値を唱ふるに至つたので、同五年千百萬圓、同六年六百萬圓と歐洲大戰前の狀態に逆戻りしたが、事變後は銀價の回復と人絹の中國向躍進に因り活況を示し、同七年千百萬圓、同八年二千三百萬圓、同九年三千萬圓と累進した。

再輸出貿易の主なる仕向地は中國及び日本である。中國向は大正五年迄は三、四百萬圓に過ぎなかつたが、同六年より遽增して同七年千萬圓に進み此の情勢は同九年迄續いた。越へて同十年には轉落して三百五十萬圓となつたが、同十一年より漸次回復し同十三年六百萬圓、昭和二年八百萬圓、同四年は千百萬圓に達した。同五年よりは急に減退し、同六年は二百八十萬圓となつて大連開港以來の最低記錄を示したが、銀價の下落に因る購買力の減退が主因となつて中國向再輸出額の大部分を占むる人絹及び砂糖の激減を見た爲である。其の後は滿洲產品の輸出減に對し再輸出貿易は逆の傾向を示し同八年千六百萬圓、同九年二千三百萬圓と好調を續けて中國向總輸出額の約四割を占むるに至つた。

日本向再輸出額は大正二、三年頃は百萬圓臺であつたが、同四年より遂年增加して同六年より同九年迄は大體千萬圓內外となつた。然るに大戰終了後は激減して例年二百萬圓內外の低調を續けてゐたが、昭和八年約四百萬圓、同九年約三百五十萬圓となり稍〻好調を示すに至つた。最近に於ける重要再輸出品は人絹、砂糖、鐵及び鋼鐵で、此の外米及び粳、紙、綿纖物、揮發油等も相當額を示してゐる。人絹は昭和七年八千斤、一萬三千圓であつたが、翌八年は一躍三百二十七萬斤、五百六十萬圓に上り、同九年には更に增進して五百五十萬斤、千百萬圓を突破し再輸出貿易界の王座を占むるに至つた。砂糖は人絹に亞ぎ昭和七年約十五萬擔、百二十萬圓より同八年四十四萬擔、三百五十萬圓に進んだが、同九年には二百五十萬圓に減退した。鐵及び銅は昭和七年二十四萬擔、同八年十一萬擔、同九年十五萬擔、百二十萬圓乃至二百萬圓である。

第三節　保　險

保險事業の沿革

滿洲に於ける保險事業の發達は日露戰役後に屬し、戰前は僅かに外國人の手に依つて微々たる經營が爲されてゐたに過ぎない。卽ち西曆一八六四年天津條約の結果營口（牛莊）の開港せらるゝに及び、英國商人は此の地に於て貿易業の傍ら海上保險の代理業を兼營した。次いで積荷の陸揚後の危險を慮り海上及び火災保險の性質を兼ねた混合保險が行はれ、漸次火災保險事業の普及を見るに至つた。其の後露國が東淸鐵道を敷設して其の勢力を東亞に振ふに及び、一九〇二年莫斯科火災保險株式會社は哈爾濱に代理店を設置して火災及び運送保險業務を開始した。生命保險は支那人の經營する福安人壽保

險公司、華洋人壽保險公司（本社は一九二〇年チャイナミチアルトと合併、金星人壽保險公司、華安人壽保險公司等が何れも營口に代理店を設置したが、殆ど業績の見るべきものはなかつた。

我が國が露國に代つて滿洲の開發に當るに及び諸般の面目は茲に一新し、我が保險事業の進出を見るに至り明治三十九年二月明治生命保險株式會社が大連に代理店を設置し、翌四十年二月には日宗火災及び共同火災の兩保險株式會社が各旅順に代理店を設置して損害保險の先驅を爲した。爾來在滿邦人の增加と其の經濟的發展とは益〻內外保險業者の進出を促し、更に昭和七年三月盟邦滿洲國の創建と其の顯著なる經濟的進展は益〻本事業に拍車をかけ遂に今日の隆盛を見るに至つた。

關東州に於ける保險事業監督法令　關東州に於ける保險事業に就いては從來何等の取締法規なく、保險業者は任意に事業を營むことを得たが、明治四十一年九月關東州裁判事務取扱令（勅令第二一三號）に依り保險業法の準用を見るに至り、內外の保險會社は一律に該法規の適用を受くることゝなつた。其の結果事業者は二重の免許を受くる事となり不便不利なるのみならず、莫大なる金額を供託せしむる事は事業其のものを關東州より驅逐する虞あるを以て、本事業の監督には特別法制定の必要を認め外務省及び農商務省と協議の結果、明治四十三年六月關東州ニ支店又ハ代理店ヲ設ケテ保險事業ヲ營ム者ニ關スル件（勅令第二九四號）及び同件關東都督府令第二一號）の公布を見たのである。卽ち內地主務官廳の免許を受けた內外國保險會社が關東州に支店又は代理店を設けて保險事業を營む場合は單に屆出を以て足ることゝなり、又新に會社を關東州內に設立し保險事業を營む場合は前記關東州裁判事務取扱令（明治四一、九、勅令第二一三號）に基く保險業法及び保險業法ノ施行及外國保險會社ニ關スル件（大正七、二、一關東都督府令第一號）に依り保險業法施行規則（大正元、農商務省令第二九號）に依るが、未だ內地主務官廳の免許を受けざる外國保險會社が新に支店又は代理店等を設けて保險事業を營む場合は、明治三十三年勅令第三百八十號及び外國保險會社ニ關スル件（大正元年農商務省令第三〇號）に依るのである。

保險事業發達の概要　滿洲に於ける保險事業は累年顯著なる發達を遂げたが、新興滿洲國の成立以來更に一段の飛躍發展をなし其の業績は刮目に價するものがある。卽ち昭和九年末現在に於ける生命保險契約件數は六萬五千五百六十二件保險金額一億三千三百六十餘萬圓で、損害保險契約件數十一萬七千四百二十九件、保險金額八億二千七百八十餘萬圓の多額である。

生命保險　滿洲に於ける生命保險は極めて少數の外國保險會社を除く外、大部分は本邦會社の經營に係つてゐる。明治三十九年二月明治生命保險會社が大連に事業を開始して以來、大正三年歐洲大戰勃發當時迄の業績は南北滿洲を通じ微々として振はなかつたが、戰時財界の般賑は滿洲に於ける斯業に非常なる好影響を齎らして一段の伸展を見るに至つた。大戰終熄と共に他の營利事業は急激なる財界の變動に依り何れも甚大なる打擊を蒙つたが、生命保險事業のみは大なる影響を受くることなく逐年順調の發達を遂げた。其の事由は獨り環境の然らしむるばかりでなく一面保險思想の普及向上に因るものと見る事が出來る。

尙近頃滿支人社會の向上發達に伴ひ漸次滿支人間にも保險思想普及し本邦會社の契約を欲する者が多くなつた。本邦生命保險會社中には保險金竝びに契約者の年齡等に特殊の制限を附して申込に應じたものもあるが、未だ積極的に同方面を開拓せんとするものはなかつた。之等は從來滿洲人に就いては死亡統計の依るべきものがないこと、其の生死を證明すべき證憑を得るに困難であること、阿片を吸飮すること、衞生思想に乏しく又其の機關が完備しなかつた爲死亡率高きこと、通貨を異にせる關

保上保險料及び保險金の收支に多大の不便があること等種々なる事情に基因するものである。

然しながら滿洲國建國後は諸政の整備改善に伴ひ敍上の不便障碍が漸次改革除去せられつゝあるので、滿支人方面に於ける斯業の前途は頗る有望となつた。滿洲國に於ては建國後經濟建設要綱を發表し、滿洲に於ける保險事業は特に統制を加ふるの必要ありとして、其の具體化方法に關し日滿關係機關に於て目下協議研究中である。（附表參照）

損害保險　一八六四年營口（牛莊）開港以來、英商に依つて先づ海上保險の開設を見、次いで火災保險も行はれ、又日露戰後本邦の共同火災保險株式會社及び日宗火災保險株式會社が旅順に代理店を設置したことは既述の通りであるが、當時旅順の繁榮は寧ろ大連を凌駕してゐたので、內國保險會社は最初旅順に代理店を設置した。其の後大連の著しい發展に伴ひ各保險會社は何れも事業の本據を大連に移すに至り、殊に外國保險會社は滿洲に於ける特產物の多量輸出に著眼し、其の運送及び海上保險を目的として活躍した。又本邦火災保險會社は基礎未だ薄弱なりし爲大連に於ける契約は殆ど外國會社の手中に歸し、本邦會社は其の壓迫を受け頗る不振であつた。然るに大正三年歐洲大戰勃發するに及び外國會社は事業の經營が困難に陷り代理店を閉鎖して引揚げ、又は辛うじて營業を繼續するも東洋方面に於ける事業を顧みるの遑なく事業の停頓を來した。此の機に乘じて內國保險會社は競つて進出し、三井物產株式會社大連支店、鈴木商店大連支店、福昌公司、大倉商事株式會社等は何れも內國又は外國保險會社の代理店として相當の業績を擧げ、殊に三井物產株式會社の如きは本邦の代表的十六保險會社の代理店として、滿鐵埠頭に於ける特約保險より一般市中の保險に及ぼし漸次外國保險會社の地盤を侵蝕するに至つた。卽ち大戰後數年間に於ける內外國保險會社の勢力は大戰前と彼我全く其の地

位を顚倒し、本邦會社は此の間牢固拔くべからざる地盤を開拓して大正九年以降の事業成績は驚異的進步を示すに至つた。

然しながら此の間滿洲には未だ本店を有する保險會社無く、何れも內國又は外國保險會社の代理店なりしを以て、年々巨額の收入保險料が內地又は外國に流出する結果、滿洲に於ける產業資金の涸渴を來す虞あり、又一方大正七年滿鐵埠頭の野積保管大豆の罹災に因り、內地保險團は其の危險を憂慮して遂に特約保險の同盟拒絕を爲すに至り、商取引の圓滑を阻碍し輸出貿易上多大の支障を惹起した爲、滿洲に於ける商工業者は內地資本家（東京海上、大正海上及び滿鐵會社の出資を得て資本金二百萬圓（四分の一拂込）を以て大連火災海上保險株式會社を設立し、大正十一年八月當局の事業免許を得て直に開業した、爾來順調なる發達を遂げ滿洲帝國建設後は滿洲の政治經濟情勢の好轉に伴つて、唯一の現地損害保險會社として社業益〻發展し斯界に重きを爲すに至つた。

保險協會

滿洲に於ける保險事業は敍上の如く最近著しく發達し尙將來を有望視さるゝ爲、內國保險會社の進出するもの多く勢ひ競爭猛烈を極め、互に保險契約の爭奪を爲すに至り保險業者及び被保險者相互に憂ふべき結果を招致するやも圖り難い情勢となつた。之を未然に防止し同業者の連絡協調を保ち斯業の健全なる發達を圖る爲、生命保險は大連生命保險同業會を、又損害保險は關東州火災保險協會を設立して斯業の向上發達を圖る爲各其の機能の發揮に努力してゐるが、殊に後者は其の成績見るべきものがある。

大連生命保險同業會　大正六年八月一日前述の如き目的を以て組織せられたものであるが、強制組合に非ざる爲管內同業者全部を網羅し得ざる關係上、其の機能を充分發揮し得ず會員の親睦機關たるに過ぎざる現狀で、目下其の改組に就き考慮中である。

關東州火災保險協會　關東州內に於ける火災保險業者相互の猛烈なる競爭の結果、保險料率の極端なる低下と超過保險の弊害とを生じ業績漸次惡化の情勢に鑑み、昭和九年十二月十七日關東州內火災保險業者二十五社(內地協定會社二十二社及び日本共立、朝鮮火災、大連火災)を糾合組織せられたものである。其の使命は大正十三年二月設立した本協會の前身たる大連火災保險同業會と同じく、會員相互の連絡協調を圖り斯業の健實なる發達を圖るにあるが、更に新保險料率を協定し嚴重なる規約を設け其の實行を嚴守し、自由競爭に依る共倒れの防止を主眼としてゐる。現在本協會の加盟社數は三十六社(外國會社九社を含む)の多きに及び滿洲帝國の健全なる發展に伴ひ益〻好轉の機運にある滿洲保險業界に於て本會の活躍こそ期待すべきである。尙現在奉天、新京等滿洲主要都市に火災保險協會の結成を企圖してゐるが、之が結成の曉は更に全滿火災保險協會の設立を見るに至るであらう。

第四節　取引所

概說

滿洲の主要農產物たる大豆、高粱、粟及び包米の中高粱、粟及び包米等は食料、釀造用として主に地方的消費に充てられてゐるが、大豆は其の生產高の大部分を其の儘又は加工の上豆粕及び豆油として海外に輸出せられ、實に滿洲輸出品の大宗である。

南滿三港中大豆竝びに其の加工品の輸出は久しく營口の獨占する所であつたが、明治四十一年大豆の歐洲向輸出開始後、大連の埠頭施設の整備と油坊業の發達とに依り大連港が最も優勢となつた。滿洲輸出品の大宗たる大豆(大豆竝びに其の加工品)が地方經濟に重要なる關係を有すること、滿洲に於ける運輸、倉庫、金融其の他の各種經濟機關が大豆を中心に施設經營せられる實情とに依り、市場に於ける其の取引方法の良否は直に滿洲經濟界の消長に大なる影響を與へるのである。然るに從來の取引方法は各地概ね不規律、不完全を極め、大連の如き大豆貿易の中心市場に於てさへ適當なる取引機關がなかつた爲、據るべき一定の相場なきは勿論取引物件の受渡は不確實で、相場の如何に依つて其の成否を決し、不渡の場合の補償竝びに制裁の手段なく取引上の弊害甚しく、加之無謀なる投機取引が盛に行はるゝ等幾多の餘弊を釀成したのである。於茲、關東都督府は從來の弊害を除去して取引の圓滑を期し、其の秩序ある發達を助長する爲適當なる取引機關設置の必要を認め、明治四十二年以來吏員を派して滿洲及び南北支那各地に於ける商慣習其の他必要事項を調査せしめて、明治四十四年大連に府營取引所を設置するに決し、大連重要物產取引市場規則(明治四四・六、關東都督府令第一三號)を公布した。

本規則に依り取引所の職制及び商議員制等を定めたが、大正二年關東州內ニ設立スル重要物產取引市場ニ關スル件(大正二・二・一四勅令第六號)公布せられて取引所の法律上の根據始めて定まり同年三月大連重要物產取引市場規則(明治四四・六、關東都督府令第一三號)を廢止した、尙同取引所規則(關東都督府令第七號)を公布して大連重要物產取引所規則施行規程(關東都督府令第十五號)を以て賣買受渡其の他に關する事項を規定した。

大連重要物産取引所は大正二年九月一日其の所務を開始したが、成績頗る良好であつた爲更に一歩を進めて大豆の大集散地たる開原及び長春（新京）に同樣の施設を爲すことに決し、大正四年四月勅令第五十四號を以て大正二年勅令第六號中「關東州內」とあるを「關東州及南滿洲鐵道附屬地內」と改正せられ、次いで大正五年關東都督府取引所規則（大正五・二・二八、關東都督府令第一號）を公布して大連の外開原、長春（新京）各取引所も一律に本規則に依らしめ、從來の大連重要物産取引所規程（大正五・二・一八、關東都督府令第二號）、大連重要物産取引所規程（大正五・三・一八、關東都督府令第三號）、長春（新京）取引所規程（大正五・二・一八、關東都督府令第八號）を制定公布した。

開原、長春（新京）の各取引所は先物取引の期限其の他に於て多少大連重要物産取引所と異なるが、大體に於て齟齬を同じくし唯重要物産の外に貨幣卽ち錢鈔を加へた點に於て一新生面を開き、大正五年二月十五日開原取引所の、同四月一日長春（新京）取引所の各所務を開始した。取引所設置當初の目的は專ら大豆取引の改善に在つたが、日本內地の取引所に類を見ない錢鈔の取引を兼營したことは畢竟滿洲に於ける通貨不統一の結果に外ならない。從來大連に於ける錢鈔取引は支那人が公議會に集合して一定の相場を建てたのである。其の後大正三年二月正隆銀行代表者及び支那商人等官准を得て大連錢業公所を設立し、章程を認けて現物及び先物の取引をしたが、開原及び長春（新京）の例に依り取引所に於ける取引の一種とするを適當と認め、大正六年五月大連重要物産取引所錢鈔取引規程（關東都督府令第九號）を公布して同六月一日より施行し、大連重要物産取引所に重要物産の外錢鈔の取引を兼營せしむることゝして、錢業公所は解散した。大正八年二月大連取引所規程（大正八・二・六、關東都督府令第六號）を制定して大連重要物産取引所規程及び同取引所錢鈔取引規程を廢止し、其の名稱を大連取引所と改めた。次いで同年四月關東廳官制の施行に依り關東都督府取引所規則は之を關東廳取引所規則と改正した。更に產業の發達を助長し且經濟界の進步發展に資する爲、開原及び長春（新京）以外の主要地にも同種の取引所を設置するに決し、大正八年八月四平街及公主嶺取引所規程（大正八・八・關東廳令第三八號）、同十月鐵嶺取引所規程（大正八・一〇、關東廳令第五一號）を公布した。而して大正八年十月四平街取引所を、同十一月公主嶺、鐵嶺の兩取引所を開所し、超えて九年八月遼陽取引所の、同十月奉天、營口の二取引所の各所務を開始した。爾來各所共に相當の成績を擧げたが、鐵嶺、遼陽及び營口の三取引所は支那側に於ける交易所の開設又は滿鐵會社の混合保管制度實施等の影響を受け、漸次市場不振となり大正十二年末以後取引皆無となつた爲、大正十三年十月末日限り之を廢止した。重要物產の取引並びに之に附隨する錢鈔取引は前記取引所の設置に依り其の機關を整備したが、有價證券及び輸入主要品に就いては適當なる取引機關がなかつた。卽ち滿州經濟界の發展に伴つて各種事業會社の增設を見、大正八年八月には滿鐵會社を除き會社總數二百四十八社其の資本總額七千九百十一萬餘圓を算し、大連に於ける株式の賣買高は一日一萬圓乃至二萬圓に達したが、其の賣買取引は單に警察署の許可を受けた株式賣買仲介業者が、現物の授受を爲すに止まり一定の成規の下に整然とした取引が行はれなかつた爲、自ら取引の圓滑を缺くのみならず弊害の及ぶ所大なるものあり、一面主要輸入品たる綿絲布及び麻袋等の如きも其の據るべき公定相場なく、當業者の被る不利不便が尠くなかつたので當廳は產業の發達上之を遺憾とし、大正八年十二月關東州取引所令（大正八・一二・一五、勅令第四九四號）の公布に基き同月關東州取引所規則（大正八・一二・二四、關東廳令第六七號）を公布して同十二月二十五日大連に株式會社大連株式商品取引所の設立を認可し、翌九年二月十日より有價證券、綿絲布、麻袋、麥粉及び砂糖の賣買取引を爲さし

むることゝした。斯くて大連株式商品取引所は大正九年三月十日諸般の準備を終へて其の業務を開始し、有價證券(株式)市場及び商品市場の經營に當り、昭和六年二月營業期間滿了となつたが、更に十箇年の營業繼續の免許を得て今日に至つてゐる。

株式會社安東取引所は大正十三年行政移管の結果當局の所管に歸し、關東州取引所令及び關東州取引所規則の適用を受くることゝなつた。卽ち同取引所は在安東日本領事の免許したものであるが、移管に際して當局所定の法令に依り設立免許され、昭和六年一月營業期間滿了と共に期間更新の免許を得たものである。取引物件は鐵平銀及び有價證券等で、其の中鐵平銀の取引は滿洲國の幣制統一に順應して昭和九年九月末日限り之を廢止し、新に滿洲國幣を上場し且當時中絕の狀態に在つた有價證券(株式)の取引を再開して市場の更生を期した。

滿洲國幣は國礎鞏固を加ふるに伴れて益〻普及するに至り、新京(長春)取引所及び奉天、開原、四平街、公主嶺各取引所に於ては國幣を取引建値に採用して地方商民の便宜に供へた。然しながら開原、四平街、公主嶺各取引所に在つては舊東三省時代數設した滿鐵の竝行線たる元瀋海線及び吉海線開通後は重要物產の出廻減退、其の他奉天票市價の暴落に因る地方商民の疲弊及び主なる特產商の引揚等に因り市場は日々衰頹の傾向に在つたか、其の後國幣の市價比較的安定を保ち變動性に乏しかつた爲特產商等の市場を利用すること靜く不況益〻深刻化し、開原取引所の如きは昭和七年十月以降取引皆無に歸した。各市場の更生は其の四圍の情勢より觀て困難なると又存立の必要もなかつたので、開原四平街、公主嶺の各取引所は昭和九年三月二十日限り之を廢止した。

其の後昭和十年日滿爲替に關する政策の實施に依り、金票對國幣の等價維持せらるゝに至つたので當時金票及び鈔票の國幣建取引のみを行つた奉天取引所は、錢鈔市場としては殆ど其の必要性を喪ひ年末には賣買取引皆無となり、且重要物產市場としての更生も望まれなかつたので、昭和十一年一月十六日限り廢止した。尙爲替政策上安東取引所に於ける國幣の金票建を、又新京取引所に於ける錢鈔中國幣の金票、鈔票建取引を何れも昭和十年末限り廢止せしめた。從つて錢鈔は大連取引所に於ける鈔票の金票建取引の外、新京取引所に於て同種の取引が行はれるのみである、鈔票の取引は兩取引所に於て重要物產が鈔票建を以て賣買取引せらるゝ必要に基くものである。

關東廳取引所規則は昭和九年十二月關東局官制の實施に依り關東取引所規則(關東局令第四七號)と改正せられ、又當局の管理に係る官營取引所は整理の結果大連取引所及び新京取引所の二となつたが、民營のもの卽ち株式會社組織の取引所は大連株式商品取引所及び安東取引所の二である。

官營取引所

組　織　關東取引所は大使が之を管理する。職員は所長、副所長、主事、書記及び檢查員である。所長は大使の命を承けて所務を總理し所員を指揮監督する。副所長は所長を輔佐して所務を掌理し、主事は上司の命を承けて所務を分掌する。書記は所務に、檢查員は取引物件の檢查に從事する。又取引所に商議員會を置くが、商議員は定員を十名以內、任期を三年とし商工業に關して學識經驗を有する者の中より大使が任命する。商議員會は商議員及び所長を以て之を組織し、取引人の免許及び其の取消、取引方法及び其の履行、其の他取引上重要なる事項に就き審議評決する。

取引所は市場を設備して一定の時間之を開き、所屬取引人に賣買取引を行はしめ、其の取引の場帳

（取引所帳簿）登錄を爲すことを主要なる所務とし、取引所長は市場の狀況に依つて立會の停止又は賣買數量の制限、取引人の賣買差止又は入場制限等必要なる統制措置を執るのである。市場取引の擔保に就いては取引所自ら行ひ難い事情があるので、別に取引擔保會社の隷屬を特許し之に關する事務を擔當せしめてゐる。

取引人　取引人は所長が之を免許する。然し取引所に於て賣買取引する物件の取引又は製造を目的とする營業所を取引所所在地に有せざる者、婦女又は未成年者、關東取引所規則に依り刑罰を受けた る後三年を經過せざる者、及び資產信用不確實なる者は取引人となることを得ない。取引人は之を分つて重要物產取引人及び錢鈔取引人の二種とし、土地の情況に依り現物取引のみを爲す取引人を置いてゐる。

取引人の免許を受けたるときは所長の指定した期間內に免許料として、重要物產取引人及び錢鈔取引人は各金百圓を、現物取引人は金二十圓を納付せねばならぬ。又取引人は所長の許可を受けて代理人を置くことが出來、取引人及び代理人は入場料として一年度に付金六圓を納付せねばならぬ。

取引人指定期間內に免許料及び入場料を納付しないとき、又は取引擔保會社の指定した期間內に身元保證金を差入れないとき、若は正當の事由なく一年以上引續き賣買取引に從事しないときは所長は其の免許を取消し、或は取引人又は其の代理人の行爲が賣買取引に關する規定に違反し、又は取引所の秩序を紊し若は信用を害すと認むるときは其の入場を差止め、營業の停止を命じ若は免許を取消し又は代理人を解任する。

取引人は所長の認可を得て其の全員を以て取引人組合を組織し、役員、總會及び賣買委託に係る證據金竝びに手數料等の事項を規約する。役員は正副組合長及び委員（又は評議員）とし、二年の任期を以て組合員中より總會に於て選擧せられ、總會に提出する議案、組合員の取締竝びに制裁其の他重要なる事項の議決執行の任に當り、組合員共同の利益を增進し弊害を除去して斯業の發達に力めてゐる。尙、所長は取引所に於て爲したる賣買取引に關し關係者間に紛議起り、雙方合意の上申請ありたるときは其の仲裁判定を行ふ。其の仲裁判定に對しては當事者は異議を述ぶることを得ない。現存する取引人組合は大連取引所重要物產取引人組合、大連取引所錢鈔取引人組合及び新京取引所取引人組合である。

取引方法

大連取引所

(一)取引種別　現物取引は相對賣買の方法に依り、先物取引は競賣買又は相對賣買の方法に依る。

(二)取引物件　現物取引は重要物產の大豆、豆粕、豆油、高粱、包米及び雜穀竝びに錢鈔の鈔票等で、先物取引は競賣買の方法に依るものは大豆、豆粕、高粱、及び包米竝びに鈔票等で、相對賣買の方法によるものは豆油である。

(三)標準品　重要物產取引は競賣買の方法に依るものは標準品に依り、相對賣買方法に依るものは見本品又は賣買當事業者雙方の定むる物件に依り之の同種の物件を以て代用することが出來る。

大豆は滿鐵會社混合保管一等品、豆粕は同會社大連混合保管品を以て標準品とし、高粱及び包米は毎年其の出廻期に取引所に於て標準品審查委員會（重要物產關係業者に囑託）を開き、審查の上所長が之を定

める。各品の格付表は毎年一回關係當業者竝びに取引人組合に諮問して之を決定し、所長に於て必要と認むるときは隨時其の標準品及び格付表を變更する。大豆の標準品（滿鐵混合保管一等品）に代用し得るものは同特等品及び二等品である。

(四)建　値　重要物産取引の建値は金（金票）建を以て原則とするが、當初遽に金建に依らしむることに困難な事情があつた爲從來の慣行に從ひ銀（鈔票）建とした。其の後大正十年四月十四日以後の受渡に係る取引より之を金建と爲し原則に復したが、大正十二年十一月一日より金銀兩建とし、錢鈔取引の建値は金建とした。

(五)物件の單位及び呼値　現物取引は慣習に依る。然しながら重要物産の賣買は近來先物取引に倣ひ、錢鈔は其の單位を通常五百圓以上とし、呼値は先物取引に倣ふ。又先物取引は次の通りである。

物件	單位	呼値
大豆	一車（滿鐵混合保管品正味斤量四九、〇〇〇斤）	百斤ノ價格（容器ノ價格ヲ含ム）
豆粕	千枚（滿鐵混合保管品　四六、〇〇〇斤）	一枚ノ價格
高粱	一車（四九、〇〇〇斤）	百斤ノ價格
包米	一車（四九、〇〇〇斤）	百斤ノ價格
豆油	五百函（二八、三五〇斤）	百斤ノ價格
鈔票	五千圓	百圓ノ價格

(六)契約期限　現物取引は重要物産は十日以內であるが、賣買當事者の合意に依り所長の認可を經て、契約成立の日より三十日を超えざる期間內に延長することが出來る。錢鈔は慣習に依る。先物取引は重要物産は四箇月以內、但所長に於て必要と認むるときは六箇月以內に延長する。錢鈔は四箇月以內である。

(七)受渡期日　現物取引は賣買當事者約定の日で、先物取引は重要物産の場合は大豆及び高粱は毎月末日大豆に在つては毎月末日、當月及び翌月は各十五日、包米は毎月十四日、豆粕及び豆油は毎月十四日及び末日（二月は二十六日）である。又錢鈔の場合は毎月十三日及び二十八日である。

(八)取引の成立竝びに受渡　取引の立會は之を午前（前場）及び午後（後場）の二回に行ふ。現物取引は賣買者雙方相對に契約を爲したときに賣買成立し、賣買者は書面を以て其の年月日、物件の種類、數量、價額及び賣買者雙方の氏名又は商號若は記號を所長に屆出づることを要する。先物取引は期限の種類、數量、價格及び賣買當事者雙方の氏名又は商號若は記號を場帳に登錄したときに成立する。現物取引の受渡は其の約定期日に賣買者相互間に之を爲し（鈔票の金建取引に在つては取引人組合の委託を受け大連取引所錢鈔信託株式會社に於て受渡事務を取扱ふ）、先物取引は各期限の受渡期日の前日の前場迄に行ふを例とし、相對賣買の方法に依るものに在つては取引人組合の申合規約に依り、受渡期日後二週間內に受渡當事者相互間に之を履行し、競賣買の方法に依るものに在つては取引擔保會社の定むる所に依り受渡を行ふ。受渡に供する物件中高粱、包米の檢查及び計量に就いては、取引所は便宜之を滿鐵會社に委囑する。

(九)違約處分　現物取引を爲した者が受渡期日內に受渡しなかつたときは、違約者は被違約者に對し受渡を爲さざる數量の賣買價格の百分の五に相當する金額、竝びに賣買價格と受渡期日滿了の次の日の取引立會に於ける現物取引の同種同等の公定相場との差額（賣方違約の場合は其の公定相場が賣買價格より高きとき、買方違約の場合は其の公定相場が賣買價格より低きとき）を交付する。相對賣買の方法に依る先物取引を爲したる者が違約したときは現物取引の例に準じて之を行ふ。公定相場は受渡期日前五日間の公定相場を平均したものに依る。競賣買の方法に依る先物取引を爲した者が違約したときは取引擔保會社の定む

る所に依つて處理する。

現物取引の公定相場は物件の種類毎に一日間の賣買取引中普通品と認めらるゝものゝ、賣買數量を以て其の總代價を除して算出し、先物取引に在つては物件の種類毎に契約履行の期日に依り區分し、一日間の賣買總數量を以て其の總代價を除して算出する。

新京取引所

(一)取引種別　現物取引(相對賣買の方法に依る)、先物取引(競賣買の方法に依る)の二種である。

(二)取引物件　重要物産は大豆、高粱、小麥、豆粕及び雜穀等で錢鈔は鈔票である。

(三)標準品　重要物産先物取引の標準品は新京に集散する普通品とし、格付表と共に取引人組合員の中より其の選任する鑑査員の意見を徴し所長が之を定める。標準品に依り取引した場合は格付表に依り他の同種の物件を以て代用することが出來る。

(四)建値　重要物産取引の建値は金建(但毎日呼値に吉林官帖を用ふることが出來、吉林官帖を以て契約した價格は取引所の定むる金の換算率に依り之を換算して金の賣買契約と爲す)とし、大正十年十月鈔票建に變更したが、昭和七年八月國幣建を併用した。錢鈔取引に在つては吉林官帖建とし、大正十一年鈔票の取引には尙金建を併用した。更に昭和五年六月金票及び鈔票取引に哈爾濱大洋票建を採用したが、昭和七年九月吉林官帖建並びに哈爾濱大洋票建を廢止して國幣建とした。昭和九年八月國幣建の金票及び鈔票取引は其の建方を變更して、國幣を物件とし金票及び鈔票を各其の建値として取引したが、其の取引は昭和十年末限り之を廢止した。

(五)物件の單位及び呼値　現物取引は慣習に依るも近年多くは先物取引に倣ふ。先物取引は左の通りである。

物件	單位	呼値
大豆、高粱及ビ小麥	一車(四九、三五〇斤)	三百五十五斤ノ價格
豆粕	千百枚(四六、五〇〇斤)	一枚ノ價格
鈔票	千圓	百圓ノ價格

(六)契約期限　現物取引は重要物産、錢鈔共慣習に依る、先物取引は重要物産の場合は四箇月以內であるが、所長が必要と認むるときは六箇月以內に延長する。又錢鈔の場合は三箇月以內である。現物取引は普通七日以內、先物取引は重要物産は四箇月以內、錢鈔は一箇月以內である。

(七)受渡期日　現物取引は賣買當事者約定の日、先物取引は重要物産は大豆及び豆粕は毎月十五日、高粱は毎月十日、小麥は毎月一日及び十日で錢鈔は毎月十三日及び二十八日である。

(八)取引の成立並びに違約處分　大連取引所に同じ。

鐵嶺、遼陽、營口各取引所　鐵嶺、遼陽、營口各取引所は前記の如く大正十三年十月末日限り廢止されたが、其の存在當時に於ける重要物産取引の建値は鐵嶺、遼陽各取引所に在つては奉天票建、營口取引所に在つては金票建とし、錢鈔取引の建値は孰れも奉天票建とした。取引種別、標準品及び契約期限等は各所共新京取引所に同じく、取引出來高は次の通りである。

年別	鐵嶺取引所 大豆	鐵嶺取引所 高粱	鐵嶺取引所 豆粕	鐵嶺取引所 金票	遼陽取引所 大豆	遼陽取引所 高粱	遼陽取引所 豆粕	遼陽取引所 金票	營口取引所 大豆	營口取引所 高粱	營口取引所 豆粕	營口取引所 金票
大正九年	三六	—	—	三六	一八	二八	一八	一五、三八六	一六八	—	三〇七	四一、七一五
同十年	三九〇	四	一〇	三九〇	—	—	—	二六〇、三六九	四〇八	—	一、一六四	一〇三、七九五
同十一年	□一四六 三四	□九九 —	五九〇 —	一四五 三三	二四	一四	—	四八、四七六	—	—	—	一四七、八四四
同十二年	五三	—	—	一、三〇七	一六一	六六	—	四、七三六	二	—	一〇	七、七二七
同十三年	—	—	—	七〇	—	—	—	三、八一六	—	—	—	一一

備考　單位　大豆及び高粱は一車(四九、〇〇〇斤)、豆粕は千枚(四、六〇〇斤)、金票は千圓である(□印現物で其他は社物)

開原、四平街、公主嶺各取引所も亦前記の如く昭和九年三月二十日限り廃止された。其の存在當時に於ける取引建値は、公主嶺取引所に在つては昭和四年十二月從來の奉天票建に大洋錢建を加へ、昭和六年九月奉天票建を廢止し大洋錢建の外に現大洋票建を用ひ、開原、四平街各取引所に在つては昭和五年二月奉天票建と現大洋票建を併用した。昭和七年七月に至り開原取引所は國幣建に改め、四平街取引所は奉天票建に國幣建を併用し、公主嶺取引所は國幣建及び鈔票建に改めた。取引種別、標準品及び契約期限等は各所共新京取引所と同樣である。

奉天取引所　昭和十一年一月十五日限り廢止された。建値は重要物産に在つては現大洋票建とした（昭和六年三月上場間もなく取引中止）。錢鈔の金票及び鈔票に在つては昭和四年十月末限り從來の奉天票建を廢止して翌月一日より現大洋票建を用ひ、之を更めて更に昭和七年十月二日より國幣建とし、尙鈔票の取引には金票建を併用した。取引種別、標準品及び契約期間等は新京取引所に同じである。

取引擔保會社　取引擔保會社は關東取引所に隷屬して信託會社と稱し、取引所に於ける先物取引の履行を擔保し且其の淸算事務を行ひ、又取引上必要なる資金を融通することを目的とする法人で、其の機關は一般株式會社に同じく株主總會及び役員である。役員は之を代表取締役、取締役及び監査役に分ち、代表取締役及び取締役は任期を三年とし、所定の會社株式を所有する株主の中より、監査役は任期を二年とし會社の一般株主の中より株主總會に於て選任する。

會社は業務規定の定むる所に依り取引人より身元保證金を提出せしめ、又先物取引に付き賣買證據金を徵し、且計算の上諸計算金の受拂、現品竝びに其の代金の受渡を爲し以て取引を結了せしめてゐる。其の賣買取引に付き違約が發生したる場合は損害賠償の責に任ずる。取引の擔保竝びに淸算に對する報償として、取引人より賣買高に應じて賣買手數料を受け、尙資金の融通に對しては資金融通規程に依つて擔保物件を徵し且地方銀行の利率に準じて金利を收受する。賣買手數料は會社收入の主なるものである。

會社の目的竝びに業務の大要は如上の通りで、會社の設立は固より其の定款、業務規程、資金融通規程、役員の就任、辭任又は解任、賣買手數料、現金及び有價證券の利用竝に保管方法、利益金の處分及び法定積立金の外純益金の一割以上の積立を爲す場合は豫め大使の認可を必要とし、決算毎に財産目錄、貸借對照表、損益計算書及び事業報告書の提出を必要とする。大使に提出する書類は總べて取引所長を經由する。

尙會社に對しては其の業務、帳簿、財産其の他一切の物件に付き毎年二回取引所長の定期檢査の外臨時に檢査を行ひ、又監督上必要なる命令又は處分を爲し、且會社又は其の役員若しくは使用人の行爲が法令、定款、業務規程、資金融通規程又は命令若しくは處分に違反したるとき、又は公益を害すと認むるときは大使は會社の業務停止又は禁止、役員又は使用人の解職又は停職の處分をするのである。

大連取引所には沿革上重要物産取引に關しては大連取引所信託株式會社が、錢鈔取引に關しては大連取引所錢鈔信託株式會社が、其の他の取引所には各一の信託會社が各隷屬してゐる。

大連取引所信託株式會社　本會社は大正二年六月十九日資本金百萬圓を以て設立されたが、大正八年五月資本金を三百萬圓に、大正十三年更に千五百萬圓（拂込金六百萬圓、株式數舊六萬株、新二十四萬株）に增加し昭和六年八月資產整備の爲新舊各三萬株の買入銷却を行つた結果、資本金は千二百萬圓（拂込金四百十二萬五千圓、株式數舊三萬株、新二十一萬株）となつて今日に至つてゐる。

(一)**身元保證金**　重要物產取引人に對しては銀四千圓である。

(二)**賣買證據金**　先物取引の建玉に對して徵收する賣買證據金は本證據金、追證據金、增證據金、特別證據金及び豫納證據金の五種である。本證據金は先物取引の賣買數量單位毎に、其の單位の價格の百分の三十以內に於て豫め賣買者雙方より差入れしめる。追證據金は本證據金の半額とし、賣買當日の帳入値段と其の後の帳入値段とを對比して、其の差損額が本證據金の半額に達する毎に損方より差入れしめる。增證據金は相場に著しき變動あり若しくは受渡に支障ありと認むる場合に於て、取組中の賣買又は新規の賣買數量に對し、其の單位の價格の百分の五十以內に於て定むる金額を、賣買者雙方又は其の一方より賣買數量に應じて差入れしめる。特別證據金は相場に著しき變動あり若しくは其の虞あるとき現に多額の建玉を有し、損害著しき者と認めた取引人に對し本證據金額の範圍に於て、隨時其の額を定め之を差入れしめる。豫納證據金は賣買を爲すを危險なりと認めたとき、又は既に多額の建玉を有する者が更に賣買を爲すを危險なりと認めたとき取引人の全部、又は一部をして本證據金に該當する金額を豫め差入れしめる。

(三)**計　算**　先物取引は前の立會日の後場と當日の前場とを一區域として計算するが、後場又は前場に賣買なき場合は其の一場を以て一計算區域とする。計算の便宜上帳入値段を設けてゐるが。帳入値段は當日前場に於ける最高値段、最低値段及び引値段を平均して定める。若し當日前場なきときは前日の後場の賣買に依る。帳入値段に各自の賣買約定値段を對比し、約定値段高きときは買方より其の差金を差入れしめ之を賣方に支拂ひ、約定値段低きときは賣方より其の差金を差入れしめて之を買方に支拂ふ。轉賣買戻を爲したるときは其の元の賣買當日の帳入値段に、轉賣買戻當日の帳入値段を對比して損益を計算し、損失あるときは之を差入れしめ利益あるときは會社が之を支拂ひ、尙轉賣買戻値段と其の當日の帳入値段との差金は前述方法に依り別に計算する。

(四)**受　渡**　先物取引の受渡は受渡期日に賣方よりは會社所定の條件を具備する賣渡物件を提供せしめ買方よりは受渡期日前五日間の帳入値段を平均した受渡標準値段(錢位未滿四捨五入)に依り、會社の計算した總代金を會社に差入れしめて之を行ふ。受渡標準値段と賣買當日の帳入値段との差額は受渡期日に之を差入れしめ又は之を支拂ふ。

(五)**違約處分**　取引人が賣買證據金、計算差金、差損金若は賣買手數料等の差入れを怠りたるとき、及び受渡に關する規定に違反したときは、違約したものとして會社は次の違約處分を爲すのである。

中間違約は賣買證據金、計算差金、差損金若は手數料等の差入を怠つたときは、會社は他の取引人を指定して本人の名儀を以て其の賣買物件の轉賣買戻を爲さしめ、又は其の賣買物件を入札に附して引受人を定め其の損益を計算するが、場合に依つては此の方法に依らず違約數量に按分して最終帳入値段の分より順に之を割當て、最近四日間の帳入値段を平均した値段を以て轉賣買戻したものと看做し其の損益を計算する。此の場合平均帳入値段と被違約者の賣買當日の帳入値段と對比計算し、被違約者に差損金あるも之を徵收せず、差益金あるときは之を交付する。

受渡違約は受渡規定に違反したとき、賣方が受渡期日に賣渡物件を代表する證書券(倉荷證券)又は夫れ以外の差入金を差出さないときは、買方の提供した受渡總代金を買方に返付し、尙違約賠償金として受渡標準値段を以て計算した違約者の受渡總代金の百分の五に相當する金額を相手方に交付する。買方が受渡期日に受渡總代金又は其れ以外の差入金を差入れないときは、賣方の提供した倉荷證券を

賣方に返付し、尙違約賠償金として受渡標準値段を以て計算した違約者の受渡總代金の百分の五に相當する金額を相手方に交付する。受渡標準値段と賣買當日の帳入値段との差額は被違約者に差損金ある場合は之を返付し、差益金ある場合には返還を要しない。

(六)賣買手數料　大豆、豆油及び高粱は毎單位一圓三十五錢(金又は銀)、豆粕は毎單位一圓(金又は銀)。

大連取引所錢鈔信託株式會社　大正六年五月三十日資本金百萬圓を以て設立されたが、大正八年十月資本金を三百萬圓(拂込金百五十萬圓)に增加し、昭和二年十二月會社の資産整理の目的を以て資本金五百萬圓(拂込金百二十五萬圓)の第二錢鈔信託株式會社を設立した。新會社は舊會社の權利義務一切を繼承し、商號を元の通りに改めて今日に至り、舊會社は昭和三年二月六日に解散した。

(一)身元保證金　錢鈔取引人に對しては銀四千圓である。

(二)賣買證據金　大連取引所信託株式會社に同じ。

(三)計　算　大連取引所信託株式會社に同じ。但帳入値段は當日前場の引値を標準とし其の寄附値段を參酌して之を定める。若し當日前場に賣買なきときは前の立會日の後場の賣買に依る。

(四)受　渡　大連取引所信託株式會社に同じ。但買方の提供する總代金は受渡期日前三日間の帳入値段を平均した受渡標準値段に依り計算する。

(五)違約處分　大連取引所信託株式會社に同じ。

(六)賣買手數料　鈔票　毎單位　金五十錢。

新京取引所信託株式會社　大正五年三月二十六日資本金五十萬圓を以て設立されたが、大正十年六月資産整理上長春特産株式會社(資本金五十萬圓)を合併して資本金を百萬圓(拂込金二十五萬圓)と爲した、昭和八年二月取引所名の改稱に伴ひ商號長春取引所信託株式會社を現在の通りに變更した。

(一)身元保證金　重要物産取引人、錢鈔取引人は金二千圓、又兩者を兼ぬる者は金三千圓である。

(二)賣買證據金　本證據金、追證據金、增證據金及び特別證據金の四種とし、其の徵收方法は大連取引所信託株式會社に同じ。

(三)計　算　大連取引所信託株式會社に同じ。

(四)受　渡　大連取引所信託株式會社に同じ。但錢鈔取引に在つては買方の提供する總代金は受渡期日の前日の帳入値段を受渡標準値段として計算する。

(五)違約處分　大連取引所信託株式會社に同じ。

(六)賣買手數料　重要物産は毎單位金八十五錢(外に特別手數料三十錢を徵す)、錢鈔は毎單位金十錢。

鐵嶺、遼陽、營口各取引所信託株式會社　鐵嶺取引所信託株式會社は資本金五十萬圓を以て大正八年十一月二日に、遼陽取引所信託株式會社は資本金五十萬圓を以て大正九年八月二十五日に、營口取引所信託株式會社は資本金二百萬圓を以て大正九年九月一日に各設立し、遼陽取引所信託株式會社は大正十二年九月奉天取引所信託株式會社と合併して消滅し、鐵嶺、營口各取引所信託會社は取引所の廢止に依り大正十三年十一月一日限り解散した。

開原、四平街、公主嶺各取引所信託株式會社　開原取引所信託株式會社は資本金五十萬圓を以を大正四年十二月十日に、四平街及び公主嶺の取引所信託會社は各資本金五十萬圓を以て前者は大正八年九月一日、後者は同年八月二十九日に設立したが、孰れも昭和九年三月二十一日限り解散した。

奉天取引所信託株式會社　奉天取引所信託株式會社は資本金三百萬圓を以て大正九年一月二十五日設立し、資產整理其の他の爲減增資を行ひ昭和三年九月以降資本金を五十萬圓としたが、昭和十一年取引所の廢止に伴ひ同年一月十六日解散した。

民營取引所

組　織　大連株式商品取引所及び安東取引所は孰れも株式會社である、市場を設備し一定の時間之を開いて所屬取引人に賣買取引を爲さしめ、其の取引の擔保及び清算に關する業務を營むを目的とする。其の機關は一般株式會社に同じく株主總會及び役員とし、役員は理事長一名、理事八名以內、監査役五名以內とし、二年の任期を以て其の取引所株式一百株以上を所有する株主の中より株主總會に於て選任する。業務の執行は取引所に關する法令、定款及び營業細則に依る。卽ち取引人より所定の身元保證金を提出せしめて之を供託し、又賣買取引に付賣買證據金を徵し、尙市場統制上必要あるときは立會停止又は取引人の賣買差止其の他の措置を執り、場帳に登錄した賣買取引を一定の方法に依り計算の上諸計算金の受拂、現品竝びに其の代金の受渡を爲し以て取引を結了する。其の取引に就き違約發生した場合は取引所に於て取引の種別に依り損害賠償又は辨濟をする。此の擔保及び清算に對する報償、市場設備使用の代償として取引人より賣買手數料を收受する。

大連株式商品取引所の資本金は當初千萬圓（拂込金二百五十萬圓）であつたが、昭和五年七月資產整理の爲二分の一に減少して五百萬圓（拂込金百二十五萬圓）とし、又安東取引所の資本金は當初二百五十萬圓（拂込金六十二萬五千圓）であつたが、同一の目的の下に昭和六年一月其の五分の一を減少して二百萬圓（拂込金五十萬圓）とし

て今日に至つてゐる。

株式會社組織の取引所は取引擔保會社と同じく、其の設立竝びに定款、營業細則及び役員に就き大使の免許又は認可を必要とする。其の營業部類に屬する商品の倉庫を設置し預證券、質入證券又は倉荷證券を發行する場合は認可を必要とする。然しながら是等の證券に對して前貸を爲し又は之を買受くることは出來ない。役員は其の取引所を利用して賣買取引を爲し、又は取引人との間に其の營業に就き特別の利害關係を有することは出來ない。不正の手段に依つて役員としての認可を受け若しくは取引人の營業に就き特殊の利害關係有る者が役員と爲つたときは解職される。斯かる規定は畢竟する に役員は現實に市場の管理に當る立場に在るので其の職務遂行の公正を期したのに由るものである。大使は必要と認むるときは取引所の定款、營業細則を改正せしめ、又其の決議の取消若は其の處分の停止、禁止及び取消をなすことが出來る。尙取引所又は其の役員若は取引人の行爲が法令に違反したるとき、公益を害すと認むるとき又は公衆の安寧に妨害ありと認むるときは、取引所の解散、停止、其の一部の停止又は禁止、役員の解職又は停職の處分をなすことが出來る。

取引人　取引人は大使が之を免許する。婦女又は未成年者、復權せざる家資分散者及び破產者、關東州取引所令又は同規則に依り除名せられ、除名の日より三年を經過しない者は取引人と爲ることを得ない。取引人の免許を得た者は免許料として、金百圓に相當する收入印紙を貼用したる請書を當局に提出することを必要とし、取引人が所定の期間內に其の請書及び取引所の定むる身元保證金を差出さないときは、免許は其の效力を失ひ又不正の手段に依り取引人の免許を受けた者、又は取引人の資格を缺く者で免許を受けた者は之を除名し又は其の免許を取消す。取引人の行爲が法令に違反したる

とき、公益を害すと認むるとき又は公衆の安寧に妨害ありと認むるときは其の營業を停止し又は除名する。取引人が正當の事由なく引續き二箇月以上取引所に於て取引しない者、賣買取引高の極めて僅少なる者、取引所に關する法令、定款、營業細則等に違反し其の他取引人たる信用を傷け又は取引所の秩序を紊すと認むる者に對しては、其の情狀に依つて取引所は過怠金、營業停止又は除名處分に附し、又取引人の市場代理人が市場の秩序を紊す行爲ありと認むるときは、其の解任を命じ又は必要ありと認むるときは市場の出入を停止する。

取引人の營業部類は、大連株式商品取引所に在つては株式部及び商品部に、安東取引所に在つては綿紗株式部及び商品部に分つてゐる。各部取引人は他の部取引人を兼ぬることを得、其の身元保證金は兩取引所共各部毎に金五千圓以上である。昭和十年末現在の取引人數は左の通りである。

取引所名	取引人部別	國籍別			合計
		日本人	滿支人		
大連株式商品取引所	(株式)商品部	二三	一一		二四
安東取引所	(綿紗株式)商品部	一三	四		一七
		一二	五		一七

取引人は營業部類別に其の全員を以て取引人組合を組織し、役員、總會、賣買委託に係る證據金及び手數料其の他の事項を規約する。役員は正副委員長及び委員とし、各其の任期を一年とし、組合員の中より選擧され、總會に附議する議案、組合員の取締其の他主要なる事項の決議執行の任に當り、組合員共同の利益增進、弊害の除去、斯業の發達に力める。組合規約及び委託證據金竝びに委託手數料其の他に就いては取引所の承認を得て執行する、取引人組合は取引所の賣買取引の種類又は方法の變更、賣買手數料の變更、營業細則の改正及び市場の臨時休止等に關し取引所の諮問により意見を述ぶるものである。現在の取引人組合は大連株式商品取引所株式部取引人組合、同商品部取引人組合、安東取引所綿紗株式部取引人組合の三である。

取引方法

大連株式商品取引所

(一)取引種別　定期取引は競賣買の方法に依り、延取引及び現物取引は相對賣買の方法に依る。

(二)取引物件　有價證券は國債、地方債、社債券及び株式等で、綿絲布は日本產品及び支那產品、麻袋は鐵筋麻袋、靑筋麻袋及び無地麻袋、麥粉は日本產品、滿洲產品、上海產品、加奈陀產品及び米國產品砂糖は精製糖、分蜜糖及び爪哇白糖等である。

(三)建　値　金建。但支那產綿絲布に限り金銀兩建である。

(四)物件の單位及び呼値

定期取引

物件	式	單位	呼値
株		十株	一枚ノ價格
國債、地方債、社債券		額面千圓	額面百圓又ハ最少額面ノ價格
綿絲布		五梱(一梱ハ四十玉、莚包ハ二十玉入二箇)	一梱ノ價格
		五箇(一箇ハ粗布二十四、細綾三十四、大尺布六十四トス)	一匹ノ價格
麻袋		五梱(一梱四百枚)	一枚ノ價格
麥粉		百袋	一袋ノ價格
砂糖		百斤	百斤ノ價格

延取引及び現物取引　先物取引に倣ふ。

(五)契約期間及び受渡期日　定期取引は有價證券は二月以内、其の他は六月以内で毎月末日(三月及び十二月は二十六日)に受渡する。延取引は有價證券は一月以内、其の他は三日以上百五十日以内で賣買當事者約定の日に受渡する。現物取引は二日以内で賣買當事者約定の日に受渡する。

(六)取引の成立　定期取引は所定の順序に依り一銘柄毎に各期限に分つて順次値段を競合はしめ、競合中に賣買者の記號及び取引の箇數を場帳に登錄し、擊柝に依り値段を決定したときに賣買が成立する。但し同一人の賣と買とは特に申告なきときは場帳より之を抹消する。歩み賣買の方式を用ひたる場合は賣買者の記號、銘柄、箇數及び値段を場帳に登錄したときに成立する。綿絲布及び麻袋其の他商品の定期取引は賣買者の記號、銘柄、箇數及び呼値を場帳に登錄したときに成立する。有價證券及び商品の延取引及び現物取引は賣買者相對に契約したとき成立する。此の場合は各自其の銘柄、賣買者の記號取引の箇數及び受渡期日を取引所に申告すべきである。

(七)賣買證據金　定期取引の建玉に對して徴收する賣買證據金は本證據金、追證據金、增證據金及び割增證據金の四種である。本證據金は賣買雙方より之を徴收し其の金額は隨時之を定める。追證據金は本證據金の半額とし、現在建玉に對し帳入値段の比較に於て本證據金の半額以上に相當する差額を生じたとき、其の差額が本證據金の半額に達する毎に一回分又は數回分を其の損方より徴收する。增證據金は非常事變ある場合若は立會停止、禁止又は數日間休業の場合に於て、相場に甚しき變動ありと認めたとき又は受渡に危險ありと認めたとき現在の建玉若は新規賣又は新規買に對し、現行本證據金の三倍以内の範圍に於て賣買者の一方又は雙方より徴收する。割增證據金は各銘柄毎に各期限を通算して賣買玉を相殺した殘玉が、豫め取引所の定めた數量を超過したとき其の超過分に對し隨時率を定めて徴收する。但取引所に於て必要なしと認めたときは之を徴收しない。建玉が更に巨額に達した場合に於て必要ありと認めたときは、賣買玉を相殺せず其の雙方又は一方より徴收する。

(八)計　算　賣買取引は前の立會日の後場と當日の前場とを以て一計算區域とし、株式は當日前場(節商内のものに就いては歩み賣買に依るものを除いた各節)の平均値段(七十五錢以上は圓位に切上げ、七十五錢未滿二十五錢迄を五十錢とし、二十五錢未滿は切捨つ)を綿絲布、麻袋、麥粉及び砂糖は當日前場に於ける最高、最低及び引値の平均値段(綿絲布、麻袋に在つては八厘以上は錢位に切上げ三厘未滿は切捨て麥粉及び砂糖に在つては四捨五入して錢位に切上げ)を以て帳入値段とし、約定値段は差金計算の上之を帳入値段に引直す。立會の停止又は其の他の事由に依つて當日前場の立會を行はなかつたとき、又は當日前場に全く賣買なきときは株式は前日後場各節の平均値段に、綿絲布、麻袋、麥粉及び砂糖は前日後場に於ける最高、最低及び引値の平均値段に依つて帳入値段を定める。轉賣買戻を爲したときは其の損益を計算し損失あるときは之を差入れしめ、利益あるときは之を支拂ふ。

(九)受　渡　賣買取引の受渡は其の受渡期日に賣方は賣渡物件を、買方は其の代金を取引所に提供して之を爲す。定期取引の受渡にして買方の提供する代金は、有價證券に在つては受渡期日の前日の帳入値段(受渡標準値段)に依り、綿絲布、麻袋、麥粉及び砂糖に在つては受渡期日前五日間の帳入値段の平均(受渡標準値段)に依り計算する。受渡標準値段と賣買當日の帳入値段との差額は受渡期日に差入れしめ又は支拂ふ。

(十)違約處分　取引人が定期取引、延取引又は現物取引の約定に對し受渡を履行せず、又は身元保證金、賣買證據金、諸計算金、賣買手數料其の他取引所に差入るべき金員物件を其の指定した日時に差入れないときは之を違約者とし、其の賣買に係る建玉を處理し被違約者に對し賠償又は辨濟する。(イ)定期

取引の受渡不履行となつた物件に就いては、賣方違約の場合は五名の評價委員を選定して賠償すべき標準價格を評定せしめ、之を被違約者の建玉の帳入値段に對比し賣方に代つて被違約者の差益金を賠償する。但し取引所は差額賠償に依らず賣渡物件の引渡を爲すことが出來る。買方違約の場合は被違約物件を引受け之を適當の方法に依つて處分し買方に代つて代金を賠償する。(ロ)定期取引の約定中の物件に就いては取引所の選定した他の取引人をして本人に代つて轉賣買戻を爲さしめ、又は入札賣買に附して引受人を定め其の取引を結了せしめて損益を計算する。此の場合に生じた違約者の差損金は取引所が之を支拂ふが、違約者の買建玉に就いては取引所は前項(イ)に依つて處理することを得る。(ハ)延取引又は現物取引にして受渡不履行となつた物件、若しくは約定中の物件に就いては入札、賣買其の他の方法に依り引受人を定め、其の引受値段と違約當日の各約定値段とを對比して損益金を計算し、又は五名の評價委員をして決濟値段を定めしめて違約當日の約定値段に對比して損益金を計算する。損益計算の結果不足金を生じたときは違約取引人の定期取引の違約に關する總計算上生じた剩餘金を限度とし、違約者に代つて被違約者に對し其の損害額を按分して辨濟する。

(十)賣買手數料

株式（一株ニ付）

徴收標準	定期	延現物
二十五圓未滿	三錢	三錢
五十圓未滿	五	四
七十五圓未滿	八	五
百圓未滿	八五	六
百五十圓未滿	一〇〇	七五
二百圓未滿	一二〇	九〇
二百五十圓未滿	一四〇	一〇五
三百圓未滿	一六〇	一二〇
以上五十圓ヲ增ス毎ニ	二〇	一五

絹絲布（絲一梱又ハ布一俵ニ付）

徴收標準	定期	延現物
二百圓未滿	三〇〇	二四〇
二百五十圓未滿	三五〇	二八〇
三百圓未滿	四〇〇	三二〇
三百五十圓未滿	四五〇	三六〇
四百圓未滿	五〇〇	四〇〇
四百五十圓未滿	五五〇	四四〇
五百圓未滿	六〇〇	四八〇
五百五十圓未滿	六五〇	五二〇
六百圓未滿	七〇〇	五六〇
以上五十圓ヲ增ス毎ニ	五〇	四〇

麻袋（一枚ニ付）

徴收標準	定期	延現物
二十五錢未滿	二〇	一六
三十錢未滿	二五	二〇
四十錢未滿	三〇	二四
五十錢未滿	三五	二八
以上十錢ヲ增ス毎ニ	五	四

安東取引所

(一)取引種別　定期取引は競賣買の方法に依り、延取引及び現物取引は相對賣買の方法に依る。

(二)取引物件、單位及び呼値

定期取引

物件		單位	呼値	建値
有價證券	株式	十株	一株ノ價格	金建
	公債、社債券	額面千圓	一額面百圓又ハ最少額面ノ價格	同
商品	柞蠶絲	一梱	百斤ノ價格	同
	柞蠶繭	一籠	千粒ノ價格	同
	大豆	百石	百石ノ價格	同
	粕	千枚	一枚ノ價格	同

延取引及び現物取引

物件		單位	呼値	建値
有價證券	株式	十株	一株ノ價格	金建
	國債證券、地方債證券、社債券	額面千圓	一額面百圓ノ價格	同
商品	麥粉	百斤	百斤ノ價格	同
	柞蠶絲	一梱	千粒ノ價格	同
	柞蠶繭	一籠	百石ノ價格	同
	大豆	百石	一枚ノ價格	同
	粕	千枚		

延取引及び現物取引に做ふ。

(三)契約期限及び受渡期日　定期取引は有價證券は一月以內、錢鈔は二月以內、商品は三月以內で每月十四日及び二十八日に受渡とする。延取引は九十日以內、現物取引は二日以內で何れも賣買當事者約定の日に受渡する。

(四)取引の成立　定期取引は各箇の手合に付賣買雙方の申告に依り、其の記號、取引の箇數及び値段を場

帳に登錄したときに成立する。但賣買成立に至る迄の順序を纏め商內の方式に依るときは、一定の値段の決定と同時に賣買が成立する。延取引及び現物取引は各箇の賣買に付賣買者雙方の申告に依り其の品目、賣買者の記號、取引の箇數値段及び受渡期日を場帳に登錄したときに成立する。

(五)賣買證據金　大連株式商品取引所に同じ。

(六)計　算　大連株式商品取引所に同じ。但帳入値段は各物件の取引共當日前場に於ける最高、最低及び引値の平均に依る。當日前場に立會を爲さず又は全く賣買なきときは、前日後場の最高、最低及び引値の平均に依る。

(七)受　渡　大連株式商品取引所に同じ。但定期取引の受渡に買方の提供する代金は有價證券は受渡期日の前日の帳入値段(受渡標準値段)に依り、錢鈔は受渡期日前三日間の帳入値段の平均(受渡標準値段)に依り計算する。

(八)違約處分　大連株式商品取引所に同じ。

(九)賣買手數料　株式一株に付き左の標準に依つて徵收する。

徵收標準	定期	延現物
十圓未滿	四錢	二錢
二十五圓未滿	五	三
五十圓未滿	七	四
七十圓未滿	一〇	一
百圓未滿	一二	六

徵收標準	定期	延現物
百二十五圓未滿	一五錢	一錢
百五十圓未滿	二〇	八
二百圓未滿	二五	一〇
以上五十圓ヲ增每ス	五	二

第五節　商工團體

滿洲に於ける商工業の助長發達を圖る目的を以て、滿洲主要都市に組織せられてゐる團體は邦人側は商工會議所、滿洲商工會議所聯合會、實業會又は商工會、商店協會、日滿商業團體聯合會、工業會五一協會、大連油坊聯合會、日滿實業協會、特産中央會、各府縣市駐在員協會、輸入組合及び重要物産組合其の他各種の同業組合等で、滿人側は商會、商務會、商務公議會等が其の主なものである。

邦人團體

商工會議所　現在大連(關東州)、營口、鞍山、奉天、安東、鐵嶺、新京(以上滿鐵附屬地)、哈爾濱、吉林、齊齊哈爾(以上領事館管內)の十箇所に在る。其の目的は大體內地商工會議所に類するが、滿洲國內は勿論當局管內にも未だ商工會議所に關する特別法規なき爲、大連、鞍山、奉天、安東、鐵嶺及び新京のものは民法の規定に依る社團法人であるが、其の他は當該地領事館令に依り組織せられてゐる。隨つて多くは一部商工業者の會員組織で、常議員は各種主要業者を網羅してゐるが、其の加入脫退は自由である。常議員は地區內商工業者の總意を代表すること能はず、又會費の强制徵收權を有せざる爲、其の財政的基礎は自ら薄弱なるを免れ得ない狀態である。然しながら從來何れも各別に滿洲商工會議所聯合會或は日本商工會議所に加盟して、帝國の對滿經濟方策に順應し邦人商工業の發達に寄與した功績は大なるものがあり、滿洲事變後は一層其の重要性を加へて益〻其の機能の發揮に力めてゐる。

實業會及び商工會　管內の主要都市で商工會議所の設置なき處には商工會議所類似の團體で、法人格

を有せざる實業會又は商工會等が組織せられてゐる。最近に於ける其の主なるものは旅順商工會、遼陽實業會、撫順實業協會、本溪湖實業會、開原市民協會等で、其の規模は小なるも滿洲商工會議所聯合會にも加盟し、相應の機能を發揮して其の地商工業の發達に貢獻してゐる。

商店協會　大連市には夙に大連商店協會が組織せられ、其の事務所を大連市役所内に置いて會員の融和親睦、商店經營の合理化、サービスの改善、歲末歲首其の他隨時共同大賣出會等を開催し、斯業の發達に貢獻する所少くない。

日滿商業團體聯合會　本會は昭和十年一月の消費組合撤廢運動に端を發し、相互の連絡協調を緊密ならしめ商權の擁護擴張を圖る目的を以て、各地商店協會其の他全滿主要都市の日滿關係機關に依り組織されたもので、其の本部を新京商工會議所内に置いてゐる。

右の外小賣商店の經營合理化、サービス改善竝びに小賣物價の是正等の目的を以て、全滿小賣業合理化委員會が設置されたが、本委員會は反消問題に對する小賣業者側の自制發展策を講ぜんとするものである。

府縣市駐在員協會　内地各府縣に於ては輸出組合法に基き對滿輸出貿易機關として各種輸出組合を組織し、滿洲各地に其の出張所を設けて輸出統制乃至促進等各種の施設を爲し、或は駐在員の派遣又は囑託制度に依り各其の生產品の販路擴張及び市場調査等を行はしめてゐる。其の先驅を成したるものは昭和二年大連に駐在員を派遣せる福岡縣で、大阪市之に次ぎ、當初は何れも大連に其の本據を置いたが、滿洲事變後は漸次奉天、新京、哈爾濱等にも設置せられ、昭和十年末には全滿の總數五十三に達した。昭和九年には大連駐在員協會及び奉天駐在員協會を組織して、相互に業務上の連絡協調を圖つてゐるが、最近更に錦州其の他熱河地方に迄進出せんとする情勢に鑑み、近時漸く之が全滿一體の統制を必要とせらるゝに至つた。

滿洲各地に於ける各府縣駐在員及び貿易斡旋機關（昭一〇、一二末現在）

名稱	大連	奉天	新京	哈爾濱	錦州
福岡縣輸出協會	鎭街	加茂町一六			
大阪市貿易調査所					
羽衣町輸入組合					
大阪市役所産業部					
大阪府立貿易館					
愛知縣貿易館					
愛知縣商品陳列所					
名古屋日滿通商協會					
名古屋商品紹介所					
名古屋優良商品紹介所					
山口縣滿蒙貿易組合					
東京府商工奬勵館					
東京市産業局					
東京優良商品展示所					
佐賀縣物產販賣斡旋所					
北海道滿蒙貿易協會					
北海道貿易調査所					
和歌山縣物產販賣斡旋所					
臺灣總督府物產紹介所					
臺中州農產物販賣斡旋所					
鹿兒島縣物產斡旋所					
熊本縣輸出協會					
廣島縣產業奬勵館					

名稱	大連	奉天	新京	哈爾濱	錦州
羽衣町輸入組合	鎭街	加茂町一六			
羽衣町輸入組合					
羽衣町輸入組合					
羽衣町輸入組合					
羽衣町輸入組合					
羽衣町輸入組合					
羽衣町輸入組合					
羽衣町輸入組合					
羽衣町輸入組合					
羽衣町輸入組合					
羽衣町輸入組合					
羽衣町輸入組合					
羽衣町輸入組合					
羽衣町輸入組合					
羽衣町輸入組合					
羽衣町輸入組合					
羽衣町輸入組合					

名稱	大連	奉天	新京	哈爾濱	錦州
ガスビル内	浪速通二〇	小西門外	老松町二	東五條通	三笠町一ノ二六
浪速通二〇	小西門外	老松町二	東五條通	三笠町一ノ二六	
小西邊門	加茂町五	東五條通	三笠町一ノ二六		
加茂町五	東五條通	三笠町一ノ二六			
東五條通	三笠町一ノ二六				
三笠町一ノ二六					
信濃町一一一	常盤町二	山縣通三四	浪速通大連百貨店	信濃町一三五	羽衣町輸入組合
常盤町二	山縣通三四	浪速通大連百貨店	信濃町一三五	羽衣町輸入組合	若松町四四
山縣通三四	浪速通大連百貨店	信濃町一三五	羽衣町輸入組合	若松町四四	
浪速通大連百貨店	信濃町一三五	羽衣町輸入組合	若松町四四		
信濃町一三五	羽衣町輸入組合	若松町四四			
羽衣町輸入組合	若松町四四				
若松町四四					

名稱	大連	奉天	新京	哈爾濱	錦州
輸入組合ビル	商工會議所				
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					

名稱	大連	奉天	新京	哈爾濱	錦州
輸入組合ビル	商工會議所				
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					

名稱	大連	奉天	新京	哈爾濱	錦州
輸入組合ビル	商工會議所				
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					

名稱	大連	奉天	新京	哈爾濱	錦州
輸入組合ビル	商工會議所				
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					

名稱	大連	奉天	新京	哈爾濱	錦州
輸入組合ビル	商工會議所				
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					

名稱	大連	奉天	新京	哈爾濱	錦州
輸入組合ビル	商工會議所				
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					

名稱	大連	奉天	新京	哈爾濱	錦州
輸入組合ビル	商工會議所				
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					

名稱	大連	奉天	新京	哈爾濱	錦州
輸入組合ビル	商工會議所				
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					

名稱	大連	奉天	新京	哈爾濱	錦州
輸入組合ビル	商工會議所				
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					

名稱	大連	奉天	新京	哈爾濱	錦州
輸入組合ビル	商工會議所				
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					

名稱	大連	奉天	新京	哈爾濱	錦州
輸入組合ビル	商工會議所				
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					
輸入組合ビル					

廣島縣滿洲國出張員	羽衣町輸入組合	一	一	一	一
新潟縣物産紹介所	岩代町三一	一	一	一	一
愛媛縣物産販賣斡旋所	羽衣町輸入組合	一	一	一	一
長崎縣物産販賣斡旋所	近江町四五	一	一	一	一
鳥取、島根兩縣滿鮮出荷斡旋所	紅梅町二六	一	一	一	一
朝鮮總督府勸業課	總督事館	一	一	一	一
朝鮮貿易協會	浪速通三二	一	一	一	一
神戶市海陸物産貿易同業組合	日滿貿易館	一	一	一	一
神戶市商工課	千代田通四〇	一	一	一	一
滋賀縣駐在員	大西邊門裡大同製帽	一	一	一	一
三重縣商工奬勵館	商工會議所	一	一	一	一
石川縣市場調査員	日滿貿易館	一	一	一	一
宮城縣駐在員	加茂町一七	一	一	一	一
靜岡縣物産取引斡旋所	輸入組合ビル	一	一	一	一
京都府市共立物産紹介所	輸入組合ビル	一	一	一	一
岡山縣立商工奬勵館	輸入組合ビル	一	一	一	一
岐阜縣滿支輸出組合	千代田通四〇	一	一	一	一
計		五三	一五	二四	九	四	一

日滿實業協會　本會は昭和八年八月大連市滿洲大博覽會協賛會主催の日滿實業懇談會の決議に基き、日滿經濟提携を促進して滿洲國の經濟建設に協力し其の共存共榮を圖るを目的として、兩國有力實業家を網羅して同年十一月十八日創立されたものである。本部を東京に、支部を大阪、大連及び京城に置いてゐる。尙滿洲支部は昭和十一年五月大連より新京に移轉した。滿洲支部は機關雜誌の發行其の他直接其の業務執行の衝に當るが、昭和十年六月末現在の會員數は日本人百四十九名、滿洲人二百三十四名、合計三百八十三名で漸增の傾向を示してゐる。

工業會　大連及び奉天は滿洲に於ける二大工業地である。前者は新興滿洲國內に在つて關稅關係其の他企業上相異なる特殊事情を有するが、近年何れも著しき躍進を續け各其の地域內に於ける代表的地位を占めてゐる。大連には大正八年同地工業家を以て組織された大連工業會があり、奉天には滿洲事變後關東州外主要都市の工業家に依つて社團法人滿洲工業會が設立せられ、何れも斯界の融和竝びに健實なる發達に寄與してゐる。

五一協會　本會は關東州特惠關稅制度の恩惠を受くる關東州內諸工業家に依り、斯業の圓滿なる融和發達に資する爲組織されたもので、大連市に事務所を置いてゐる。名稱は右制度の根據法たる大正十四年法律第五十一號にあやかつたものである。

油坊聯合會及び大豆工業研究會　油坊工業は滿洲重要工業の一で、大連、營口、安東及び哈爾濱等が其の中心地である。就中大連は其の首位を占め、日滿同業者は明治四十二年以來大連油坊聯合會を組織して斯業の統制發達を圖つてゐる。尙大連には歐洲戰後不振の一途を辿れる斯業の振興策として、大正十四年大豆工業研究會が組織せられ技術的經濟的試驗研究をしてゐる、兩會共相當の成績を擧げてゐる。

滿洲特產中央會　滿洲產大豆は世界總產額の六割に達する盛況で、其の豐凶又は海外輸出の盛否は滿洲經濟界の浮沈を左右する重要性を有する。新興滿洲國が農業を以て立國の大本とせるに鑑み、斯業の統制乃至改善發達を圖らんが爲、昭和十年六月日滿官民關係者を糾合して設立せられたもので、本部を新京に、支部を大連に、駐在員事務所を哈爾濱、東京及び大阪に置いてゐる。水豆對策の助成、

其の他特産物取引の統制合理化、内外市場の調査等相當の業績を示してゐる。

滿洲重要物産組合　滿洲特産物の輸出增進に伴ひ、明治四十年大連に於ける特産物輸出同業者の有志を以て滿洲重要物産輸出商組合を組織し、翌四十二年五月之を民法の規定に依る社團法人に改め滿洲重要物産同業組合と改稱したが、大正十二年十月大連特産物輸出商組合を合併して社團法人滿洲重要物産組合と改め今日に及んでゐる。本組合は大連に營業所を有する滿洲重要物産取引業者竝びに斯業と密接なる關係を有する者を組合員とし、相協力して組合員の融和竝びに營業上の弊害を矯正すると共に其の改善發達を圖る目的を以て、滿洲重要物産に關する諸般の調査報告書を發行し、組合員の商取引上の紛議を調停し或は官廳の諮問に應ずる等其の成績見るべきものがある。

滿洲輸入組合　本組合は歐洲戰後滿洲經濟界の疲弊に因つて、不況に陷りたる在滿邦商の振興及び日本商品の滿洲輸入促進を圖る爲、昭和二年以來奉天を初めとして大連、旅順、大石橋、營口、鞍山、遼陽、撫順、本溪湖、安東、鐵嶺、開原、四平街、公主嶺、新京、吉林及び哈爾濱の十七都市に設立されたもので　(一)組合員に對する仕入資金の貸付及び保證　(二)商店經營竝びに商取引慣習の改善　(三)仕入の斡旋、委託販賣の仲介及び販路の擴張　(四)運賃諸掛の低減其の他各附帶事業を經營してゐる。又昭和二年八月大連に其の聯合會を設けて其の統制に當らしめてゐる。

昭和九年度分の貸付額は普通信用貸千六百十一萬四千圓、特別信用貸六十三萬六千圓、擔保貸八十八萬八千圓、計千七百六十三萬八千圓で、回收額は普通千六百十五萬四千圓、特別六十一萬八千圓、擔保八十八萬八千圓、計千七百六十六萬圓の多額を算し殆ど金融機關化した傾向があり、事業の積極的擴張刷新を必要とされたが、漸次本邦樞要の商業地に出張所を設置し、(一)所屬組合員の仕入斡旋

(二)生産狀況及び市況報告　(三)運賃諸掛低減の交涉　(四)品質其の他約定條件違反等に關する交涉　(五)見本市及び委託販賣の斡旋　(六)代金決濟に關する金融業者と組合員間の疏通　(七)既設代理店又は特約店たる所屬組合員の利益擁護、新增設斡旋其の他各種の事業を行つた。

又之より先昭和九年十二月組合內に商業研究部を新設して日本商品の滿洲進出助長上、其の生產品の根本的研究竝びに滿人の嗜好其の他の調査をしてゐる外、更に其の別動隊として昭和十年七月大連市に滿洲輸入株式會社(資本金四十萬圓全額拂込)を設立し、各種商取引の仲立及び保證行爲其の他組合員の仕入の合理化、竝びに統制等組合業務の一半を經營せしめて其の擴充强化を圖らしむることゝし、組合は從前通り仕入資金の融通を專掌することゝなつた。

尙滿洲に於ては大正十四年頃より內地各市府縣等が個々に見本市を開催したが　(一)一時に數箇の見本市を重複して開催し、現地側をして其の後援應接に忙殺せしめ或は仕入期を惑はしむること　(二)主催者側にては失費の多き割合に其の效果擧らざりしこと　(三)其の他相互の連絡統制を缺いて見本市の機能を喪失せしむる等の狀態なりしに鑑み、本組合は昭和五年七月以來之を糾合統一して每年定期的に滿洲見本市を開催(第一、二回は大連、第三回は奉天、第四、五回は大連及び奉天、第六回は大連、奉天及び哈爾濱)し、又昭和九年八月より每年天津に見本市を開いたが、昭和十一年度よりは兩者を併せ東亞見本市に改めて大連、天津及び靑島に開催し、滿洲及び北支地方の新事態に順應することゝなつた。滿洲見本市の第一回以來の實績は左表の如くである。又天津見本市は第一回は豫期の成績を擧げ得なかつたが、第二回は取引件數百四十五件、其の金額二十一萬千八十七圓で、比較的高級品の需要が多い。

回別	開催年月及ビ開催地		取引高	出品店數	入場員數
第一回	昭和五年七月	大連	三三二、五五五・〇五	五三五	八、四六六
第二回	同　六年七月	大連	四四一、三九五・三五	四七二	七、二七八
第三回	同　七年六月	奉天	六二五、一二七・九二	六五四	七、一八八
第四回	同　八年七月	大連	一、二九八、六二四・九四	五四〇	四、〇五五
		奉天	三、六二九、八五七・八八	五八二	九、一八二
		計	四、九二八、四八二・八二	（內兩地出品 六四七 四七五）	一三、二五七
第五回	同　九年七月	大連	一、七一一、八七五・二六	五二二	二、六一四
		奉天	二、四〇九、四一六・四六	五六五	六、七五二
		計	四、一二一、二九一・七二	（內兩地出品 五六八 五一九）	九、三四六
第六回	同　十年七月	大連	三二八、〇六八・六五	三四二	二、〇〇五
		奉天	八九八、〇二二・七七	三八四	三、五八一
	同　八月	哈爾濱	四一六、四二六・七二	三二一	二、四五一
		計	一、八四二、五一八・一二	（內三地出品 四一〇 六五七）	八、〇一五

滿人團體

商會　滿洲には民國政府發布の商會法に依り組織したる商會が各地に散在し、其の數は二百以上に達してゐる。滿洲國では未だ商會法の制定なく、大同元年四月暫ク從前ノ法令ヲ採用スルノ件（敎令第三號）に依り建國の主旨又は國情及び法令に牴觸せざる限り、當分の間民國政府發布の商會法を採用することゝなつてゐる。商會法は大體我が商工會議所法に準據制定したるもので、其の職能は商工業の發達を圖るにあるが、舊軍閥時代は地方行政機構不備なりし爲、商會は事實上徵稅の代辨、道路橋梁の修築、消防隊及び學校の設置經營、自警團の組織等に利用され、恰も地方官公署の如き觀を呈した。然しながら地方經濟機構內に於ける商會の地位は今猶頗る重要性を有してゐる。將來純商工業助長機關としての機能を十分發揮せしむる爲、可及的速に其の組織其の他統制等に關する法制の整備を急務とするので、滿洲國政府は目下新商會法の制定を急いでゐる。

當局管內にも三十餘（內關東州一〇）の滿人商工業者の團體たる商會、商務會又は公議會等があつて、各地方滿人側商工業の助長發達を目的とする有力なる機關を形成してゐるが、滿洲國內に於ける商會と同樣滿人間の自治機關としての色彩を多分に有してゐる。關東州に於ては各民政署長、滿鐵附屬地に於ては各滿鐵地方事務所長が之を監督してゐるが、滿鐵會社は大正二年滿鐵附屬地華商商務會通則を制定して其の助長發達を企圖する所あつたが、猶之に據らざるものも相當にある。

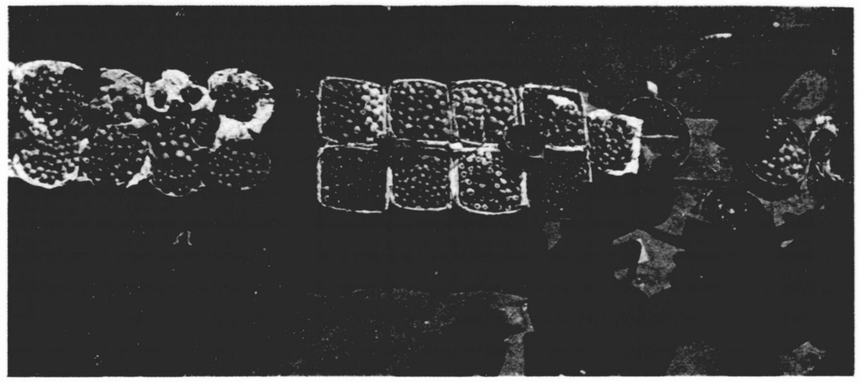

屋物果の店露

—内城京新—

第十五章　度　量　衡

第一節　概　　說

取締制度實施前

支那式度量衡　從來關東州及び滿鐵附屬地に於て取引又は證明上に使用されてゐた度量衡は大體支那式度量衡（滿支人相互間、露國式度量衡（露人相互間、尺貫法度量衡（日本人相互間及び日滿支人間、ヤードポンド法度量衡（藥品取引の一部、メートル法度量衡（滿鐵又は郵便關係者間）の五系統のものである。この中最も廣く使用されて度量衡制度運用上最も關係の深いものは勿論支那度量衡で、又最も亂雜不統一を極めたものである。民國政府は民國四年權度法、權度營業特許法、權度法施行細則及び官用權度器具頒發條例等を公布し國內度量衡制度の統一を圖つたが、僅かに京師區內に施行されたのみで其の他の地に及ばず、依然舊慣用度量衡を用ひ往往日を閱した爲其の整備確立を見るに至らなかつた。然も其の慣用度量衡器は各地據る所を異にし、何れを正規のものとすべきかは全く不可能とされる程、紊亂其の極に達する狀態で、例へば度量衡器の製作又は修覆は普通の木匠等が註文者の希望に應じて大小、長短輕重等任意のものを製作又は修覆し、隨つて奸商は規格不統一なる各種度量衡器を所持し、販賣用又は購買用に區分して取引上有利に使用した。尙地方に依つては賣拼又は買拼等を公認し、特に淸代に

在つては最も公正なるべき官用度量衡器すら、官品の收納若しくは支拂に際し之を奸用する等、幾多の惡弊が横行してゐたに徴しても其の一斑を窺知する事が出來る。南滿洲地方に於ける支那度量衡の概要は左の如くである。

度　長さ　度器は其の種類多く、又同一名稱のものでも其の長をが異にするを常とするが、今其の主なるものを掲ぐれば左の如きものである。

名稱	用途	長サ	備考
裁尺	洋布及ビ支那靴（靴子）緞（緞子）ノ如キ大幅ノ布尺用	約鯨尺九寸	裁衣尺、衣尺又ハ小尺トモ謂フ
營造尺	小幅土產布類、建築及ビ工藝用	約鯨尺八寸	工部營造尺、官尺魯班尺又ハ蘇尺トモ謂フ
大尺	綿布類用	約鯨尺一尺三寸五分	布尺トモ謂フ
拐尺	木匠用	約鯨尺八寸	

以上の外五尺桿子、丈尺繩子、窄尺、紅尺、木京尺、京裁尺、老裁尺等あるが、之等は一部の地方に使用せられるに過ぎない。尺度は何れも分、寸、尺、丈、引、里の稱呼に依り、分乃至引は十進法に據る。里は十八引を以て一里としてゐる。

地積　滿洲を通じて實際の地積は決して一定の標準に據らず頗る區々であるが、今其の最も廣く行はるゝものを掲ぐれば左の如くである。

名稱		命位	日本面積
奉天省	弓	五尺平方	七合四一
	畝	二百四十弓	五畝二十七歩八四
	丁（天、日、晌トモ言フ）	十畝	五反九畝八歩四
奉天省（旗地）	弓	五尺平方	七合四一
	畝	三百六十弓	八畝二十六歩七六
	丁（天、日、晌トモ言フ）	六畝	五反三畝十歩五六
吉林省	弓	五尺平方	七合四一
	畝	三百六十弓	八畝二十六歩七六
	晌	十畝	八反八畝二十歩六
黑龍江省	弓	五尺平方	七合四一
	畝	二百八十八弓	七畝三歩四
	晌	二千八百八十弓（十畝）	七反一畝四歩
	方	四十五晌	三十二町一畝
	井	千六百二十晌（三十六方）	千四百四十町四反五畝

備考　滿洲人が土地を測定する時は多く歩測に依り、一複歩を以て五尺とし、五尺平方を一弓とする

量　地方に依つて差異のある事は尺度よりも甚しいが、量の命位は勺、合、升、斗で、何れも十進法の點は我が國と同じである。五斗を一斛、二斛を一石と言ふ。勺以下の名稱には抄、撮、圭等がある。地方に依り一升桝の中部に斗梁即ち隔を設け、其の一部即ち五合を一格と稱し、更に其の一格の二分の一即ち二合半を一角と稱する所がある。量器の種類も地方により又用途によつて其の數は極めて多い。穀類量器には官斗、倉斗、市斗（私斗）、囤斗、偁斗等があり、液類量器には油胡蘆及び油酒提等がある。其の爲穀類の實際の取引には其の地特有の物產は斤量を標準として容積を定めてゐる。

衡　其の種類は區々で一定せず、其の稱呼は左の通りであるが、秤を大別すれば官秤と市秤とである。官秤は旗衙門城守防尉の規定製造に係るもので、市秤は官秤を標準としたものである。市秤には天秤（漕平・市平）、戥子（漕平戥子・市平戥子）、秤（蘇秤・絲秤）の種類がある。

名稱	命位	日本目方
擔	百斤	十五貫二百匁
斤	十六兩	百五十二匁
兩	十錢	九匁五分
錢	十分	九分五厘
分	十厘	九厘五毛
厘	十毫	九毛五絲
毫		九絲五

日本式度量衡　日本人相互間は勿論、日本人の經濟的發展に伴ひ滿鐵會社及び日本人を相手方とする滿人商人の一般特産物の大取引上にも使用せらるゝに至つた。然し乍ら關東州及び滿鐵沿線各地で販賣又は使用中の度量衡器は內地官廳の檢定濟のものは尠く、單に輸出檢査を受けたもの及び甚しきは不合格品等で、品位劣等のものが多數の情況である。併かも臺秤、上皿棹秤等の新品の組立又は修理の如きは知識なき店員が施工し、又組立の儘內地より輸入せる上皿棹秤、上皿天秤、金骨製棹秤、木製棹秤等は輸送中狂ひを生ずる等不完全なるに拘らず、新品なるを以て一般に總べて完全な器物なりと誤信して販賣又は購入するものが多い。隨つて使用中の器物は其の構造異狀又は差狂を生ずるものが多數で、不正器物を商品の計量に使用するは支那器物と何等異なる所がなく、日本式度量衡に於ても計量秩序は相當亂れてゐたのである。

取締制度の實施

元來度量衡制度は貨幣制度と相俟つて現代經濟生活の基本を爲すもので、其の取締を忽にすべからざるは論を俟たない所である。關東州に在つては既に明治四十一年關東都督府時代に於て度量衡檢定所（現大連市山城町）を設けて器物の檢查を實施したが、其の後幾何もなくして廢止した。度量衡制度の確立と其の取締の實施は社會經濟生活上當然の要請で、久しく之を等閑に附すべきでない。乃ち關東廳は大正十三年關東州に限り取り敢へず暫定的取締法規（關東廳令第七號）を公布し姑く檢定制度を採らず、又器物の製作、修覆及び販賣は依然自由とし單に器物及び商品計量の取締を開始したが、其の效果顯著なりしを以て昭和二年五月關東州度量衡取締規則（關東廳令第二三號）を制定し、同年八月一日より大連市土佐町一番地に關東廳權度所を設けて度量衡に關する事務を開始するに至つたのである。

本規則は主として內地度量衡法に倣ひメートル法を採用して（尺貫法度量衡は昭和十七年迄、從來慣用の支那度量衡は昭和三年迄猶豫期間を設けた）營業の許可及び器物の檢定制度を實施し、關東州內度量衡制度は茲に初めて近代的法制の下に整備統一せらるゝに至つた。爾來制度の普及、宣傳に努力し且定期及び臨時の取締を勵行した結果、不正器物は漸く一掃されて不正取引の弊は大いに改められ、殊に本制度實施上の癌たる從來慣用の度量衡は數年ならずして新制度量衡に置き換へられて州內より驅逐さるゝに至り關東州に於ける度量衡制度は次第に其の面目を一新した。

滿鐵附屬地に於ては支那側制度と相連繫協調を圖るを必要とするが、滿洲事變前の政治經濟の環境は久しく其の實現を阻止した。然るに滿洲國の創建後は同國政府に於ても度量衡制度の確立を期し、

日本側諸制度と滿洲の特殊事情とを參酌して大同三年一月度量衡法を、康德二年七月計量法を公布した。一方康德元年には新に日滿合辦の滿洲計器股份有限公司を設立せしめ製作、修覆及び卸賣業の獨占を認めて、器物の普及統制に劃期的施設を試みるに至つた。當局に於ても之と密接なる連繫を採りて制度の大改正を行ひ、卽ち昭和十年四月從來の關東州度量衡取締規則を廢止し、關東州及南滿洲鐵道附屬地度量衡取締規則（昭和一〇・四・一五關東局令第二八號）を制定、翌五月より實施して、從來の制度の不備缺陷を補正すると共に奉天に權度所支所を設け、又滿洲計器股份有限公司の營業の特權を容認する等新しき視野に於ける制度の刷新强化を圖つた。斯くて多年の懸案たる滿洲一圓の度量衡制度は統制ある體系を整へて圓滑なる運用の途を開かるゝに至つたのである。

取締規則實施の指導及び宣傳

關東州度量衡取締規則實施當初は取締事務に從事する各民政署員及び警察官吏に對して、同規則の大要及び取締方針を指導する爲、度量衡專任技手を派遣して講習會又は講演會等を開催した外、爾來定期、臨時取締及び計量取締執行の際は豫め其の取締方針及び要領を說示して取締事務の便に資し、正規器物の普及竝びに計量思想の啓發に努めた。今次の規則改正に當つても新制度の大要竝びに新規追加計器の取扱方等に就き、各民政署及び各警察署に於て講演會を開催し、或は警察官練習所の敎科目中に度量衡の一科を追加する等意を用ひ、又既往に於て數次權度所員を商工省主催の度量衡講習會に派遣する等取締官吏の敎養に力めてゐる。本制度の運用に就いては最も密接なる關係を有する滿洲國權度局と特に連繫協調を保持して新聞、パンフレット、ラヂオ放送、博覽會、展覽會其の他各種の機會を利用して、本制度の大要竝びに正規計器の普及に努力し、又メートル法の宣傳に就いては日滿各關係者をして日滿メートル實行協會等を組織せしめて、各方面に對しメートル法の使用を指導奬勵し、愼用度量衡の使用猶豫期限滿了前にメートル法を專用せしむべく誘導してゐる。尙關東州內に於ては關東州計器販賣同業組合を組織せしめて、同業者の統制竝びに營業の改善發達を計らしめ漸次相當の成果を收めてゐる。

第二節　現況

取締規則の概要

關東州及南滿洲鐵道附屬地度量衡取締規則（昭和一〇・四・一五關東局令第二八號）は五月十五日より施行したが、今其の大要を記すれば次の如くである。

度量衡の基本　度量衡制度の目的は計量の統一と正確を期するのが主眼である。之が爲度及び量はメートル、衡はキログラムを以て基本單位とし、又メートルは融解しつゝある純粹の水の氷の溫度に於ける國際メートル原器の示す長さとし、キログラムは國際キログラム原器の質量と定められてゐる。

度量衡の名稱命位　度量衡の基本單位を定むるも、單に之のみでは實用上の不便が多いので、補助單位として各種名稱の單位が定められてゐる。

計器の種類　法定の度量衡又は計量の値は實在の計量器の用具たる計器は容易に差狂を生ぜず且實用上便利を必要とするため其の種類は多種多樣である。計

器は特殊なるものに就いては關東州及南滿洲鐵道附屬地度量衡取締規則第四十七條第一號ノ計器ノ構造ニ關スル件（昭和一〇・四・一五、關東局令第二九號）、關東州及南滿洲鐵道附屬地度量衡取締規則第四十七條第二號ノ計器ノ種類、構造及公差竝ニ同規則第五十八條ノ公差ニ關スル件（昭和一〇・四・一五、關東局令第三〇號）を制定公布して、度器は鑄物尺、雛形尺、文尺及びローラー式度器を、量器（化學用量器）は副目盛附フラスコ、自働ビペット、安全裝置附ビペット、自働ビユレット、ピンク式及びゲールサック式ビユレット、分量用ビユレット、マイクロビペット、日本藥局方精密ビユレットを、衡器は雜貨用上皿天秤、計量器はバブコック式乳脂計を夫々追加し、之が構造竝びに公差等を規定した。

許可制度　計量統一の目的を達成するには計器を一定すると共に、其の供給を圓滑ならしむる要あるを以て、許可制度を布いて供給機關の完備を期してゐる。計器の製作、修覆及び販賣營業は各別に大使の許可事項とし、許可の有效期間は五年である。又營業許可を受けずして取引又は證明の用に供すべき計器の製作又は修覆を爲さんとする者は、其の都度大使の許可を受けなければならない。左の各號の一に該當する者は絶對に其の營業許可を受ける事が出來ない。

一　祭祀以上ノ刑ニ處セラレタル者、但シ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ノ免除ヲ得タル日ヨリ三年ヲ經タル者ハ此ノ限ニ在ラズ

二　本規則第八十四條ノ規定ニ依リ罰セラレタル者、但シ其ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ免除ヲ得タル日ヨリ三年ヲ經タル者ハ此ノ限ニ在ラズ

三　本規則第八十二條ノ規定ニ依リ營業ノ許可ヲ取消サレタル後二年ヲ經ザル者及營業停止中ノ者

四　前二號ニ揭ゲタル者ノ同居者屋人其ノ他ノ從業者

五　破　産　者

檢定制度　計器の正確と統一を期する爲には供給機關の許可制度を採る外、更に計器の檢定制度を設けて計器を製作、修覆又は輸入したものは特殊のもの（輸出する計器、取引證明以外の用に供する計器又は大使が指定した計器）を除き、原則として總べて當局の檢定を受けなければならない。檢定は構造上器差を有するものに在つては規定の公差以內のものを合格とし、不合格品は其の販賣を禁止してゐる。檢定に合格した計器には見易き個所に檢定證印を押捺し、水量メートル及びガソリン量器は器物の性質上特に其の有效期間を六箇年と定めてゐる。檢定證印あるものに對しては其の檢定證印の消印をなすのである。

取締制度　計器は檢定合格品でも之を使用するに從ひ損傷或は差狂を生ずることは免れない。又甚だしきは正しい器物を不正に使用する者或は量目を僞る者等がある爲、之等に對する適當なる對策を講じ監視を嚴にすると共に、他方計器の製作、修覆及び販賣營業を監督する必要がある。此の計器の取締は定期取締、臨時取締及び計量取締の三である。定期取締とは業務上の取引若しくは證明の爲に使用し又は使用に供する爲所持する計器を、豫め當局に於て告示した日時及び場所に於て爲す集合檢査である。關東州內に於ては各民政署管內別に昭和四年以來每年之を執行して來たが、村落の如き其の使用の度が少く且其の取締成績に徵し每年執行の必要なき地方は隔年之を行つてゐる。臨時取締は隨時隨所に於て不意に器物の檢査を行ふもので、計量取締とは商品貨物の計量に就いて隨時臨檢して斤量の正否を檢査するのである。以上の取締は共に不正計器の排除竝びに計量の公正を期せんとするにあるが、定期取締に於て檢査に合格した器物には檢査濟印を附する。又計器の使用者にして會社、工場組合等で自治取締に必要なる事項（檢査員を常置、檢査器具を完備して定期的に檢査を實行する）を勵行して、計器の使用及び保管の成績良好なる者に對しては一定期間定期取締の執行を免除する。現在自治取締を認

めて定期取締の執行を免除してゐるのは滿鐵會社のみである。

慣用度量衡　尺貫法、ヤードポンド法、メートル法及び計量の單位の一部の如き從來慣用の度量衡若は計量の單位は、特に指定した事務又は事業を雙方の當事者とする場合は昭和十七年七月三十一日迄、其の他の場合は昭和二十二年七月三十一日迄之が使用を認めてゐるが、此の猶豫期限滿了後はメートル法の專用となるのである。

滿鐵附屬地　滿洲國に於ては大同三年一月度量衡法(敎令第五號)を公布し、尺斤法(尺斤法一尺はメートルの三分の一、一斤は一キログラムの二分の一でメートル法への換算容易である)を主制とし、メートル法を補制とする特殊な度量衡制度を採用してゐるが、右は將來同國內の度量衡をメートル法に統一せんとする暫定的便法である。滿鐵附屬地は地理的關係上滿洲國側と其の基調を異にすることは、其の統制竝びに度量衡本來の性質より觀て妥當の策でない爲、當局に於ては特に滿鐵附屬地に限り當分の內右尺斤法の使用を認めてゐる。

取締機關

昭和二年關東州度量衡取締規則實施の際、關東廳權度所(大連市土佐町一番地)を設置し、爾來度量衡器の檢定及び取締の執行に當らしめて來たが、昭和十年四月關東州及南滿洲鐵道附屬地度量衡取締規則(昭和一〇・四・一五關東廳令第二八號)の施行に際し關東局權度所を關東廳權度所に改め、又新に支所(奉天紅梅町三十九番地)を設けて滿鐵附屬地內に於ける計器の檢定及び取締に當らしめ今日に至つた。權度所設置當初は專任技手三名及び雇一名を配置したが、今次支所設置に伴ひ更に專任技手二名及び雇一名を增員し、本所に技手三名及び雇二名、支所に技手二名を配置した。

計器營業者の狀況

關東州度量衡取締規則に依り許可を受けた計器の製作、修覆及び販賣業者數は昭和八年度末現在に於て製作者八名、修覆者四名、販賣者四十六名合計五十八名であつたが昭和九年度に於て滿洲國は度量衡法實施後計器の統制及び普及の爲、其の製作、修覆及び卸賣業は政府の監督下に日滿合辦の滿洲計器股份有限公司をして獨占せしむることゝなり、當局亦度量衡制度本來の目的に鑑み之を協調援助して、既存營業者は其の既得營業權竝びに工場設備一切を讓渡して合併せしめ、昭和九年九月同公司に對し關東州及び滿鐵附屬地に於ける計器の製作、修覆及び卸賣營業を許可して、滿洲國同樣獨占の形態を採るに至つた。同公司は新京に本社を置き、大連、奉天、哈爾濱に各支店及び工場を設置し、尙必要なる都市には出張所を設けてゐる。

昭和二年關東州度量衡取締規則施行後の計器營業者數は左表の通りであるが、關東州內に於ける販賣業者は當局の慫慂に依り昭和十一年二月關東州計器販賣同業組合を組織し、新制度に依る計量思想の普及を促進し、又は營業上の弊害を矯正して其の改善發達を圖つてゐる。

年度	製作業者	修覆業者	販賣業者	合計
昭和二年度末	七	〇	四一	四八
同三年度末	七	一	四七	五五
同四年度末	八	二	四九	五九
同五年度末	八	三	五一	六二
同六年度末	八	四	五二	六四

昭和七年度末　七
同八年度末　六
同九年度末　一
同十年度末　一

備考　昭和十年度分販賣人二百六名中九十四名は滿鐵附屬地に本據を有する者である

計器販賣狀況

關東州に於ける計器（度量衡器）販賣業者の販賣總數は昭和二年度は三萬四千九百四十個、價格十二萬六千六十四圓であるが、累年遞增して昭和九年度は十五萬四千百五十三個（約四倍半）、價格二十六萬九千六百十九圓（約二倍）に激增した。又種類別販賣數は、其の需給關係に依り年に依つて差異あるが、大體度器四五％乃至六十五％、量器五％乃至一〇％、衡器三〇％乃至五〇％程度で、度器が大多數を占めてゐる。

計器の檢定成績

計器の檢定は昭和二年五月關東州度量衡取締規則施行以來關東州內の度量衡器に就いて實施したが昭和十年五月現行規則施行後は新に計量器を加へ且滿鐵附屬地にも及ぼす事となつた。（附表參照）

昭和二年度の度量衡器檢定總個數は四萬二百六十五個、檢定手數料は五千百九十一圓であるが、各之を百とする各年度の實績比率は次の如くである。昭和三年度八萬千百四十九個（三〇二、一萬六百七圓二十五錢（二〇四）、昭和四年度十萬十四個（三四八）、一萬四千八百九十六圓三十六錢（二八七）、昭和五年度七萬七千五百三十三個（一九三）、九千十四圓四十四錢（一七四）、昭和六年度六萬六千三百八十四個（一六五）、八千八十五圓六十錢（一五六）、昭和七年度九萬九千六百九十個（二四八）、一萬九百二十一圓六十九錢（二一〇）、昭和八年度十一萬七千三百六十七個（二九二）、一萬四千二百三十一圓五十七錢（二七四）、昭和九年度十六萬五千七百八十三個（四一二）、一萬七千百九十四圓七十七錢（三三一）であり、昭和十年度は關東州二十萬七千六百八十三個（五一六）、三萬五百九圓十六錢（五八八）、滿鐵附屬地二十二萬三千六百六十六個（五五五）、二萬六千九百四十八圓四十八錢（五一九）、合計四十三萬千三百四十九個（一〇七二）、五萬七千四百五十七圓六十四錢（一〇六）である。斯前半は漸減せるも後半の滿洲事變後は激增の一途を辿つてゐる。尙其の事由別の檢定狀況は製作品二一％乃至二十四％、修覆品〇・七％乃至四％、輸入品が大多數を占めてゐる。尙檢定不合格率に就いてみれば昭和二年の三・四％より二・九％乃至〇・九％と減退してゐる。

計量器は總個數三萬四千七百九で、其の檢定手數料總額は五千七百四十二圓五錢であるが、其の中九七％は輸入品で、三％は修覆品である。又關東州內に所在するものは二萬五千百三個（七二％）で、滿鐵附屬地に所在するものは九千六百六個（二八％）であるが、內不合格總數は三百七（〇・八％）で、現行規則施行初年度としては相當の好成績を示したものである。

計器の取締成績

度量衡の取締は度量衡器の正否を檢查する定期取締、臨時取締又は度量衡の計量に就いて行ふ計量取締等である。滿鐵附屬地に於ては昭和十年五月現行度量衡取締規則施行後日猶淺い爲、未だ其の取

締を實施するに至らないが、關東州に在つては昭和二年五月より施行の關東州度量衡取締規則に依つて定期取締は昭和四年度以降逐次實施した。定期取締は昭和四年度は大連、金州及び貔子窩三民政署管内のみに行ひ、昭和五年度乃至昭和七年度は毎年全州内に亙り取締を執行し、又昭和八年度以降は市街地をA區として毎年、村落は各民政署毎にB及びC區に分ちて隔年施行した爲、一率に其の成績を比較することは困難であるが、今昭和四年度分に對する比率を見るに取締戸數は一〇五%乃至二〇七%、其の器物數は九五%乃至一七三%と漸增し、其の不合格率は一六三%乃至六三%と漸減の傾向を辿り比較的好成績を示してゐる。次に臨時取締は主として市街地に於て昭和五年度以降隨時執行し其の取締戸數及び器物類は年に依り一定しないが、前者は千七百戸乃至六千二百戸、後者は三千五百個乃至一萬四千個に達し、其の不合格率は昭和五年度に比して漸減し、最近數年間は大體二九%程度を示し成績は大體良好である。（附表參照）

夏　　初

—園公西京新—

第十六章　産業に關する諸調査

第一節　經濟調査會

經濟調査會の沿革

滿洲の經濟的開發は我が施政以來關東州又は滿鐵附屬地を根據として顯著なる發展を遂げ、逐年各種企業の隆盛を見るに至つたが、其の後滿洲の財界は世界的恐慌の餘波を受けて多大の打擊を被り、或は東三省政權の排日政策等に累されて一頓挫を來たさんとする情勢に立至つた。茲に於て當局は滿洲の經濟開發に關する根本的方策を檢討して、施政上の參考に資するの極めて緊要なるを痛感し、大正十一年十一月在滿官民有力者を糾合して關東廳に經濟調査會（關東廳令第八五號）を設置した。更に昭和七年七月其の組織を改めて法制經濟調査會と爲し法制部を新設した。然るに其の後昭和九年十二月我が在滿行政機構が改革せられ關東廳官制の廢止、關東局官制の公布を見るに及び本會も廢止された。

法制部は設置後日猶ほ淺く一回の開會も見ず廢止されたが、經濟調査會は創設以來關東長官の諮問に應じて開會すること前後六回に及んだ。今其の諮問及び答申事項を要記すれば次の通りで、當局が施政上之を採擇實施した事項は相當多數に上つたのである。

第一回經濟調査會（大正十一年十二月開會）

諮問事項

第一　金融機關の整備及び資金の供給を潤澤ならしむる方策如何

(一)特殊金融機關の改善に關する事項

(二)普通銀行の整頓に關する事項

(三)財界の救濟及び事業資金招致の方策に關する事項

第二　滿洲産業開發の方策如何

(一)産業制度に改廢を要すべきものなきや

(二)産業組織に改良を要すべきものなきや

(三)今後の産業方策如何

(四)産業資金招致方策如何

答申事項

第一諮問事項に對する答申

一　特殊金融機關改善に關する事項

(甲)　中央銀行に關する事項

A　第一案　中央銀行の新設

B　第二案　朝鮮銀行の改善

(1)監督權を大藏省に移すこと

(2)資金の充實を圖ること

(3)直接取引の範圍を漸次縮小し、普通的に地方銀行を利用し、中央銀行の實を擧げしむること

(4)正金銀行と提携を圖らしむること

(5)滿洲に於ける營業に關し關東廳に監理官を置くこと

(6)滿洲に於ける營業に關する特殊規定を設くること

(7)滿洲に相當の幹部を駐在せしむること

(乙)　横濱正金銀行に關する事項

(1)朝鮮銀行と提携を圖らしむること

(2)安東に支店を設置すること

(丙)　不動産銀行を新設すること

設置の理由　東洋拓殖株式會社は營業地域と資金との關係上、滿蒙に於ける不動産金融に對し不充分なるを免れざるに依る

新設銀行の要領

(1)資本金三千萬圓の株式會社とし其の半額以内を政府の持株とす

(2)本店を大連又は奉天に置く

(3)拂込資本金に十倍する金銀債券を發行することを得、且債券償還の場合に割增金を附する特典を有せしむること

(4)專ら事業に對する金融を圖り不動産上の權利を擔保とする貸付を爲すこと
(5)關東長官の監督に屬せしめ政府は十箇年間七朱の配當保證を爲すこと

二　普通銀行其の他金融機關の整頓に關する事項

(1)既設小銀行及び金融信託會社の合同又は整理を慫慂すること
(2)滿洲に於ける銀行の設立許可、監督及び檢査を統一すること
(3)資本金薄弱なる銀行の本支店設置を許可せざること
(4)銀行の檢査監督を勵行すること
(5)信託及び信託業に關する法規を可成速に制定すること

三　財界の救濟及び事業資金招致の方策に關する事項

(1)政府をして滿洲財界救濟竝びに整理の爲低利資金二千萬圓を特殊金融機關を通じ融通せしむること
と
(2)滿洲は日本內地に比し金利高きに失するを以て特殊金融機關をして相當引下げを爲さしむること

第二諮問事項に對する答申

一、二　産業制度及び組織の改善

(1)當局は滿洲産業の開發に關し民國官民の諒解を得ることに盡力方要望のこと
(2)內地輸入關稅の減免を圖ること
(3)工場用地の拂下價格及び借地料の低減を圖ること
(4)陸海軍用地の利用を增進すること
(5)官有地の拂下主義を採ること
(6)工業用石炭及び電動力の廉價供給を圖ること
(7)滿鐵政府配當金の廢止を政府に要望すること
(8)各種産業試驗場の擴張を圖ること
(9)中央調査機關を設立すること
(10)法人所得稅及び營業稅の輕減を圖ること
(11)港灣設備の完成を期すること
(12)交通網の完成を圖ること
(13)産業組合に關する法規を制定すること

三　今後の産業方策

(1)農業の奬勵方針を確立すること
(2)畜産の改良增殖を圖ること
(3)柞樹及び適應樹種の增殖竝びに其の利用方法を講ずること
(4)漁獲物の增加及び魚價の平衡を圖ること
(5)鹽業を奬勵し州內鹽の輸出增加を圖ること
(6)滿洲に於て將來發達すべき工業に對し適當なる保護奬勵を講ずること
(7)同種工業の合同を慫慂すること

四　産業資金招致方法

(1)速に不動產銀行の實現を圖ること
(2)銀貨の流入を容易ならしめ金融の圓滑を圖ること
(3)滿洲の產業開發の爲毎年相當額の事業資金低利貸下要望のこと
(4)滿洲に本店を有する會社の株式配當金に對し所得稅を免除すること
(5)天然資源其の他生產條件に於て、內地に比し一層滿洲に適する產業に對し、現に政府の投じつゝある內地產業奬勵資金の一部を關東廳の管理に移し、日滿を通じ有效なる生產の分業を圖ること

第二回經濟調査會（大正十四年六月開會）

諮問事項

第一　關東州水產業振興の方策如何

第二　關東州の生產に係る物品の輸入稅免除に關する法律の效果を充分に發揮する方策如何

答申事項

第一諮問事項に對する答申　關東州水產業振興の爲、左の事項を實行せらるゝの必要あるものと認む、就中第八項中漁獲物販路開拓に關する事項は最も重要なりとす、各事項實行の順序は事情を斟酌し緩急を見計ひ適宜之を決せられたし

(1)時代に適應したる漁業法規を制定すること
(2)漁に業關する調査、研究、指導、奬勵及び取締の任に當る機關の整備充實を圖ること
(3)國際漁場に於ける關東州漁業者の地步を安固ならしむる方法を講ずること

(4)漁船、漁具の改良を奬勵すること
(5)沿岸漁業を開發し漁村の振興を圖ること
(6)漁船根據地に應急施設を爲すこと
(7)漁獲物販路機關を改善すること
(8)漁獲物の貯藏、運輸、加工竝びに販路開拓に關し、相當の施設及び補助奬勵を爲すこと
(9)漁業便法を講ずること
(10)水產組合の組織內容を改むること

第二諮問事項に對する答申　關東州內の生產に係る物品の輸入稅免除に關する法律の效果を充分發揮するには左の方法を講ずるの必要あるものと認む

(一)同法に依り免稅せらるゝ物品中生產額の僅少なるもの及び全く生產せざるもの、生產を促進する爲左の方法を講ずること

(1)生果　本品の生產を順調に發達せしむる爲
(イ)輸入生果の檢查を勵行すること
(ロ)苗木の自給策を樹つること
(ハ)速に產業組合を制定すること

(2)曹達灰　本品の生產を促進する爲
(イ)不當廉賣防止規定を改定すること
(ロ)原料鹽の供給を確保し原料鹽に對する課稅を免除すること

(ハ)石炭、骸炭、硫酸アンモニア及び電力を廉價を以て供給し原料品及び製品の運賃を低廉ならしむること

(ニ)斯業に經驗ある資本家を誘致すること

(3)ブローム、硫酸曹達及び硫酸マグネシウム　本品の製造は適當なる機關をして其の技術上經濟上の試驗を行はしむること

(4)阿膠、ゼラチン、骨炭、山羊革及び緬羊革　阿膠は試驗の結果有利なる事業たるの結論を得たるも、他の物品は技術上竝びに經濟上の疑問あるに付適當なる機關をして其の試驗を行はしむること

(5)甘草越幾斯　本品製造は撫順若しくは鞍山に起業するを適當とすべく、其の技術上竝びに經濟上の試驗は之を適當の機關に行はしむること

(6)ナフタリン其の他のコールタール分餾物　本品は滿洲製麻株式會社に於て之を製造せしむること

(7)苧麻絲、苧麻線及び苧麻繩　本品は滿洲製麻株式會社に於て之を製造せしむること

(8)野蠶眞綿、野蠶紡績絹織綿及び野蠶絹絲　本品は州內外に渉り其の製造に對し相當の奬勵策を講ずること

(9)毛織絲、毛綿織絲、毛綿交織物及びブランケット　本品製造の爲關東州內に滿蒙毛織株式會社の分工場を設けしむること

(10)硝子塊、硝子粉及び硝子板　本品は其の原料たる硫酸曹達及び曹達灰の自給確立を講ずること

(11)其の他の物品生產の發達助長を圖ること

(二)內地に於て缺乏し關東州に於て生產條件有利なる物品にして同法の免稅品目中に揭げられざる左記品目を追加すること

豚肉及び其の加工品、山羊皮、緬羊皮、麻子油、荏胡麻子油、大麻子油、大豆硬化油、苛性曹達重炭酸曹達、鹽化カルシウム、鹽化加里、炭酸マグネシウム、硝子管、硝子棒、硝子器及び鋼材竝びに高粱、玉蜀黍、大豆及び小麥の加工食料品

(三)關東州外滿鐵附屬地の生產に係る物品中同地に於ては生產條件有利にして內地に於て缺乏せる左記品目に對しては輸入稅免除に相當する特惠方法を講ずること

(1)銑鐵及び鋼材
(2)毛織絲、毛綿織絲、毛綿交織物及びブランケット
(3)野蠶眞綿、野蠶紡績絹織物及び野蠶絹絲
(4)黃麻絲、黃麻線、黃麻布、苧麻絲、苧麻線及び苧麻繩
(5)ナフタリン其の他のコールタール分餾物
(6)阿膠、ゼラチン、骨炭、山羊皮、山羊革、緬羊皮及び緬羊革
(7)甘草越幾斯
(8)肉類及び其の加工品
(9)高粱、玉蜀黍、大豆、小麥竝びに其の加工品
(10)生果

第三回經濟調査會（大正十五年六月二十九日開會）

諮問事項

滿洲に於て今後十年間に實施すべき重要なる産業計畫如何

答申事項

原始産業

(1)關東州に卓絶せる技倆を有する邦人を以て模範的經濟農家を設立すること
(2)棉花栽培を奬勵すること
(3)家蠶の飼育を奬勵すること
(4)柞蠶の改良增産を圖ること
(5)羊毛の改良增産を圖ること
(6)關東州及び滿鐵沿線に苹果の栽培を奬勵すること
(7)關東州鹽の銷化に關し適當なる方策を講ずること
(8)大豆の改良增殖を圖ること
(9)米穀の增産を圖ること
(10)米國種葉煙草の栽培を奬勵すること
(11)肉用獸の改良竝びに增殖を圖ること
(12)鷄の改良を圖ること
(13)移住鮮人の保護指導を爲すこと
(14)産業組合令を制定すること
(15)日支共同の産業奬勵機關を設立すること

商工鑛業

(1)大豆、高粱及び包米の加工工業を助成發達せしむること
(2)曹達工業の成立を促進すること
(3)炭坑業及び附隨工業の發達を圖ること
(4)製鐵業の發達を圖ること
(5)左記方法に依り生産條件を改善すること
(イ)天然資源調査委員會を設置すること
(ロ)工業原料品の供給に關し東三省官憲の充分なる諒解を得るの方法を講ずること
(ハ)勞働者の保護竝びに取締の爲關東廳に專任事務官を置き當業者の指導に任ずること
(ニ)生産直接條件の改善を圖ること
(ホ)必要に應じ特殊事業に對しては免許主義を採ること
(6)左記方法に依り産業奬勵の方法を確立すること
(イ)奬勵すべき産業の種類を限定すること
(ロ)地方生産品の愛用を奬勵すること
(ハ)日本に於ける必需品にして滿洲より補給し得る重要なる物品に對しては、關稅全額に相當する

奬勵金を附與すること

(7)取引所行政制度を統一し不必要なる取引所を整理廢合し及び取引所の改善を圖ること

交通運輸

(一)陸　運

(1)滿洲に於ける既設鐵道は大約二千六百六十哩、目下建設中に屬するもの約四百五十哩にして七萬餘方里の大地域を占むる全滿洲の開發を策する上に甚だしく其の不足を痛感せざる能はず、依つて右既設若しくは既定計畫線に關聯し其の機能を達成せしむる見地より建設を要するもの或は松花江及び遼河の大流域に屬する沃野の開拓に資すべき鐵道竝びに一般滿洲に於ける交通の必要より建設すべき鐵道を考察し、更に之に目下建設中に屬するものを加へ大約二千五百哩の新鐵道日支人共存共榮の趣旨よりして將來十年間に其の促成を期すべき最少限度の鐵道延長と認む

(2)既設鐵道の機能を一層發揮せしむる爲輸送力の增進を圖り鐵道相互間の連絡施設を改善するの必要を認む

(3)港灣諸施設の增進及び改善

(4)運輸諸制度の改善

(二)海　運

(1)定期航路を新に開拓すること

(2)大連港を中繼港となすには如何にせば可なるやの研究を遂げ速に所期の目的の達成に努力すること

(3)大連汽船會社の南支航路に對し國庫補助を仰ぎ滿洲と南支との聯絡を一層密接ならしむること

(三)道　路

關東州內に於ける現在の主要道路は國道六十五里、州道四百四里に達すと雖も、其の大部分は橋梁、暗渠の設備未だ完からず維持亦充分ならず、爲に降雨又は解氷期に際しては車馬の交通不可能となり僅かに道路の形態を存するのみなるもの尠からず、斯くの如きは產業開發其の他の上に遺憾甚だ多きを以て關東廳に於て速に樞要道路に付橋梁、暗渠、勾配、曲線、幅員及び迂曲個所等の整理改修を實行せられんことを望む

金　融　企業金融の敏活と圓滑とを圖り將來の產業發展に資せしむるには、其の性質上滿洲に本店を置き地方的色彩を基調とし能く地方特有の事情に順應することを得る特殊金融機關の新設を必要と認む、其の要項左の如し

(1)日本法人とし本店を大連又は奉天に置く

(2)株主は日華兩國人に限り重役の內若干名は中華民國人を以て之に充つ

(3)資本は金三千萬圓とす、又一株の金額を五十圓とし六十萬株に分つ、內十萬株は政府及び滿鐵會社の持株とす、其の第一回の拂込は額面の四分の一とす

(4)農工業の長期資金を供給するを主たる業務とし普通銀行業務は之を從とすること

(5)金銀兩勘定を設け截然之を區別す

金銀兩勘定の取引を行はしめ其の計算は截然之を區別し決算に際し損益のみ金勘定に組入るゝものとす

(6)金銀兩種の債券發行を認め且銀債券に付ては割增を附することを得
　債券の發行は拂込資本金額の十倍を限度とす
(7)政府は十年間六朱の配當保證を爲す
　政府及び滿鐵以外の株主に對する利益配當が年六分に達せざるときは政府は十箇年を限り之に達せしむべき金額を補給す、但其の額は拂込資本金額の百分の六を超過することを得ず
(8)監督官廳は關東長官とす
(9)其の他の事項は他の特殊銀行の例に依る

第四回經濟調査會（昭和三年八月二十日開會）

諮問事項

第一　日滿貿易振興に關する方策如何

第二　滿洲に於ける邦人商工業者銀資利用狀況並びに之が供給を圓滑ならしむる方策如何

答申事項

第一諮問事項に對する答申　左記事項は別下日滿貿易情勢に鑑み急速に之が實施の必要あるものと認む

(イ)輸出信用補償制度を制定すること
(ロ)運賃其の他商品に轉嫁せらるべき諸負擔の輕減並びに生產費を低減せしむる方策を講ずること
(ハ)日滿貿易振興上地方產業の發達就中滿洲に於ける農業の振興を圖ること
(ニ)貿易振興上具體的事象を研究する調査員の配置及び貿易館其の他助長機關を設置すること
(ホ)輸出奬勵の目的を以て低利資金の供給其の他貿易金融を改善する爲金利を引下ぐること
(ヘ)輸入組合の資金を充實して一層之が活動力を養成し內地輸出組合と連絡を圖ること

第二諮問事項に對する答申

(甲)銀資の利用狀況　滿洲に於ける幣制未だ確立せず各地各樣の通貨を使用する現狀に於ては、邦人商工業者の銀資利用狀況も亦各地方に依りて異ならざるを得ず、卽ち奉天省に在りては奉天票、吉林省に入りては官帖、哈爾濱を中心とする北滿一圓に在りては哈爾濱大洋票等主として利用せらるゝも、邦人製造工業會社に於ける華工勞働賃銀は關東州に在りても猶小洋錢を以て支拂を爲さるゝ例尠からず、更に特產物の大量取引には正金銀行の發行する鈔票利用せられ、鈔票は實に滿洲輸出貿易の決濟資金として內外人に絕大の信用と便益を與ふるものにして、邦商の銀資利用上最も重要なる地步を占めをれり

(乙)銀資の供給を圓滑ならしむる方策　左記事項は別下滿洲に於ける邦人商工業者銀資金利用の情勢に鑑み速急之が實施の必要あるものと認む

(一)正金銀行をして其の銀票發行に關し積極的方針を採らしむること
(イ)日本政府の所有する銀資を之に融通せしむる樣關東廳に於て盡力すること
(ロ)現に滿鐵會社にて計畫せる信託會社の設立を促進せしめ、之が機能を發揮せしめて支那に於ける銀資金を吸收し、其の融通を圓滑ならしむること
(二)正金銀行をして滙申相場の調節を爲さしむること
(三)錢鈔取引所に於ける取引をして特產取引所と同一長期の先物迄取引を爲し得る樣適當なる措置を

採ること

(四)　金融制度竝びに貨幣制度に關する根本的研究を爲すこと

第五回經濟調査會（昭和五年十二月九日開會）

諮問事項

第一　滿洲に於ける中小商工業振興に關する方策如何

第二　滿洲に於て特に發達せしむべき重要工業の種類竝びに之が助成の方策如何

答申事項

第一諮問事項に對する答申　中小商工業振興に關する一方策として左記事項に關し施設又は改善の要ありと認む

(甲)　金融制度の改善に關する事項

A　輸入組合の增設及び改善

(1)輸入組合の增設普及を圖ること

(2)組合員に對する資金融通に就いては土地の實情に順應し最高出資持口を相當程度に高むると共に組合本來の趣旨に副はざる貸付は極力之を整理防止すること

(3)共同仕入等の場合の如く比較的多額の資金を要するものに就いては適當なる方法に依り資金融通の限度を擴張すること

(4)組合員三名以上を以て商圈を組織せしめ組合員の組合に對する債務に付相互連帶保證の責に任せ

しむること

(5)輸入組合は現在の如く金融業務のみに偏せず、其の本來の使命たる仕入の斡旋販路の開拓及び商店經營の合理化指導等の業務を營むこと

B　金融組合の增設及び改善

(1)金融組合の增設普及を圖ること

(2)組合加入を容易ならしむる爲に最低出資持口五口の制限を緩和すること

(3)組合の運轉資金を潤澤にし、其の資金繰りを圓滑ならしむる爲、低利資金を招致し又は資金調節に關する聯合會の機能を充實する等適切なる方法を講ずること

(4)一千圓以上貸出の場合に於ける擔保に就いては現在不動產又は特に其の銘柄に就き官の認可を受けたる有價證券（倉荷證券を含む）に局限せられつゝあるも、右は實情に照し其の範圍狹隘に過ぐる嫌ひあり、依つて其の制限を緩和し電話加入權、確實なる債券、定期預金證書、支那硬貨、鈔票等をも擔保として認むること

(5)一千圓以上貸付の場合に於て資金の用途を定款にて制限せるも右は實情に適せざる嫌ひあるに付之を削除し理事者の自由裁量に一任すること

(6)出資拂込金額の範圍內に於ける貸出に付ては保證人を立つることを免除すること

(7)現在都市組合の貸付期間は九十日以內に限り且其の書替を許さざるも右は稍〻嚴に失する嫌ひあるを以て、資金の用途に依り又は其の他特別の事情ある場合に於ては月賦返濟の方法に依る償還を認むると共に利息の支拂又は元金の一部を返濟したるときは書替を認むること

C

借地權に對する擔保價値の增進

(1)州內官有地借地權　現在關東州內に於ける官有地借地權は權利の實質明確を缺き且其の內容は極めて狹隘なる範圍に制限せられ、財產權として確實性と融通性とに乏しきが爲に、借地權を擔保として金融の途を得んとする場合充分なる價値を認められず常に金融圓滑を缺くことは借地權者金融業者共に甚だしく不利不便とするところなるに依り、官有地貸下制度を改善し市街地借地權を地上權、農耕地借地權を永小作權と看做し、且其の登記制度を實施すること、若し右の如き根本的改正を困難なりとせば差當り次の如く改善すること

(イ)現在借受地の轉貸は絕對に禁止せられ、其の權利の讓渡は官の承諾を要し、又質權の設定に就いては其の目的如何に依り官に於て之に承諾を與へらるゝ、制度なるも、更に進んで借地權の通性を擴大せしむる爲右禁止又は承諾の制限を撤廢し、單に屆出に改め借受地の轉貸、權利の讓渡又は質權の設定を自由ならしむること

(ロ)登記制度の施行なき官有地に對しては、其の權利關係及び狀態の公示を缺くを以て、貸下地に對し地券を發行し借地權に對する權利の設定、移轉、變更（使用目的の變更、面積の增減等）は地券臺帳に登錄すると共に地券に裏書して之を明確にすること、借地權に對し設定せる權利の順位は臺帳登錄の順位に依り、又本制度施行前に於て設定したる權利の順位は　(A)地上工作物に對し抵當權を設定したる場合は該抵當權設定の順位に依り　(B)單に借地權に質權を設定したる場合は之に對する官の承諾の日時の順位に依ること

(ハ)左の事項に關し適當の規程を設け擔保權を擁護すること

1借地權は借地上に施設せる工作物の所有者に歸屬すとの觀念（貸下契約書第五項第三號に基く實際の取扱）に基き借地上の工作物を目的とし抵當權を設定したるものと看做すこと

2借地權者が債務不履行に因り擔保權を實行せられたる場合は借地權は擔保權の處分に附隨せしむること

3借地契約を解除せられ又は借地權が消滅したる場合には擔保權者に對し其の借地權を附與せらるゝこと

4借地權者が借地權を擔保とする債務不履行の場合は債權者の要求に依り該借地權を債權者に附與せらるゝこと

(2)附屬地內借地權　南滿洲鐵道附屬地內の借地權に於ても權利の內容は極めて狹隘なる範圍に制限せられ、財產權として確實性と融通性とに乏しき爲常に多くの不便不利を感じつゝあるを以て、敍上州內官有地借地權に準じ其の制度の改善を圖ること

(乙)

A

經營合理化に關する事項

經營合理化の指導　中小商工業者にして今後猶現在の經營狀態を踏襲し何等改善の方策を講ずることなくんば益〻大規模商工業者に壓迫せらるゝに至るべし、蓋し大商工業者の商戰上の武器は最も進步せる經營法を採用するにあり、故に中小商工業者にして之に對抗せんと欲せば時勢の進運に順應し其の經營の合理化を圖らざるべからざることは自明の理なりとす、而して經營方法の改善を要する事項中特に緊切なるもの、一班はB及びCに列擧せりと雖も、之を實現せしむる爲

には關東廳は滿鐵會社と提携し輸入組合の活動と相俟ち或は子弟店員の爲に簡易なる夜間教授の途を講じ或は農次合理化講演會を開催し或は個人別實地指導を爲す等機宜の方法に依り常に指導誘掖を加へ、可成速に之が改善の實を擧げしむるに力むること

B　商店經營の合理化　商店經營の方法に關し改善を要する事項は固より多岐に亙るべしと雖も就中左に揭ぐる事項は最も緊切なるものと認めらる

(1)帳簿及び會計の整備　在來の慣習として中小商業者は其の取引に關しては錙銖を爭ふに拘らず、帳簿及び會計の整理に當りては寧ろ無關心に過ぎ營業帳簿として通常僅に舊式不完全なるもの二三種を備ふるに過ぎず、從つて記入事項に就き誤謬違算なきを保し難く、或は家計費と營業費とを混同記帳し或は棚卸勘定を怠り爲に損益の計算及び資産負債の狀態を明かにすることを得ざるもの甚だ多き狀態にあるは洵に商店經營上の一大缺陷とす、依つて帳簿及び會計の整備を圖ることを急務とす

(2)仕入方法の改善　中小商業者は各獨立して個々別々の方面より仕入を爲す結果對卸商の信用程度低く、加ふるに多く掛仕入なる爲仕入原價高率となるのみならず、取扱商品も土地の狀況に照し或は多種多樣に過ぎ資金の固定を助長する嫌ひなきに非ず、又一面仕入に當り金銀爲替相場の關係に多く意を拂はざる傾あり、依つて仕入方法に就き左の如き改善を加ふるの要あり

(イ)共同仕入を勵行し仕入原價の低減を圖ること

(ロ)土地の購買力に適應し力めて商品を單純化し其の回轉數を增加すること

(ハ)現金仕入は掛仕入に比し左の如き利益あるを以て力めて現金仕入を勵行すること

1仕入先をして貸倒の危險なからしめ且金利の關係を有利ならしむる結果自ら仕入値段の低廉を來し、從つて小量仕入の場合と雖も大量仕入の値段を以て取引し得る利益あり

2仕入超過を來たす惧れ尠く從て商品回轉率を高め得る利益あり

(ニ)金銀爲替相場の變動に留意し仕入に際し力めて之を利用すること

(3)販賣方法の改善　顧客の滿足を得んが爲には良品を選擇し價格を低廉にし顧客の實利を圖るを念とすると共に、又一面其の好感を博し購買慾を唆るの途を講ずる要あること勿論なるも、在來の方法に於ては未だ十分ならざるものあり、依つて左の如く販賣方法を改善すること

(イ)サービスの方法を改善すること

(ロ)店內の設備及び商品陳列の方法を改善すること

(ハ)絕對正札主義を嚴守すること

(ニ)從來の掛賣本位を現金本位に轉換すること

も、掛賣には左の如き弊害あるに就き事情の許す範圍內に於て可成速に之を現金賣本位に改むること

1資本徒に膨脹す

2掛倒れの危險あり

3集金に關し多大の手數と費用を要す

4仕入の時期を誤る惧れあり

(4)店員の待遇改善　商店經營に優秀なる店員を要することは論を俟たざる所なるが、優秀なる店員

をして永く安んじて店務に從事せしむる爲には其の待遇方法に改善を加ふるの要あり

(イ)店員に對し賄費及び被服費の支給を廢し月給又は旬給を支給すること

(ロ)利益金の分配を店員に及ぼすこと、其の方法を例示すれば左の如し

1 利益金より資本金利息を控除したるものを純利益とす

2 純利益の十分の三を店主又は出資者に對する配當金に充つ

3 純利益の十分の二を店主の營業上の積立金に充つ

4 純利益の十分の三を店員に對する配當金に充つ

5 純利益の十分の二を店員の退店積立金に充て確實に運用すること

6 店員退店積立金及び利益配當金は勤續年限に應じ適當に給與すること

C　工業經營の合理化

(1)製品の齊整

(イ)手工業は製品の外見に於ては或は勝るところなしとせざるも其の製品の齊整に於て缺くるところあるを免れず、依つて力めて之を機械化し且分業化すること

(ロ)檢査制度施行せられざる爲粗製濫造の弊甚だしきものあり、依つて檢査制度を實施し製品の規格を統一すること

(2)原料購入方法の改善　原料購入の現狀を見るに、購入數少量なると資力其の他の關係上區々にして一定の方針なし、之が改善は共同仕入の方法に依らしめ以て其の生產原價の低減を圖ること

(3)製品販賣方法の改善　製品の販賣に關し何等の統制連繫なき爲、常に市價の不當なる賣崩しを招きつゝあるは中小工業者の最も苦痛とするところなり、之主として金融難の爲製品の處分を急ぐ者あるの結果なれば、之等に對し適當なる金融の途を得しむると共に又一面現在に於ては生產者は消費者との間に幾多の中間者介在し、之等の爲に當然自己の取得し得べき利益を搾取せられ、生產者の手取り比較的寡少なるに拘らず製品の小賣價格は低廉ならず、之が爲需要は著しく減殺せられつゝあり、依りて製品の共同販賣を行ひ其の他販路の開拓、生產の調節等の上に統制連繫を圖ること

(4)共同精神の作興と組合組織　中小工業者多數併存し其の協調連絡を缺くが爲に生ずる弊害は甚だ大なるものあるに就き、合同し得べきものに在りては合同に力むべきは勿論なるも、中には種々の關係上合同を不可とするもの或は又遽に其の實現を困難とするもの等もあるべきを以て、之を補ふの方策としては內地に於ける重要物產組合法、輸出組合法、重要輸出品工業組合法等の長所を取入れたる組合法規を制定し、之に基き鞏固なる組合を組織し、前揭の如く原料の共同購入製品の共同販賣を行ふは勿論、其の他生產の統制、販路の開拓、製品の統一、技術の改善、職工徒弟の訓練、金融の圓滑等を圖る上に密接なる協調連絡を保ち、共同精神を基調として斯業の齊一なる發達を期すること

D　運賃其の他諸掛の低減　中小工業者の原料購入の場合に於て大工業者の夫に比し運賃、運搬費、荷扱費其の他諸掛の負擔割高となるは爭ひ難きところなり、之を鐵道運送の場合に於て見るに、其の小口扱は貸切扱に比し二倍の運賃負擔となるが如き其の一例とす、依りて工業保護の一端として適當なる地區を撰定して可成此の地區內に工場を收容し、右工場地區と市場及び停車場間の

道路を完全にし搬荷扱費の低減を圖り、一面汽車運賃の割引を爲すと共に工業用石炭、電力、重油、用水等に關しても特別割引の途を講ずるの要あり

E　地方製造品の買上　中小工業奬勵の一端として官衙、大會社其の他に於て其の用度品購入に當りては力めて地方製造品を買上ぐるの方針を採らるゝ要あり

(丙)　購買組合又は消費組合に關する事項　滿洲に於ける中小商業の振興策を議するに當りては勢ひ現下經濟界の懸案たる滿鐵消費組合對策に論及せざるべからず、現に滿洲に存在せる關東廳購買組合及び滿鐵消費組合、就中強大なる基礎と内容とを有する後者の活躍が在滿各都市小賣邦商の經營發展に多大の影響を及ぼしつゝある事實は之を否定すべからず、然るに近代世界の趨勢は益々是等組合を助長發達せしめ以て消費經濟を合理化せしめんとする傾向濃厚なるものあるが故に、徒らに此の大勢に逆行して組合の裁撤を期せんとするが如きは理論上將た實際上到底不可能事たるを免れず、要は滿洲特殊の事情と我が對滿國策の高所より達觀し共存共榮の大方針に立脚し、滿洲在住民の福利增進を終局の目標として組合自體の自制強調の精神に憩へ、要すれば當局の斡旋に俟ち勉めて其の間利害の衝突を緩和して中小商業の被る壓迫を輕減し、進んでは偕和協力して以て國力の進展に資するの方策に出でしめんことを緊要と認む、卽ち消極的には(一)消費組合の本義に則り配給品の外溢を禁遏し(二)原價接近主義を改めて市價接近主義を採用し(三)地方の情況を斟酌して配給品種に適度の制限を設け(四)右配給品には力めて滿洲生產品を採納し以て地方商工業の振興に資するの方途を採り、積極的には組合の優越的地歩を善用して一般小賣商扶掖の態度を採り或は商品の委託仕入の途を擴張し或は小賣商團體と協調して共同仕入機關を設置し以て小規模小賣商の最も不利不便を感じつゝある商品仕入方法の合理化を助成せしむるが如き方策を講ずるを適當と認む

第二諮問事項に對する答申

A　重要工業の種類　紡績、製麻、毛織、柞蠶、製鹽、釀造、家畜飼料製造、油坊、油脂、塗料、畜產加工及び鐵工業等は滿洲に於て特に發達せしむべき重要工業たるべきものにして、各工業の助成方策は別記方法に依るを適當と認む

B　助成方策要項

(1)紡績、製麻、毛織及び柞蠶工業

(イ)關東州特惠關稅法竝びに關東州租借地稅關假規則の改正

(ロ)現行滿鐵運賃を內地省線と同程度に低減すると同時に其の他不條理なる運賃制度を改正すること

(ハ)燃料炭價を引下ぐること

(ニ)電力料金を値下すること

(ホ)特殊工業銀行の創立及び低利資金の供給を圓滑ならしむること

(ヘ)企業の統制を爲すこと

(2)製鹽工業

(イ)內地、朝鮮、臺灣及び關東州の鹽政を統制すること

(ロ)滿鐵會社に於て大日本鹽業株式會社の正金及び臺銀持株を買收すること

(ハ)船積地を調査し必要なる設備を爲すこと
(ニ)洗滌工場使用の電力料金を引下ぐること
(ホ)前燃工場の設備を助成し石炭代を引下ぐること
(ヘ)眞空前燃工場を新設すること
(ト)政府の曹達灰原料鹽に對する補助金に差等を設けて關東州鹽の使用を奬勵すること
(チ)關東廳の輸出奬勵金を定額と爲すこと
(リ)鹽稅は輸出の場合に徵收することゝし製鹽地又は該地貯鹽場より船積地貯鹽場に輸送するも徵收せざること
(ヌ)屆出でたる船積時間には看視員は官廳執務時間外と雖も立會ふこと

(3)釀造工業（清酒、醬油、味噌、高粱酒、黃酒、酒酒）
本工業助成の方策としては當局に於て同業組合の發達を促進せしめ品質の向上を圖り一面專門技術者をして指導せしむること

(4)家畜飼料工業
(イ)重要飼料に對する鐵道運賃の引下げ竝びに大連埠頭保管料を低減すること
(ロ)歐米先進國に於ける飼料の實情を調査すること
(ハ)日本內地に飼料知識の普及及び滿洲飼料の宣傳を爲すこと
(ニ)飼料工場の設立及び畜產飼料の研究を爲すこと

(5)油坊工業
(イ)當業者に原料購入、製造販賣竝びに操業の合理化を慫慂すること
(ロ)鐵道運賃其の他負擔の輕減を圖ること

(6)油脂及び塗料工業
(イ)輸出補償制度を實施すること
(ロ)滿鐵其の他大手需要筋にて優先的買上を爲すこと
(ハ)長期低利資金の融通を圓滑にすること

(7)畜產加工業
(イ)基本的調査研究機關を設置すること
(ロ)低利工業資金の融通を圓滑にすること

(8)硫化染料工業
(イ)輸出補償制度を實施すること　支那に於ける染料賣込の商慣習は甚だしき長期信用取引にして獨、米共長きは一箇年、普通四、五箇月の延取引となり、之に對抗せん爲現金又は短期拂廉價を試むるも其の效果極めて少く、從來獨、米品に壓迫さるゝ所以のものは主として此の點にあり、たるを以て、之が對策としては本制度の實施は最も有效適切なる方策なりと思惟せらる
(ロ)原料の供給を低廉且圓滑ならしむべき施設を爲すこと　ベンゾール、アンモニア、硫酸、石炭及び電力等其の供給方法如何は直に斯業に甚大なる影響を與ふべきに就き、關東廳に於て是等關係會社方面に交涉し斯業保護助成の見地より之が便宜供與方に關し適當なる措置を執らるゝ必要あり

(ハ)基本的調査研究機關を設置すること
(ニ)低利工業資金の融通を圓滑にすること
(9)硝子工業
(イ)炭價の引下を爲すこと
(10)車輛其の他鐵工業
(イ)輸出補償制度を實施すること
(ロ)長期低利資金の融通を圓滑にすること
(ハ)製鋼事業を創設すること
(ニ)內地資本家の協力を慫慂すること

第六回經濟調査會（昭和七年五月開會）

諮問事項

第一　滿蒙に於ける産業開發及び貿易發展の具體的方策如何　滿蒙今次の政治的變革に伴ひ、滿蒙に於ける産業の開發及び貿易の發展は我が國經濟の將來に對し益〻其の重要度を高めたるに鑑み滿蒙に於て開發すべき産業の種類及び其の開發の具體的方法竝びに貿易發展の具體案に就き調査審議を求む

第二　滿洲に於ける金融疏通の具體的方策如何　滿洲の經濟界は世界的財界不況に伴ひ多年不振の裡に沈淪し金融梗塞の狀態に在り、然るに時局以來滿洲産業開發の氣運興り邦人の經濟的發展に新局面を轉囘せんとするに至りたるに付ては、金融關係に就き新事態に適應し其の改善の途を考究し現下の梗塞狀態を打開するの必要あり、依つて之が具體的方策に就き調査審議を求む

答申事項

第一諮問事項に對する答申　滿蒙に於ける産業の開發及び貿易の發展に關しては、差當り滿洲國內の治安の維持、交通及び通信機關の整備統制竝びに金融の疏通を圖る等採るべき方策多かるべしと雖も、尙左記各項は今次滿蒙の政情變化に伴ひ急速實施するを適當と認む

一　滿蒙に於ける貿易發展策　滿蒙に於ける貿易の發展に關しては、滿洲國內の産業の發達、購買力の增進又は商取引條件の改善等を圖るべきは勿論なるも、就中日滿兩國間の關稅制度は左の如く改むるの要あるものと認む

(甲)
滿洲國の關稅制度は同國の財政狀態、關稅收入の外債擔保關係及び國內に於ける産業保護等の諸點を考慮の上左の如く改むること

(1)現行の排他的高率輸入稅率は可及的速に之を合理的に改正すること

(2)現行の輸出稅制度は國內産業の振興及び輸出貿易の發達を阻害する虞れあるを以て將來之を漸進的に廢止すること

(乙)
關東州の關稅制度は日滿兩國間の緊密なる經濟關係竝びに關東州に於ける商工業の發達せる現情に鑑み、現在關稅自由地域として有する內外通商貿易上の利益を將來確保すると同時に一面州內工業製品は滿洲國其の他何れの方面に對しても其の販路を容易ならしむるを以て主眼とせざるべからず、而して之が爲には差當り左の諸點に就き現行の關東州租借地關稅假規則を補正するの要あり

(1)滿洲國產品を關東州に輸入し更に之を滿洲國に積戻す場合は無稅とすること
(2)滿洲國產原料を關東州にて加工の上之を滿洲國に輸出する場合は無稅とすること
(3)關東州產又は外國產原料に加工の上之を滿洲國に輸出する場合は無稅とすること
(4)滿洲國產、關東州產及び外國產原料の二種以上を混合加工したる製品を滿洲國に輸出する場合は其の使用原料の割合に應じ原料に對して輸入稅を課すること
(丙)關東州產品に對する我が特惠關稅制度は、關東州關稅制度の改正如何に拘らず之を擴張すべきものとす

二　滿蒙に於ける商工業の振興策　滿蒙に於ける商工業の振興に關しては、關稅制度の改善、金融の疏通又は原始產業の發達等を圖るべきは勿論なるも、尙滿蒙の現情竝びに日滿兩國間の經濟關係に鑑み、此の際左記各項を實施するの要あるものと認む

(甲)日滿間に於ける產業の統制を爲すこと　日滿間に於ける產業の統制は其の範圍頗る廣汎にして今直に其の全般に亙りて之を實施するは甚だ困難とする事情あるに鑑み、差當り滿蒙の重要資源たる鐵、石炭及び鹽の三品に就き統制し、之を端緒として逐次他に及ぼし其の完成を期するを適當とすべく、其の要項を擧ぐれば次の如し

(1)滿蒙に於ける重要產業は廣く內外より投資を求め、官に於て統制委員會を設けて我が國策に基き之が統制を爲すこと、但し本邦又は滿洲國と關聯せる事項に就いては各其の中央政府と圓滿なる連絡協調を保持すること

(2)產業統制の實施に伴ひ、既存の事業にして生產條件不利なるものに對しては之が閉鎖又は他の同種企業に合併すべく慫慂し、尙閉鎖を命じたるものに對しては適當なる補償の途を講ずること

(3)滿蒙に於ける產業開發に伴ふ利潤は、一部の少數資本家又は企業家の獨占に任せず、普く日滿兩國の一般民衆に均霑せしむべく誘導すること

(4)統制方法は法令を以て嚴格に規律することを要せず、官に於て統制委員會の議を經て適當に措置すること

(5)國家的重要產業に關する企業に對しては許可主義を採り、其の他の企業は當分自由競爭に任せて必要に應じ統制すること

(乙)滿蒙に基本的工業を發達せしむること　商工業の盛否は一に懸りて商品に對する購買力の強弱如何に胚胎せるは贅言する迄もなき所にして、滿蒙に於ける商工業の發達を期せむが爲には其の購買力を一層增進せしむる要あり、而して其の主なる要綱を列記すれば次の如し

(丙)(1)滿洲國輸入稅を輕減すると共に其の輸出稅を漸次廢止せしむること
(2)輸出入品に對する鐵道運賃の急勾配遠距離遞減法を實施すること、殊に東支鐵道の運賃を低下せしむる要あり
(3)滿洲に於ける幣制及び度量衡制度を統一すること
(4)奧地輸入商をして爲替決濟方法に慣れしめ、又輸出補償制度を實施し長期信用取引を容易ならしむること
(5)滿洲農產品の輸出力を增大せしむる爲之が檢查機關を整備すること

(6)在滿商工會議所商品陳列館及び輸入組合等を利用すると同時に、貿易館の增設を計りて日滿間の商取引の斡旋又は商況の紹介を爲さしむること

(7)農業金融機關を整備すること

(丁)在滿取引所を整備統制すること

三　滿洲に於ける農業の開發策

(甲)農事試驗場の增設完備を圖り、重要農產物竝びに家畜の改良增殖に力むること

(乙)農業水利の調査研究竝びに畑地灌漑に關する施設を爲すこと

(丙)全滿各地に邦人經營の大規模機械農場を設け經濟試驗を爲さしむること

(丁)穀物檢查機關の統一完備を圖ること

(戊)全滿度量衡の統一を圖ること

(己)北滿農產物竝びに生活必需品の鐵道運賃引下を行ひ、同地方の農業開發に力むること

(庚)產業組合令を制定し中小農家の經營狀態改善に力むること

(辛)農業金融機關を整備し農業の特殊性を考慮し長期低利の資金融通の途を開くこと

(壬)滿蒙に對する邦人農業移民は經濟的諸條件に合致する方策を採用すること

第二諮問事項に關する答申（右は答申未完成中本會廢止となり答申に至らず）

第二節　業態調査

調査の趣旨

世界大戰後に於ける國際的不況と資本主義經濟組織の發達等諸種の原因に由つて、所謂中小商工業者の經營狀態は窮地に陷り之が救濟を叫ぶの聲は遂に社會問題となり、其の對策は各方面に於て頻りに考究されることゝなつたが、從來之等中小商工業者の營業狀態の實情を窺知する精確なる調査資料が缺乏した爲、從來採り來つた對應策なるものは隔靴搔痒の感を免れなかつた。殊に母國と經濟組織を異にする在滿邦人の企業に就いては此の種資料なく、適切なる對策を樹つるに至大なる困難を感じた。當局に於ては先づ之等營業者の經濟的活動を凡有角度より計數的に觀察し、以て中小商工業者の振興策樹立の資に供せんが爲、昭和二年七月一日關東廳業態調査規則（關東廳令第三七號）竝びに關係法令を制定公布し、同年九月十五日より同月二十日に至る間に於て第一回業態調査を施行した。この業態調査は帝國領域に於ける劃一的商工業の業態調査の嚆矢であつて、各方面より貴重、有益なる資料として歡迎利用された。然るに其の後昭和六年九月の滿洲事變の勃發を契機として滿洲に於ける邦人商工業者の營業狀態は全く一變し、過去の資料にては到底現在の營業狀態を推知することが困難となつたので、更に昭和八年九月二十八日關東廳業態調査規則（關東廳令第四十六號）竝びに關係法令を制定公布し、翌九年一月一日より同年十二月三十一日に至る滿一箇年間に於て事變後最初の業態調査を施行した。卽ち當局に於ける第二回の調査である。

調査の概要

昭和二年業態調査(第一回)

事務經過概要

一、調査地域　關東州、滿鐵附屬地及び之に接壤する僅少の市街地である。

二、調査範圍　昭和二年九月十五日現に關東州、滿鐵附屬地及び接壤地內に一定の營業所を有する法人以外のもので、日本人經營の物品販賣業、製造業、料理店飲食店營業、土木建築請負業、問屋(仲買營業、貸家業、運送業、運送取扱業を含む)、宿屋下宿營業、遊戲場營業、印刷業、兩替業、貸金業、勞力供給請負業、質屋營業、洗濯業、仲介業、寫眞業、代理業、の十八營業。

三、調査事項　大正十五年七月一日より昭和二年六月三十日に至る期間の前記營業に關し營業種別、營業年數、營業組織、營業所の所有關係(昭和二年六月末現在)及び家賃額(昭和二年六月分)、投資額(昭和二年六月末現在)、資金の借入先及び金利、商品又は原料の仕入地、仕入金額及び其の支拂方法、生產賣上又は取扱金額、營業費所得金額、業勢、副業、在滿年數、家族數及び使用人數の十四事項。

四、調査機關　中央機關としては關東長官官房文書課が本調査の計畫、審査、集計及び編纂等の任に當つた。地方機關としては業態調査委員長、業態調査參事及び業態調査調査員が地方實査の任に當つた。業態調査委員長は民政支署長及び警察署長を以て之に充て、地方に於ける調査の執行を指揮監督し、業態調査參事は公私團體の職員及び學識名望ある者の中より、業態調査委員長の推薦に依り關東長官が之を命じ又は囑託し、業態調査の趣旨の普及を圖つて調査事務の執行を援助し、業態調査調査員は警察職員中より業態調査委員長の推薦に依り長官が之を命じ、業態調査委員長の指揮監督を受けて調査事務を執行した。

結果概要

一、營業者數　本調査に於ける物品販賣業外十七營業の營業者總數は七千八百八である。從つて營業者一戶に付日本人消費者戶數は六戶二の割合となる。(昭和二年八月末の現住日本人戶數四萬八千五百五十四戶)又營業者總數を內地人及び朝鮮人別にすれば內地人營業者は七千三百八十三で、其の九割五分を占め朝鮮人營業者は僅かに四百二十五で、五分に過ぎない。

(一)業種別營業者數　業種別營業者數は物品販賣業三千八十四で、首位を占め總數の三割九分五厘に當り、製造業の千四百九十六が第二位で、一割九分二厘に當る。料理店飲食店營業の八百三十(一割六厘)、土木建築請負業の五百五十二(七分一厘)之に次ぎ、以下は問屋仲買營業の二百五十一(三分二厘)、貸家業の二百三十四(三分)は主なるもので、最も少數のものは勞力供給請負業の二十九(四厘)である。

(二)地方別營業數　關東州は三千三百三十三で、總數の四割三分を占め、滿鐵附屬地(接壤地を含む)は四千四百七十五で、五割七分に當る。而して昭和二年八月末現住日本人人口千人に對する割合を見るときは、關東州は三十四人、滿鐵附屬地は關東州に比し營業者及び一營業者當り消費者共孰れも遙かに多い。卽ち滿鐵附屬地に於ける營業者は其の經營上有利な地位に在ると言ふことが出來る。更に之を關東州は各民政署別、滿鐵附屬地は各警察署別に細別すれば、大連は最も多く二千九百五十五で、三割八分を占め、奉天千百二十八で之に次ぎ一割五分に當る。安東の七百七十九(一割)、長春の五百六十一(七分)、撫順の四百四十五(六分)が之に次ぎ、最も少數なるは貔子窩の十

七で、一分にも達しない。

又關東州及び鐵道附屬地別業種別狀況は關東州は物品販賣業が最も多く千三百三十六で、總數の四割を占め、製造業は七百十六で、二割二分に當り次位である。料理店飲食店營業の三百五十四(二割一分)、土木建築請負業の百八十(五分)之に次ぎ、最も少きは兩替業の四(一厘)である。滿鐵附屬地は物品販賣業が最も多く千七百四十八で、總數の三割九分を占め、製造業は七百八十で、一割七分に當り次位である。料理店飲食店營業の四百七十六(一割一分)、土木建築請負業の三百七十二(八分)之に次ぎ、勞力供給請負業の十六(四厘)が最下位である。卽ち兩地域共執れも物品販賣業及び製造業の兩營業が其の過半數を占めてゐる。

二、投資額　投資總額は一億千二百四十七萬四千三百十五圓で、一營業者平均投資額は一萬四千四百五圓である。

(一)業種別投資額　物品販賣業の四千四百二十萬五千六百六圓が第一位で、投資總額の三割九分三厘に當つてゐる。貸家業の千五百六十七萬千三十二圓(一割三分九厘)之に亞ぎ、而かもこの兩營業で投資總額の過半額を占めてゐる。製造業の千三百四十九萬六千七百八十四圓(一割一分九厘)、土木建築請負業の千八萬五千四百五十八圓(八分九厘)、料理店飲食店營業の九百七十六萬三千八百六十二圓(八分七厘)、問屋仲買營業の五百七十九萬八千四百四十七圓(五分二厘)、宿屋下宿營業の三百六萬六千五百二十八圓(三分七厘)、質屋營業の二百二十九萬五千七百七十二圓(二分)、代理業の百九十八萬八千五百四圓(一分八厘)、運送運送取扱業の百六十三萬二千九百二十七圓(一分五厘)等の順序で、他は孰れも百萬圓臺以下であるが、遊戲場營業の九萬三千八百十一圓(一厘)が最少である。

(二)地方別投資額　關東州に於ける營業者數三千三百三十三の投資額は五千三百四十萬三千七百八十三で、投資總額の四割七分を占め、一營業者の平均投資額は一萬六千二十三圓である。又滿鐵附屬地に於ける營業者數四千四百七十五の投資額は五千九百七萬四百三十二圓で五割三分に當り、一營業者平均投資額は一萬三千七百圓である。

更に之を業種別に依り觀るときは關東州に於ては物品販賣業が最も多く二千九十四萬九千五百六十一圓で、關東州投資總額の三割九分二厘を占め、貸家業の千百七萬六百三十五圓が二割七厘に當り次位である。製造業の六百五十四萬九千八百十三圓(一割二分三厘)、土木建築請負業の三百六十九萬三千九百七十二圓(六分九厘)、問屋仲買業の百八十三萬八千五百十八圓(三分四厘)、質屋業の百十萬千五百二十九圓(二分一厘)等順次之に次ぎ、其の他は百萬圓以下で、最も少きは遊戲場營業の七萬千百九十六圓(一厘)である。次に滿鐵附屬地に於ては物品販賣業は六百九十四萬六千九百七十一圓で、一割一分七厘に當り次位である。料理店飲食店業の六百八十四萬千七百圓(一割一分六厘)、土木建築請負業の六百三十九萬千四百八十七圓(一割八厘)、貸家業の四百六十三萬三千九十四圓(三分九厘)、質屋業の百十九萬四千二百四十三圓等順次之に次ぎ、最も少なきは遊戲場營業の二萬二千六百十五圓である。

(三)業種別一營業者平均投資額　十八營業中貸家業の六萬六千九百七十圓が首位で、代理業の二萬三千百二十二圓が之に次ぐ。問屋仲買業の二萬三千百一圓、土木建築請負業の一萬八千三百七十一圓、貸

金業の一萬五千九百六十四圓、宿屋下宿業の一萬四千四百六十五圓等之に次ぎ、以上六營業は孰れも總平均額を超過するが、其の他は總平均額に達せず、最も少きは遊戲場營業の千二百十八圓である。更に之を關東州と鐵道附屬地別にみれば關東州に於ては貸家業が首位で九萬五千四百三十七圓を算し代理業の三萬七千百五十一圓之に次ぐ兩替業の三萬二千六十圓、問屋仲買業の二萬四千八百四十五圓土木建築請負業の二萬五百二十二圓、貸金業の一萬九千七百七十圓等順次之に次ぎ、他は孰れも平均額に及ばず、洗濯業の千七百十一圓が最下位である。滿鐵附屬地に於ては首位は同じく貸家業の三萬八千九百八十六圓で、問屋仲買業の二萬二千三百七十二圓が之に次ぐ、土木建築請負業の一萬七千百八十一圓、料理店飲食店營業の一萬四千三百七十三圓、貸金業の一萬三千六百八十一圓、勞力供給請負業の一萬三千三百八十一圓、物品販賣業の一萬三千三百四圓等順次之に次ぎ、孰れも平均額以上である。他は總べて平均額に達せず、最下位は遊戲場營業の五百六十五圓である。

三、所得額　所得總額は千四百十五萬二千四百七十二圓であり、一營業者の平均所得額は千八百十二圓六十錢である。

(一)業種別所得額　物品販賣業の五百三萬九千五百三圓が第一位で、所得總額の三割五分六厘に當り、製造業の二百三十七萬三百五十圓(一割六分七厘)が之に次ぎ、料理店飲食店業及び土木建築請負業の二營業は其の他の營業に比すれば著しき所得を擧げ孰れも百萬圓以上に達してゐるが、遊戲場營業の三萬九千五百三十四圓が最少である。

(二)地方別所得額　關東州は五百八十四萬八千八百一圓で、所得總額の四割一分三厘を占め、滿鐵附屬地は八百三十萬三千六百七十一圓で、五割八分七厘に當る。

更に業種別に觀るときは關東州に於て最も多額なるは物品販賣業の二百八萬百四十圓で、關東州總額の三割五分六厘を占め、製造業の百七萬二千三百九十九圓(一割八分三厘)が之に次ぐ。料理店飲食店業の五十四萬五千四百七十三圓(九分三厘)、土木建築請負業の五十萬百九十四圓(八分六厘)等が主なるもので他は孰れも五十萬圓に遠く及ばず、遊戲場營業の一萬八千百六十圓が最少である。滿鐵附屬地に於ては關東州同樣物品販賣業が首位を占め、二百九十五萬九千三百六十三圓で、滿鐵附屬地の所得總額の三割五分六厘に當つてゐる。製造業の百二十九萬七千九百五十一圓(一割五分六厘)、土木建築請負業の百十二萬五千四百六十五圓(一割三分五厘)、料理店飲食店業の九十五萬千五百六十圓(一割一分五厘)等が之に次いでゐる。他は孰れも五十萬圓以下であるが、遊戲場營業の二萬千三百七十圓は關東州同樣最少である。

(三)業種別一營業者平均所得額　十八營業中最も多額なるは勞力供給請負業の四千二百六十八圓九十錢で、兩替業の四千八圓、問屋仲買業の三千五百二千七百八十五圓、土木建築請負業の二千九百四十五圓、貸家業の四十錢が最少である。

(四)地方別一營業者平均所得額　關東州は千七百五十四圓八十錢で、滿鐵附屬地は千八百五十五圓六十錢である、更に業種別に觀るときは關東州に於て最も多額なるは兩替業の五千二百五十圓で、勞力供給請負業の四千七百十二圓八十錢、問屋仲買業の三千六百六十八圓九十錢、貸家業の三千四百七十八圓十錢等順次之に次ぎ、遊戲場營業の四百九十圓九十錢が最少である。滿鐵附屬地に於ては兩替業の

三千九百二十三圓八十錢が首位を占め、勞力供給請負業の三千九百八圓三十錢、土木建築請負業の三千二十五圓四十錢、問屋仲買業の二千七百九十八圓四十錢、貸家業の二千百四圓十錢等順次之に次ぎ他は孰れも二千圓に達せず、遊戲場營業の五百三十四圓三十錢が最少である。

四、營業費　營業者總數七千八百八の營業費總額は三千三百三十八萬五千百九十五圓であり、一營業者の平均營業費は四千二百七十五圓八十錢である。

(一)業種別營業費　土木建築請負業の八百五十八萬八千二十六圓が首位で、營業費總額の二割五分七厘に當る。物品販賣業の七百九十一萬三千七十九圓(二割三分七厘)、製造業の四百八十一萬八千二十四圓(二割四分四厘)、料理店・飮食店業の四百六十八萬九千九百四十六圓(一割四分一厘)、問屋仲買業の二百七萬九千三百七十九圓(六分二厘)、宿屋下宿業の百一萬八千二十五圓(三分一厘)等順次之に次ぎ、他は孰れも百萬圓に遠く及ばない。

(二)地方別營業費　關東州は千三百三十八萬四百五十七圓で、營業費總額の四割一厘を占め、滿鐵附屬地は二千萬四千七百三十八圓で、五割九分九厘に當る。更に業種別に觀るときは關東州に於て最も多額なるものは物品販賣業の三百七十七萬四千十四圓で、土木建築請負業の二百二十二萬九千九百四十五圓(一割六分七厘)、製造業の二百十七萬八千七百九十三圓(一割六分三厘)、料理店・飮食店業の百九十二萬七千百七十一圓(一割四分四厘)等順次之に次ぎ、他は孰れも五十萬圓に達せず、貸金業の一萬二千七十二圓(二厘)が最少である。滿鐵附屬地に於ては土木建築請負業の六百三十五萬八千八十一圓が最も多額で、滿鐵附屬地營業費總額の三割一分八厘に當る。物品販賣業の四百十三萬九千六十五圓(二割三分八厘)、製造業の二百七十六萬二千七百七十五圓(一割三分八厘)、料理店・飮食店業の二百七十六萬二千七百七十五圓(一割三分八厘)、製造業の二百六十三萬九千六百六十六圓(一割三分一厘)、問屋仲買業の百七十萬二千百十五圓(八分一厘)等順次之に次ぎ、問屋仲買業の百六十二萬九千七百六十六圓(八分一厘)等順次之に次ぎ、其の他は悉く百萬圓に及ばない。

(三)業種別一營業者平均營業費　十八營業中最も多額なるは土木建築請負業の一萬五千五百五十八圓で勞力供給請負業の一萬二千六百四十七圓六十錢、印刷業の九千四百六十圓十錢、問屋仲買業の八千二百八十四圓四十錢、料理店・飮食店業の五千六百五十圓五十錢等順次之に次ぎ、遊戲場營業の六百七十五圓八十錢が最少である。

(四)地方別一營業者平均營業費　關東州は四千四百七十圓三十錢で、鐵道附屬地は四千四百五十圓五十錢で、鐵道附屬地は四千四百七十圓三十錢である。更に業種別に觀るときは關東州に於て第一位を占むるものは勞力供給請負業の一萬九千五十圓で、兩替業の一萬六千三百二十八圓、土木建築請負業の一萬二千三百八十八圓六十錢、印刷業の一萬千三百三十五圓九十錢等順次之に次ぎ。其の他五千圓以上のものは代理業、問屋仲買業、運送・運送取扱業、料理店・飮食店業で、貸金業の六百七十四圓七十錢が最少である。鐵道附屬地に於ては土木建築請負業の一萬七千九十一圓六十錢が最高で、問屋仲買業の九千二百七圓七十錢が之に次ぐ。五千圓以上のものは勞力供給請負業、印刷業、料理店・飮食店業、宿屋下宿業で、遊戲場營業の五百四十四圓三十錢が最少である。

昭和九年業態調査(第二回)

事務經過の概要

一、調査地域　關東州、滿鐵附屬地及び之に接壤する僅少の市街地である。

二、調査範圍　昭和九年中每月末日現在前記調査地域內に一定の營業所を有する法人以外のもので日

本人經營の物品販賣業、料理店・飲食店・カフェー營業、製造業、貸家業、運送・運送取扱業、問屋仲買業、印刷業、貸金業、仲介業、宿屋下宿業、土木建築請負業、質屋業、洗濯業、寫眞業、遊戲場營業、代理業、兩替業、勞力供給請負業の十八營業。

三、調査期間　昭和九年一月一日より同年十二月三十一日に至る滿一箇年間とし、毎月末調査を執行した。

四、調査事項　營業種別、營業年數、營業組織、營業所の所得關係（昭和九年十二月末現在）及家賃額（昭和九年十二月分）、投資額（昭和九年十二月末現在）、資金借入先及び金利、商品又は原料の仕入金額及び其の仕拂方法竝びに仕入地名、生産、賣上又は取扱金額及び營業總收入、所得金額、營業費、掛倒れ額、副業、在滿年數、家族數及び使用人數の十四項。

五、調査機關　中央機關としては關東局官房文書課が本調査の企畫、審査、集計及び編纂の任に當つた。地方機關としては管內を警察署の管轄區域に隨ひ二十五管區に分ち、各管區に業態調査委員長、業態調査參與員及び業態調査委員を設けて地方實査の執行を指揮監督し、業態調査參與員は公私團體の職員又は學識名望ある者の中より委員長の推薦に依り大使が之を任命又は囑託し、委員長を佐けて調査趣旨の普及を圖り執行事務に參與した。業態調査委員は警察官中より委員長の推薦に依り大使が任命し、委員長の指揮監督を承けて調査事務を執行した。

六、調査方法　本業態調査に於ては不完全なる所謂代表的探試法を棄て、調査の完璧を期する爲營業者に申告義務を負はしめ、毎月五日迄に前月分の業態調査申告書を作成せしめた。

結果の概要

一　昭和九年十二月末現在營業者の調査

一　營業者數　昭和九年十二月末現在の營業者總數は九千十八で、昭和二年調査の七千八百八に比較すれば千二百十卽ち一割五分五厘の增加である。又之を本調査地域內に於ける昭和九年十二月末現住日本人戶數八萬三千八百四十五戶に對比すれば營業者は一割一分弱に當り、營業者戶數一に付消費者戶數は九・三戶の割合に當る。從つて昭和二年調査の六・二戶に對し、三・一戶を增加して營業者は有利の狀態となつてゐる。更に之を關東州と滿鐵附屬地に分つときは前者は九・六戶、後者は九・一戶で、營業者は關東州は滿鐵附屬地より幾分有利の地位にある。

又營業者を內地人と朝鮮人とに分つときは內地人は八千四百五十三で、營業者總數の九割三分七厘を占め、朝鮮人は五百六十五で、六分三厘に當る。之を前回調査に比較するに內地人は千七十人（二割四分五厘）、朝鮮人は百四十人（三割二分九厘）を孰れも增加してゐる。

(一)業種別營業者數　最も多數なるは物品販賣業の三千五百七十一で、營業者總數の三割九分六厘に當る。料理店・飲食店・カフェー營業の千六百三十八（一割八分四厘）、製造業の千二百七十（一割四分一厘）等之に次ぎ、他は何れも千に達せず、勞力供給請負業の三十（三厘）が最少である。之を昭和二年調査に比較すれば增加した營業は物品販賣業外十一營業であるが、料理店・飲食店・カフェー營業の八百八（九割七分三厘）、物品販賣業の四百八十七（一割五分八厘）、宿屋下宿業の二百六十六（十二割五分五厘）等は其の最も著しいもので、其の他は何れも百以下である。之に反し減少した營業は製造業外五營業で、製造業の二百二十六（一割五分一厘）、土木建築請負業の百六十三（二割九分五厘）が主なるもので、其の他は極少數である。

(二)地方別營業者數　關東州は三千三百六十二で、營業者總數の三割七分を占め、滿鐵附屬地は五千六百五十六で六割三分に當る。之を昭和二年調査に比較すれば前者は僅かに二十九即ち一分にも滿たない增加であるが、後者は千百八十一即ち二割六分の激增である。即ち滿洲事變後に於ける邦人進出の目覺ましき發展が滿鐵附屬地を中心としてゐる事を如實に示すものである。更に之を營業種別に觀るときは關東州に於ては物品販賣業が千三百四十三で、關東州總數の三割九分九厘に當り首位である。製造業の五百八十八(一割七分四厘)、料理店飲食店カフェー營業の五百二十七(一割五分七厘)等之に次ぎ、他は孰れも一割に遠く及ばない。之を昭和二年調査に比較すれば料理店飲食店カフェー營業の百七十三(四割八分九厘)、宿屋下宿業の八十六(十四割一分)、遊戲場營業の二十(五割四分一厘)、寫眞業の十二(二割八分六厘)等は增加の著しきものであるが、之に反し製造業の百二十八(三割七分八厘)等は減少した主なるものである。

滿鐵附屬地に於ては物品販賣業の二千二百二十八が首位を占め、滿鐵附屬地營業者總數の三割九分四厘に當る。料理店飲食店カフェー營業の千百十一(一割九分七厘)、製造業の六百八十二(一割二分一厘)等之に次ぎ、勞力供給請負業の十六(二厘)が最少である。之を昭和二年調査に比較すれば增加したものは料理店飲食店カフェー營業の六百三十五(十三割三分四厘)が第一位で、物品販賣業の四百八十(二割七分五厘)、宿屋下宿業の百八十(十一割九分二厘)等之に次ぎ、又減少したものは土木建築請負業の百七(二割八分八厘)が第一位で、製造業の九十八(一割二分六厘)、問屋仲買業の三十(一割六分九厘)外四營業である。

二、投資額　營業者總數九千十八の投資總額は一億四千八百一萬九千三百六圓で、之を昭和二年調査に比較すれば三千五百五十四萬五千九十一圓、即ち三割一分六厘の激增である。

(一)業種別投資額　物品販賣業の五千七百八萬六千二十五圓が第一位で、投資總額の三割八分六厘に當る。製造業の千九百四十五萬九千六百九十六圓(一割三分一厘)之に次ぐ。料理店飲食店カフェー營業の千八百八十一萬三百九圓(一割二分七厘)、土木建築請負業の千百六十四萬七圓(七分九厘)等順次之に次ぎ、他は孰れも千萬圓に遠く及ばない。之を昭和二年調査に比較すれば貸家業の四百三萬千二十五圓(三割五分七厘)、代理業の百五十四萬二千九百五十六圓(七割七分六厘)、勞力供給請負業の七萬千四百六十八圓(二割一分九厘)の三營業が減少した外は悉く增加を示し、其の增加率は孰れも一割以上の高率である。

(二)地方別投資額　關東州は五千八百二十七萬六千二十五圓が第一位で、投資總額の三割九分を占め、滿鐵附屬地は八千九百七十四萬三千百十四圓で、六割一分に當る。之を前回即ち昭和二年調査に比較すれば關東州は四百八十七萬二千四百九圓(九分一厘)を、滿鐵附屬地は三千六十七萬二千六百八十二圓(五割一分九厘)を何れも增加し、後者の增加は滿鐵附屬地の驚異的な發展を如實に物語るものである。

更に業種別に觀るときは關東州に於ては物品販賣業の二千二百六十三萬七百二十五圓が第一位で、關東州總額の三割八分八厘に當り、製造業の八百九十八萬六千四百七十三圓(一割五分四厘)、貸家業の六百七萬七千九百七十三圓(一割四厘)、土木建築請負業の五百六十二萬四千五百二十圓(九分七厘)等順次之に次ぎ、他は五百萬圓に遠く及ばない。最も少いものは遊戲場營業の十二萬八十九圓(三厘)である。之を昭和二年調査に比較すれば製造業の二百四十三萬六千六百六十圓(三割七分二厘)が最高の增加で、以下土木建築請負業の百九十三萬五百四十九圓(五割二分三厘)、物品販賣業の百六十八萬千百六十四圓(八分)、料理店飲食店カフェー營業の百三十二萬九千六百五十七圓(四割五分五厘等順位之に次ぐが、他は百萬圓に

及ばない。之に反し減少した營業は質屋業外四營業で、貸家業の四百九十九萬二千六百六十二圓（四割五分一厘）が最も主なるものである。滿鐵附屬地に於ては關東州同樣物品販賣業の三千四百四十五萬五千三百圓（三割八分四厘）が最高で、料理店・飲食店・カフエー營業の千四百五十五萬八千四百九十圓（一割六分二厘）、製造業の一千四十七萬三千二百二十三圓（一割一分七厘）、土木建築請負業の千二十九萬六千二十九圓（一割一分五厘）等が之に次ぎ、他は多きも五百萬圓臺で、代理業の五萬八千三百十五圓（一厘）が最少である。之を昭和二年調査に比較すれば增加したる營業は物品販賣業外十二營業で、減少したる營業は問屋仲買業外四營業であるが、增加の最も著しきものは物品販賣業の千百十九萬九千二百五十五圓（四割八分二厘）で、減少の最も主なるものは問屋仲買業の二十八萬九千二百六十圓（七分三厘）である。

二　昭和九年十二月末現在一箇年以上繼續營業者の調査

一、營業者數　昭和九年十二月末現在の營業者總數九千十八中一箇年以上營業を繼續したものは八千で、之を前回卽ち昭和二年の調査に比較すれば百九十二卽ち二分五厘の增加である。

(一)業種別營業者數　物品販賣業の三千二百五十四が第一位で營業者總數の四割七厘に當り、料理店・飲食店・カフエー營業の千二百九十六（一割六分二厘）、製造業の千百四十九（一割四分三厘等）之に次ぎ、其の他の營業は孰れも五百に達せず、勞力供給請負業の二十五（三厘）が最少である。之を昭和二年調査に比較すれば增加したものは物品販賣業外七營業であるが、この中料理店・飲食店・カフエー營業は四百六十六（五割六分一厘）が第一位で、宿屋下宿業の二百一之に次ぐ。尤も其の增加率より見れば後者は九割四分八厘の高率に當り第一位である。物品販賣業の百七十（五分五厘）が之に次ぐも其の他は極めて僅少である。之に反し減少したる營業は製造業外九營業で、製造業の三百四十七（三割三分二厘）が最も著しく土木建築請負業の百七十五（三割一分七厘）之に次ぐ。如斯結果は滿洲特産物の不況に基く農村の疲弊、滿洲國幣制の統一或は小資本に依る經營難等に由來するならんも、特に注目すべきは土木建築請負業が世評に反し減少を示し不可解の感を抱かしむることである。蓋し近年の土木建築工事は相當大規模のもの多く大資本家との合流又は小資本家間の合併に依り營業を有利に導くと同時に、土建工事の主なるものが滿鐵附屬地を離れて滿洲國に多い爲、寧ろ奥地進出に因る結果と思料されるのである。

(二)地方別營業者數　關東州は三千七十八で、營業者總數の三割八分五厘を占め、滿鐵附屬地は四千九百二十二で、六割一分五厘に當る。之を昭和二年調査に比較すれば前者は二百五十五（七分七厘）を減少し、後者は反對に四百四十七（一割）の增加を示してゐる。

次に之を業種別に觀るときは關東州に於ては物品販賣業が最も多く千二百六十一で、關東州總數の四割一分を占めてゐる。製造業の五百四十四（一割七分七厘）で、料理店・飲食店・カフエー營業の四百四十三（一割四分四厘）、宿屋下宿業の百二十一（三分九厘）、土木建築請負業の百二十（三分九厘）、貸家業の百四（三分四厘）等順次之に次ぐが、他は孰れも百臺に達しない。之を昭和二年の調査に比較すれば增加した營業は料理店・飲食店・カフエー營業の八十九（二割五分一厘）、宿屋下宿業の六十（九割八分四厘）、遊戲場營業の十二（三割二分四厘）、寫眞業の九（二割一分四厘）、運送・運送取扱業の五（六分七厘）、貸家業の一（五分六厘）で、印刷業は全然增減がなく、他の十一營業は孰れも減少してゐるが、其の最も著しいものは製造業の百七十二（二割四分）である。滿鐵附屬地に於ては最も多いものは物品販賣業の千九百九十三で、滿鐵附屬地總數の四割五厘を占めてゐる。料理店・飲食店・カフエー營業の八百五十三（一割七分三厘）、製造業の六百五（一割二分三厘）等之に次ぎ、最も尠いのは勞力供給請負業の十三（二厘）である。之を昭和二年の調査に比較すれば

關東州と多少の相違を示し、增減營業は相半ばしてゐる。增加したる營業の主なるものは料理店飲食店カフエー營業の三百七十七（七割九分二厘）、物品販賣業の二百四十五（二割四分）、宿屋下宿業の百四十一（九割三分四厘）等で、減少したる營業の主なるものは製造業の百七十五（三割二分四厘）、土木建築請負業の百十五（三割九厘）等である。

二、投資額　營業者總數八千の投資總額は一億三千八百六萬六百四十七圓で、之を前回卽ち昭和二年の調査に比較すれば二千六百五十八萬六千四百三十二圓の增加で、二割二分七厘の激增である。

(一)業種別投資額　十八營業中最も多額の投資額を有するは物品販賣業で、五千四百三十八萬七千六十四圓に達し、投資總額の三割九分四厘を占めてゐる。製造業の千八百二十三萬二百二十六圓（一割三分二厘）、料理店飲食店カフエー營業の千七百三十四萬八百十一萬六千七百三十四圓（一割二厘）、貸家業の千五百十八萬七千六百六十六圓（七分七厘）、問屋仲買業の六百八十七萬三千五十三圓（五分）等順次之に次ぐが、他は孰れも五百萬圓に達せず、遊戲場營業の二十萬千二百九十五圓が最少で、投資總額の僅か一厘に過ぎない。之を昭和二年の調査に比較すれば增加した營業は物品販賣業外十三營業で、反對に減少した營業は貸家業外三營業である。增加營業中最も著しいのは物品販賣業の千十八萬千四百五十八圓（二割三分）で、減少の最も著しいのは貸家業の五百八萬三千三六十六圓である。茲に注目すべきは營業者數に於て減少を示した製造業、土木建築請負業運送運送取扱業、問屋仲買業、洗濯業、仲介業の各營業が投資額に於ては反對に著しい增加してゐることである。之等の營業は曩に述べた如く形式的には營業者數を減少したが、實質的には奥地への進出若しくは小資本家の合併等に依り、寧ろ有利に活躍しつゝありと觀る可きである。

(二)地方別投資額　關東州に於ける營業者數三千七十八の投資額は五千六百七十萬二千四百四十圓で、投資總額の四割一分一厘を占め、滿鐵附屬地に於ける營業者數四千九百二十二の投資額は八千百三十五萬八千二百七圓で、五割八分九厘に當る。之を昭和二年の調査に比較すれば關東州は三百二十九萬八千六百五十七圓（六分二厘）の增加に過ぎないが、滿鐵附屬地は二千二百二十八萬七千七百七十五圓（三割七分七厘）の激增を示してゐる。

之を更に營業種別に觀れば關東州に於ては物品販賣業が最も多く、二千二百十九萬五千六百八十六圓に達し、關東州投資總額の三割九分二厘に當る。製造業の八百六十八萬七千六百八十八圓（一割二厘）、土木建築請負業の五百五十三萬八百四十一圓（九分八厘）等が之に次ぎ、他は五百萬圓臺以下である。之を昭和二年の調査に比較すれば、增加したる營業は物品販賣業外十二營業で、其の中增加の最も著しいのは製造業の二百十三萬七千八百七十五圓（三割二分六厘）である。以下土木建築請負業の百八十三萬六千八百七十圓（四割九分七厘）、問屋仲買業の百六十五萬四千四百七十四圓（九割）、物品販賣業の百二十四萬六千百二十五圓（五分九厘）、料理店飲食店カフエー營業の百十萬三千九百八十三圓（三割七分八厘）、等が順次之に次ぐ。滿鐵附屬地に於ては最も多額なるは關東州と同樣に物品販賣業の三千二百十九萬千三百七十八圓で、鐵道附屬地投資總額の三割九分六厘に當る。料理店飲食店カフエー營業の千三百三十二萬二千百八十五圓（一割六分四厘）、製造業の九百五十四萬二千五百三十八圓（一割一分七厘）、土木建築請負業の八百五十八萬五千八百九十三圓（一割六厘）等順次之に次ぎ、以下孰れも五百萬圓に達しない。更に之を昭和二年の調査に比較すれば增加したる營業は物品販賣業外十一營業で、其の中物品販賣業の八百九十三萬五千三百三十三圓（三割八分四厘）が最も著し

く、以下土木建築請負業の二百十九萬四千四百六圓(三割四分三厘)、宿屋下宿業の百十二萬七千九百二十二圓(四割八分三厘)等順次之に次ぎ、他は何れも百萬圓に充たない。

(三)一營業者の平均投資額　一營業者平均投資額は一萬七千二百五十八圓で、前回調査に比較して二千八百五十三圓を增加し、即ち一割九分八厘の增加を示してゐる。

(四)業種別一營業者平均投資額　十八營業中投資額の最も多額なるは貸家業の四萬九千十七圓で、平均投資額の二·八倍强の多額を示してゐる。問屋仲買業の三萬八千百八十四圓、土木建築請負業の三萬七千四百四十五圓、貸金業の二萬四千四百六圓、仲介業の二萬三千七百四十九圓等順次之に次ぎ、執れも平均額以上の投資である。又之を前回調査に比較すれば增加の最も著しいのは土木建築請負業の一萬九千百七十四圓で、十割四分九厘の增加率を示してゐるが、仲介業は一萬六千五百八圓の增加で增加率よりすれば二十二割八分の高率で第一位である。問屋仲買業の一萬五千八十三圓(六割五分三厘)、が第三位であるが、他は何れも一萬圓に達しない。之に反し減少を示したものは貸家業の一萬七千九百五十三圓(二割六分八厘)、代理業の一萬二千四百七十九圓(五割四分)、宿屋下宿業の三千四百七十二圓(三割四分)、勞力供給請負業の千八百二十三圓(一割六分二厘)、兩替業の百七十九圓(一分四厘)、寫眞業二十圓四厘の六營業である。

(五)地方別一營業者平均投資額　關東州は一萬八千四百二十二圓で、滿鐵附屬地は一萬六千五百三十圓である。即ち關東州は滿鐵附屬地に比し遙かに多額である。之を前回調査に比較すれば關東州は二千三百九十九圓(二割五分)を、滿鐵附屬地は三千三百三十圓(二割五分二厘)を共に增加してゐるが、滿鐵附屬地は關東州より多額である。次に業種別に觀るときは關東州に於ては問屋仲買業の七萬九千三百八

十六圓が第一位を占め、貸家業の五萬五千六百八十五圓、貸金業の四萬七千五百八圓、土木建築請負業の四萬六千九十圓、仲介業の三萬六百五十一圓等順次之に次ぎ、他は執れも平均額に及ばない。

又之を前回調査に比較すれば增加したる營業中、最も著しいのは問屋仲買業の五萬四千五百四十一圓で、其の增加の割合は二十一割九分五厘の高率である。以下貸金業、土木建築請負業、仲介業等は執れも二萬圓以上の增加を示して主なるものである。反對に減少したる營業に屬するものは貸家業外四營業で、其の中貸家業の三萬九千七百五十二圓(四割一分七厘)が最も多額である。滿鐵附屬地に於ては最も多額なものは貸家業の四萬二千八百二十五圓で、次は土木建築請負業の三萬三千四百八圓、問屋仲買業の二萬四千八百五十三圓等順次之に次ぎ、他の十五營業は執れも平均額に達しない。之を前回調査に比較すれば勞力供給請負業の四千九百五十六圓(三割七分)、宿屋下宿業の三千五百九十八圓(三割三分三厘)、寫眞業の千四百五十六圓(三割二分七厘)、の三營業は減少して他は執れも增加してゐる。其の中最も著しいのは土木建築請負業の一萬六千二百二十七圓(九割四分四厘)で、製造業の六千八百六十七圓(七割七分一厘)、運送·運送取扱業の三千八百四十四圓(五割二分八厘)、貸家業の三千八百三十九圓(九分八厘)等が之に次ぐ主なものである。

三、所得額　營業者總數八千の所得總額は三千二十五萬三千九百十三圓で、前回調査に比し千六百十萬千四百四十一圓を增加し即ち十一割三分八厘の激增を示してゐる。

(一)業種別所得額　最も多額を占むるものは物品販賣業の千九十七萬千八百四十五圓で、所得總額の三割六分三厘に當る。土木建築請負業の五百六十七萬四千五百五十一圓(二割八分八厘)、料理店·飲食店·カフエー營業の四百五萬八千七百九十九圓(二割三分四厘)、製造業の三百七十三萬三千九百六圓(一割二分三厘)、

問屋仲買業の百三十萬七千九百七十四圓（四分三厘）等順次之に次ぎ、他は孰れも百萬圓に遠く及ばないが、最も少なきは遊戲場營業の八萬八千百七十一圓（三厘）である。

之を昭和二年の調査に比較すれば兩替業の九萬千八十六圓（三割六分一厘）、代理業の六萬千六百十八圓（三割七分二厘）を減少したる外、他の十六營業は孰れも增加してゐる。就中物品販賣業の如きは五百九十三萬二千三百四十二圓（十一割七分七厘）の激增である。土木建築請負業は四百四萬八千八百九十二圓之に次ぎ、二十四割九分一厘の驚異的增加率を示して增加率よりすれば第一位である。以下百萬圓以上增加のものは料理店・飲食店・カフェー營業、製造業の二營業である。

(二)地方別所得額　關東州は九百四十萬八千八百二十一圓で、所得總額の三割一分一厘を占め、滿鐵附屬地は二千八十四萬五千九十二圓で、六割八分九厘に當る。之を前回の調査に比較すれば關東州は三百五十六萬二十圓（六割九厘）を、滿鐵附屬地は千二百五十四萬千四百二十一圓（十五割一分）を共に增加してゐるが、更に業種別に觀るときは關東州に於ては物品販賣業が首位を占め、三百七十五萬三千五百十三圓で、關東州所得總額の三割九分九厘に當る。五十萬圓以上のものは製造業、土木建築請負業料理店・飲食店・カフェー營業、問屋仲買業等であるが、最も少いのは兩替業の五百四十八圓である。之を昭和二年の調査に對比すれば物品販賣業の百六十七萬三千三百七十三圓（八割四厘）の增加が最高である。土木建築請負業の四十八萬六千九百八十三圓（九割七分四厘）が之に次ぐが、十萬圓以上の增加のものは製造業、料理店・飲食店・カフェー營業、問屋仲買業、運送・運送取扱業等である。之に反し減少したものは代理業の四萬八千百十七圓（三割五分五厘）が最も多額で、以下兩替業、洗濯業、質屋業、貸家業の順序である。次に滿鐵附屬地に於ては所得額の最も多額のものは關東州同樣物品販賣業の七百二十一萬八千三百三十二圓で、滿鐵附屬地所得總額の三割四分六厘に當る。土木建築請負業の四百六十八萬七千三百七十四圓（三割二分五厘）、料理店・飲食店・カフェー營業の三百十一萬五千九百九十一圓（二割四分九厘）、製造業の二百二十萬五千三百六十圓（二割六厘）等順次之に次ぎ、他は孰れも百萬圓に滿たない。之を前回調査に比較するに增加したる營業中、最も著しいものは物品販賣業の四百二十五萬八千九百六十九圓（十四割三分九厘）で、土木建築請負業の三百五十六萬千九百九圓（三十一割六分五厘）、料理店・飲食店・カフェー營業の二百十六萬四千四百三十一圓（二十二割七分五厘）等之に次ぎ、他は百萬圓以下である。反對に減少したものは兩替業が七萬六百三十四圓（三割五厘）を、代理業が一萬三千五百一圓（四割五分一厘）を、仲介業が八千六十八圓（一割二分四厘）を減少してゐる。

(三)一營業者平均所得額　一營業者の平均所得額は三千七百八十一圓七十錢で、之を前回調査に比較すれば千九百六十九圓十錢（十割八分六厘）の增加である。

(四)業種別一營業者平均所得額　土木建築請負業の一萬五千五十一圓九十錢が最も多く、問屋仲買業の七千二百六十六圓五十錢之に次ぎ、以下總平均額以上に屬するものは勞力供給請負業の五千二百四十二圓八十錢、仲介業の四千八百八十三圓九十錢、運送・運送取扱業の四千五十圓七十錢、貸家業の三千八百十八圓三十錢である。之を昭和二年の調査と對比すれば十八營業が悉く增加を示し、就中最も多額の增加は土木建築請負業の一萬二千百六圓九十錢で、四十一割一分一厘の超增加率である。以下問屋仲買業、仲介業、運送・運送取扱業等順次之にぐが、孰れも十三割以上の增加率を示してゐる。

(五)地方別一營業者平均所得額　關東州に於ける一營業者平均所得額は三千五十六圓八十錢で、滿鐵附

屬地に於けるものは四千二百三十五圓十錢である、又之を前回調査に比較すれば關東州は千三百二圓（七割四分二厘）を、滿鐵附屬地は二千三百七十九圓五十錢（十二割八分二厘）を共に增加した。

更に業種別に觀るときは關東州に於て最も多額なるは問屋仲買業の一萬二千五百十四圓六十錢で、土木建築請負業の八千二百二十六圓五十錢が第二位である。以下平均額以上のものは仲介業、勞力供給請負業、貸金業、運送・運送取扱業、貸家業、代理業である。之を前回調査に比較すれば兩替業は四千七百二圓四十錢（二割一厘）を、洗濯業は三十二圓九十錢（三分三厘）を減少したる外、他の十五營業は孰れも增加してゐる。就中問屋仲買業の八千八百四十五圓七十錢（二十四割一分一厘）、土木建築請負業の五千四百四十七圓六十錢（十九割六分）は最も著しいものである。

滿鐵附屬地に於ては土木建築請負業の一萬八千二百三十八圓八十錢が最も多額を示し、問屋仲買業の五千五百六十八圓六十錢、勞力供給請負業の五千百七十七圓七十錢、兩替業の四千五百九十六圓四十錢等順次之に次ぎ、孰れも平均額以上である。又之を前回調査に比較すれば滿鐵附屬地は關東州と異なり減少した營業は全然なく悉く增加を示してゐる。其の中最も多額の增加は土木建築請負業の一萬五千二百十三圓四十錢で、增加率は五十割二分九厘の異數を示してゐる。

四、營業費　營業者總數八千の營業費總額は三千九百七十萬五千五百八十七圓で、之を昭和二年の調査に比較すれば六百三十二萬三百九十二圓を增加し卽ち一割八分九厘の增加を示してゐる。

(一)業種別營業費　最も多額の營業費を要するものは物品販賣業の千二百四十九萬六千七百二十圓で、營業費總額の三割一分五厘を占めてゐる。料理店・飮食店・カフェー營業の七百八十七萬三千九百八十九圓（二割九分八厘）が之に次ぎ、百萬圓以上のものは製造業、土木建築請負業、問屋仲買業、運送・運送取扱業、宿屋下宿業等で、他は孰れも百萬圓以下である。其の中最も少額のものは貸金業の九萬九百七十七圓で、營業費總額の二厘に過ぎない。之を昭和二年の調査に比較すれば六百三十二萬三百九十二圓を增加し卽ち一割八分九厘の增加を示してゐる。

外十一營業であつて、反對に減少したものは土木建築請負業の四百五十八萬三千六百四十一圓（五割七分九厘）で、減少の最も甚しいものは土木建築請負業の四百四十五萬千九百八十二圓（五割一分八厘）である。

(二)地方別營業費　關東州は千四百三十三萬八千二百十九圓で、營業費總額の三割六分一厘を占め、滿鐵附屬地は二千五百三十六萬七千三百六十八圓で、六割三分九厘に當る。之を前回調査に比較すれば關東州は九十五萬七千七百六十二圓（七分二厘）を、滿鐵附屬地は五百三十六萬二千六百三十圓（二割六分八厘）を共に增加し、滿鐵附屬地は關東州より著しく增加してゐる。

次に之を業種別に觀るときは關東州に於て最も多額を占むるは物品販賣業の五百四萬六千二百十三圓で、關東州營業費總額の三割五分二厘に當る。製造業の二百八十九萬四千七百三十一圓（二割二厘）之に次ぐが、五十萬圓以上のものは料理店・飮食店・カフェー營業、土木建築請負業、運送・運送取扱業で、最も少額のものは兩替業の六十三圓である。之を前回調査に比較すれば增加したものは物品販賣業外十營業で、反對に減少したものは土木建築請負業外六營業である。增加したもの、中十萬圓以上のものは物品販賣業、製造業、運送・運送取扱業、遊戲場營業の四營業で、他は十萬圓以下である。又減少したもの、中最も著しいものは土木建築請負業の九十萬八千百五十二圓（四割七厘）で、最も少額のものは質屋業の一萬七千四十九圓（一割六分一厘）である。

滿鐵附屬地に於ては最も多額のものは關東州同樣物品販賣業の七百四十五萬五百七圓で、滿鐵附屬

地に於ける營業費總額の二割九分四厘に當る。料理店飲食店カフェー營業の五百八十七萬百二十八圓（二割三分一厘）之に次ぐが、百萬圓以上のものは製造業、土木建築請負業、宿屋下宿業、問屋仲買業で他は悉く百萬圓に達しないが、就中最も少額の營業は代理業の一萬八千八十九圓（一厘）である。之を前回調査に比較するに增加したものは物品販賣業外十一營業で、減少したものは土木建築請負業外五營業である。增加したもの、中主なるものは物品販賣業の三百三十一萬千四百四十二圓（八割）、料理店飲食店カフェー營業の三百十萬七千三百五十三圓（十一割二分五厘）で、減少したもの、中最も著しいものは土木建築請負業の三百五十四萬三千八百三十圓（五割五分七厘）である。

(三)一營業者平均營業費　一營業者の總平均營業費は四千九百六十三圓二十錢で、前回調査に比較すれば六百八十七圓四十錢を增加し卽ち一割六分一厘の增加を示してゐる。

(四)業種別一營業者平均營業費　最も多額の營業は土木建築請負業の一萬九百七十圓九十錢で、問屋仲買業の九千三百十一圓之に次ぐ。其の他平均額以上のものは印刷業、運送運送取扱業、料理店飲食店カフェー營業、製造業で、最も少額のものは貸金業の千四百九十一圓四十錢である。之を昭和二年の調査に比較すれば增加したものは物品販賣業外十一營業で、之と反對に減少したものは宿屋、下宿業外五營業である。茲に注目すべきは減少營業中、所謂滿洲景氣の昂騰に依り自然營業の繁榮を伴ひ營業費の膨脹を豫想せらるゝものあるに拘らず、却つて前回調査より減少し一見不可解の感を抱かしむる點であるが、斯る現象は一面在滿邦人の經營技術の圓熟に伴ひ、經營の合理化と相俟ち冗費の節減に依るものと推察されるのである。

(五)地方別一營業者平均營業費　關東州は四千六百五十八圓三十錢で、滿鐵附屬地は五千百五十三圓九十錢である。之を前回調査と比較すれば關東州は七百三十八圓八十錢（一割八分八厘）を、滿鐵附屬地は七百二十二圓五十錢（一割六分三厘）を共に增加してゐるが、兩者の差は極めて僅少である。又業種別に觀るときは關東州に於ては土木建築請負業の一萬千十四圓九十錢が最も多額で、問屋仲買業の一萬四百圓二十錢之に次ぎ、平均額以上のものは運送運送取扱業、印刷業、代理業、製造業等で、他は平均額に滿たない。其の中最も少額なるものは兩替業の六十三圓である。之を前回調査に比較すれば增加したものは物品販賣業外九營業で、減少したものは料理店飲食店カフェー營業外七營業である。增加したもの、中最高のものは問屋仲買業の四千三百二十四圓三十錢（七割一分二厘）で、減少したもの、中最も甚だしいものは兩替業の一萬六千二百六十五圓（九割九分六厘）である。次に滿鐵附屬地に於ては最も多額のものは關東州同樣土木建築請負業の一萬九百五十八圓六十錢之に次ぐ。其の他平均額以上のものは印刷業、運送運送取扱業、料理店飲食店カフェー營業、製造業勞力供給請負業で、他は孰れも平均額に達しない。就中遊戲場營業の千二十一圓七十錢は最も少額である。之を前回調査に比較すれば增加したものは物品販賣業外十二營業で、減少したものは土木建築請負業外四營業である。增加したもの、中最も多額のものは運送運送取扱業の三千九百四十六圓七十錢（十二割五厘）で、減少したもの、中最も著しいものは土木建築請負業の六千百四十一圓二十錢（三割五分九厘）である。

第三節　物價調査

概要

物價は日常生活に最も密接なる關係を有する爲當局は昭和四年關東廳物價調査規程（昭和四・一二・二八關東廳令第三〇號）を制定し、翌五年一月より其の調査を實施した。調査は管内主要市街地たる旅順、大連、營口、奉天撫順、四平街、新京、安東等に於ける一定の邦人及び滿洲國人の卸賣及び小賣商店より、小賣に於ては毎月十五日現在、卸賣に於ては毎月五日、十五日、二十五日現在に於ける飲食料品、衣料品及び建築材料等百三十餘種類の物價調査票を提出せしめ之を整理集計するものである。整理集計の上は毎月關東局報に掲載し、尙毎月一回物價賃銀調査月報を、年一回年報を編纂刊行する。

物價の趨勢

卸賣物價　大連に於ける卸賣物價の趨勢を觀るに調査開始の昭和五年一月、卽ち金輸出解禁の月以來一途落勢を示した大連の卸賣物價は翌六年十月（昭和五年一月に比し二割八分低落）を最低點とし、同年十二月金輸出再禁止が實施さるゝや急激に騰勢に轉じた。翌年四、五、六の三箇月間は反落狀態を呈したが、其の後は逐月昂騰を續け、同八年一月に至つては基準時に滿たないこと一厘卽ち指數九九・九を示し、昭和五、六の二箇年に於ける三割方の低落を一箇年間に回復した。同八年は其の後騰落共輕微で最下點は六月の九四・二（基準時に比し五分八厘下落）で、前三箇年に比すれば稍〻小康を得たと言ひ得る。翌九年に於ける最低は五月の九四・九で、最高は十月であるが、米價高の影響を多分に受け指數一〇一・七を示して始めて基準時を突破した。翌十一月より一〇〇・一、九九・七と落調を示して越年したが、翌十年に及んで物價は著しき落著きを見せ、最低は七月に於ける九六・五で、最高は五月の九九・六であるが同年に於ける高低の差は僅々三分に過ぎず變動は最も少かつた。

尙參考として東京（日本銀行調査）に就いて觀るに昭和六年末迄は大連と略〻同率の低落步調を辿り、騰落の狀況に於ては二者甚だしく近似してゐる。其の後東京は大連に比して其の回復は常に軟調を示した。蓋し同七年以來の銀價の回復、滿洲事變後に於ける滿洲經濟界の活況、特に建築界の殷賑等滿洲特異の材料の刺戟に依り騰勢に差を生じた爲である。

次に奉天、安東に就いて之を觀れば兩者は孰れも大連と略〻相似た騰落を示したが、其の騰貴率は大連に比し著しく高く早くも昭和七年十一月に至り、奉天は昭和五年一月に比し保合を示し、安東亦同じく二厘の騰貴を示した。爾後引續き基準時を上廻りして今日に及んでゐる。奉天の最高は昭和十年三、五兩月の指數一一三・一であり、基準時に比して一割三分一厘高を示し、又同じく安東に於ける最高は同年二月の一〇九・九で卽ち一割方の騰貴を示した。

次に滿洲事變勃發の月、卽ち昭和六年九月に對する騰貴率を觀れば大連は同七年二割五分二厘、同八年三割五分六厘、同九年三割八分、同十年三割五分三厘、奉天は同七年二割三分五厘、同八年四割一分四厘、同九年四割三分五厘、同十年四割一分一厘、安東は同七年二割二分三厘、同八年四割二分六厘、同九年四割四分八厘、同十年四割三分三厘である。

又建築材料のみに就いて騰貴率を見れば大連昭和七年二割六分一厘、同八年四割八分三厘、同九年

六割一分五厘、同十年四割五分七厘、奉天同七年三割三分八厘、同八年五割七分九厘、同九年六割〇四厘、同十年五割一分三厘、安東同七年二割五分、同八年五割八分七厘、同九年六割一分五厘、同十年四割九分三厘である。

小賣物價　小賣物價に於ても其の騰落の狀況は大體卸賣物價の夫に順應してゐる。最も低きは大連、安東の昭和六年十二月、營口の十月であり、其の他の五地方は孰れも十一月が底である。今調査開始の昭和五年一月に比し之等の下落率を示せば大連二割五分五厘、奉天二割五分四厘、旅順二割七分九厘、四平街二割二分二厘、營口二割六分六厘、新京二割一分九厘、安東二割六分である。又之を日本銀行調査の東京に就いて觀るに十月に於ける二割三分八厘の下落が最低である。

其の後に於ては各地共に騰勢に轉じ逐年平均指數の昇騰を示し、昭和十年八月には從來最も回復力低調であつた旅順も遂に指數九〇・〇を突發し漸次基準物價に近づいた。尙東京に就いて觀れば同年九月始めて九〇・八を示した。

此處に注目すべきは新京である。昭和九年三月指數一〇〇・六となつて昭和五年一月に比し六厘の騰貴を示し、其の後七月迄の四箇月間は多少落調を示したが、八月に入るや再び一〇〇・一（二厘高）となり爾來常に基準時より低落したことがないが、之に反して他の各地に於ては一回も基準指數を突破したことがないのである。斯くの如く新京の物價昂騰率の著しいのは事變後滿洲國が創建されて新京はその首都となり、人口の著增に拍車をかけられた結果で、遂に本調査地方中物價の最高地となつたのであるが、今大連に比し各地の物價高（年平均）を示せば次の如くである。

	昭和五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年
	割	割	割	割	割	割
旅順	〇・三	〇・四	〇・三	〇・三	〇・二	〇・一
營口	〇・九	〇・八	一・三	一・六	一・七	一・六
撫順	一・六	一・六	一・六	一・八	二・〇	一・九
奉天	一・二	一・二	一・一	一・五	一・七	一・七
四平街	一・〇	一・二	一・四	一・七	一・八	一・七
新京	〇・八	一・〇	一・三	一・九	二・三	二・三
安東	〇・六	〇・九	〇・八	一・〇	一・三	一・四

尙參考の爲滿洲事變勃發直前の昭和六年九月十五日に對する騰貴率を示せば左の通りである。（各年九月十五日との比較）

	昭和七年	同八年	同九年	同十年
	割	割	割	割
大連	一・四〇	一・九四	二・一三	二・二五
旅順	一・一八	一・八四	一・八一	一・九三
營口	一・五五	二・五五	二・八六	三・〇三
撫順	〇・九九	二・〇九	二・二一	二・〇六
奉天	〇・七三	二・一九	二・四三	二・五九
四平街	一・〇八	二・三七	二・五八	二・五一
新京	一・三七	二・九八	三・二七	三・四四
安東	〇・七四	一・九〇	二・〇六	二・四三

第四節　勞働調査竝びに賃銀調査

調査の趣旨

勞働調査の目的は社會政策及び産業政策其の他行政上の諸政策樹立上の參考に資するにある。卽ち事業主に就いては産業の大小及び其の分布狀態等を、勞働者に就いては勞働時間或は勞働賃銀其の他の勞働條件若しくは勞働者の生活實況等を審かにして、勞働問題に關する諸般の基礎的資料を得るにある。

時勢が進歩し社會が發達するに從ひ各種の社會問題は益〻複雜となり、之に對する施設、計畫も正確なる統計的資料に依らねば其の適切を期し難くなつて來た。殊に勞働問題の如き重要なる社會問題に就いては、先づ勞働狀態を實地に調査して各種勞働事情の實相を明かにし、正確なる基礎資料を作ることは問題自身の解決の爲のみでなく、企業者の爲にも最も必要なることである。內地に於ては大正十一年法律の公布、同十二年勞働統計實地調査令なる勅令を公布して翌大正十三年其の第一回調査を行ひ、爾來三年毎に一回施行してゐる。當局に於ては略〻內地に順應する趣旨の下に、昭和二年六月二十七日關東廳勞働統計實地調査規則（關東廳令第三六號）を公布し、之に依つて同年十月十日其の第一回調査を、昭和六年三月六日關東廳勞働統計實地調査規則（關東廳令第六號）を公布して同年六月一日第二回調査を施行した。尙勞働問題は換言すれば經濟問題に歸著するが故に、勞働者の賃銀問題をも併せて調査するは最も肝要の事と思料せられ、當局に於ては昭和四年十二月二十八日關東廳賃銀調査規程

（關東廳訓令第三一號）を制定、翌五年一月より實施した。調査は大連、奉天、新京及び安東に於ける勞働者雇傭主百五十餘人より、邦人及び滿洲國人の大工職外二十七種に就き毎月末日賃銀調査票を提出せしめて之を整理集計するのである。整理集計の上は毎月當局局報に揭載し、尙毎月一回物價賃銀調査月報を、年一回年報を編纂刊行する。

勞働調査の概要

昭和二年勞働統計實地調査（第一回）

事務經過の概要

一、調査時期　昭和二年十月十日現在に依り施行した。

二、調査地域　關東州及び滿鐵附屬地。

三、調査範圍　調査期日に於て十五人以上の勞働者を使用する工場又は十人以上の勞働者を使用する鑛山の事業主及び勞働者。

四、調査事項　事業主に就いては工場又は鑛山の名稱、工場又は鑛山の所在地、事業の種類、勞働者現在數、一日の所定勞働時間、一箇月の所定休業日數、賃銀支拂用通貨、實物給與の有無の十項目。

五、調査機關　中央機關としては官房文書課が之に當り調査の計畫、審査、集計及び編纂等を爲し、又地方機關として勞働統計實地調査參事、勞働統計實地調査指導員、勞働

統計實地調査員及び勞働統計實地調査副調査員を置いた。委員長は民政支署長及び警察署長を以て之に充て、其の管内に於ける調査の執行を指揮監督し、參事は公私團體の職員及び學識名望ある者の中より、委員長の推薦に依り關東長官が之を命じ又は囑託し、勞働統計實地調査の趣旨の普及を圖り調査事務の執行を援助した。指導員は關東廳所屬官署の職員中より委員長の推薦に依つて、關東長官が之を命じ又は囑託し、委員長の指揮監督を受けて調査事務の執行を指導し、調査員は關東廳所屬官署の職員、工場又は鑛山の事業主若しくは職員中より、副調査員は工場又は鑛山の職員中より委員長の推薦に依り關東長官が之を命じ又は囑託し、委員長の指揮監督を受けて實地調査を執行した。

六、調査方法　實地調査は調査員又は副調査員が各工場又は鑛山に就いて調査した。但し調査を行ふ際工場又は鑛山に出勤せざりし者に就いては其の居所に就いて調査した。事業主に對しては所定の調査事項を申告する義務を負はせ、勞働者に對しては調査員又は副調査員に調査事項を質問せしめ、其の答申に依り調査した。

七、調査結果整理公表　調査結果の整理は全部中央集査とし、申告書其の他の材料は其の儘調査委員長より進達せしめ、當局に於て之を整理して結果表を作成した。其の結果は昭和二年十二月に概數を發表し、同四年二月全體結果を發表すると共に「昭和二年關東廳勞働統計書」を刊行した。

調査結果の概要

一、工　場

(一)地方別工場及び工場勞働者數　本調査結果に於ける工場總數は四百八十六で、關東州は二百二十六で四割六分を占め、滿鐵附屬地は二百六十で五割四分に當り滿鐵附屬地は關東州に比して稍〻多い。又關東州に於ては大連の百九十四が、最も多く四割を占め、旅順の十二(三分)、金州の十一(三分)之に次ぎ、貔子窩の四(一分)が最も少い。滿鐵附屬地に於ては奉天の五十八が最も多く、一割二分を占め、安東の五十五(一割一分)、撫順の四十五(九分)、長春の二十四(五分)、公主嶺の十二(三分)等順次之に次ぎ、最も少いのは開原の四(一分)である。

本調査に於ける工場勞働者總數は四萬四千六百三十六人で、關東州は二萬百八十五人で、四割五分を占め、滿鐵附屬地は二萬四千四百五十一人で、五割五分に當り、勞働者も亦滿鐵附屬地は關東州に比して稍〻多い。又關東州に於ては大連の一萬七千九百二十六人が最も多く、四割を占め、金州の千三百三十四人(三分)、旅順の五百九十二人(一分)之に次ぎ、貔子窩の七十五人が最も少い。滿鐵附屬地に於ては撫順の四千七百十七人が最も多く、一割一分に當り、安東の四千五百五十八人(一割)、鞍山の四千二百三十五人(一割)、奉天の三千八百五人(九分)、遼陽の二千九百四十三人(七分)等順次之に次ぎ、他は二千人以下の地方のみで就中大石橋の百三十人が最も少い。

之を國籍別に見れば支那人の三萬九千六百六十六人が最も多く、八割八分を占め、內地人の三千八百五十六人(九分)、朝鮮人の千百十一人(三分)等之に次ぎ、外國人は最も少く三人である。

(二)事業別工場及び工場勞働者數　事業種類別工場數は總數四百八十六の中窯業・土石加工業の七十七が最も多く一割六分を占め、化學工業の七十二(一割五分)、飲食料品製造業の六十六(一割四分)、金屬工業の六十五(一割三分)、木竹草蔓類に關する製造業の五十四(一割一分)等順次之に次ぎ、他は悉く五十に滿たない少數であり、皮革製造業は最も少く僅かに一である。

又事業別勞働者數は最も多數勞働者の從業せるものは金屬工業の八千八百七十七人で二割を占め、

紡織工業の七千六百九十四人(一割七分)、窯業・土石加工業の六千九百二十四人(一割六分)、造船業・運搬用具製造業の五千二百七十八人(一割二分)、化學工業の四千七百九十一人(一割一分)、飲食料品製造業の三千四百六十三人(八分)等順次之に次いでゐるが、他は三千人以下で、就中最も少數なるは皮革製造業は二十五人である。

更に一工場平均勞働者數は總平均九十一人八分であるが、事業別平均數の最高は造船業・運搬用具製造業の二百三人で、紡織工業の百八十七人七、金屬工業の百三十六人六等順次之に次ぎ、最少ないのは精巧工業の三十五人である。

(三)工場の大小　使用勞働者數の多少に依つて工場の大小を觀るとき最大は四千四十五人、最小十五人(勞働者十四人以下の工場は調査しないで、平均九十一人八の勞働者を使用してゐる。又勞働者數階級別工場數は勞働者三十人以下の工場は二百五十一で、五割二分を占め、三十一人乃至五百人の工場は二百十六で、四割四分に當り、五百一人以上の工場は十九で、四分に當る。

二、鑛　山

(一)地方別鑛山及び鑛山勞働者數　本調査結果に於ける鑛山總數は十八で、關東州は三で、一割七分に當り、滿鐵附屬地は十五で、八割三分に當る。卽ち滿鐵附屬地に於ては撫順の七が最も多く、三割九分を占め、鞍山の四(三割二分)、本溪湖の三(一割七分)之に次ぎ、遼陽は僅かに一(五分)で最も少い。關東州に於ては大連二、金州一である。

本調査に於ける鑛山勞働者總數は五萬四千八十七人で、關東州は僅かに百七十五人(三厘)で、鐵道附屬地は五萬三千九百十二人(九割九分七厘)の大多數を占めてゐる。而して撫順の四萬二千三百二十六人が最も多く七割八分を占め、本溪湖の千九百三十一人(一割五分)之に次ぎ、最も少いのは遼陽の千九十三人(三分)である。關東州に於ては大連百十九人、金州五十七人である。

之を國籍別にすれば支那人の五萬三千八十七人が最も多く、九割八分を占め、其の他は內地人九百四十人、外國人四十三人、朝鮮人十七人の順位である。

(二)事業別鑛山及び鑛山勞働者數　事業種類別鑛山數は總數十八の中石炭鑛業が十で、過半數を占めて五割五分に當り、他は鐵鑛業五(二割八分)、苦灰石鑛業二(一割一分)、石綿鑛業一(六分)の順位である。

事業種類別勞働者數は石炭鑛業の五萬一千五十九人が斷然多く、九割四分を占め、鐵鑛業は遙かに少く二千八百五十三人(五分)で之に次ぎ、苦灰石鑛業百十八人、石綿鑛業五十七人で、何れも一分にも當らぬ少數である。

更に一鑛山平均勞働者數を觀れば總平均數は三千四十八人で、業種別平均數は石炭業が五千百五人九で最も多く、鐵鑛業の五百七十人六が之に次ぎ、苦灰石鑛業は五十九人、石綿鑛業は五十七人の少數である。

昭和六年勞働統計實地調査(第二回)

事務經過の概要

一、調査時期　昭和六年六月一日現在。

二、調査地域　關東州及び滿鐵附屬地。

三、調査範圍　調査期日に於て十五人以上の勞働者を使用する工場、又は三十人以上の勞働者を使用する鑛山の事業主及び勞働者。

四、調査事項　事業主に就いては工場又は鑛山の名稱、工場又は鑛山の所在地、事業の種類、勞働者現在數、一日の所定勞働時間、一箇月の所定休業日數、賃銀支拂用通貨、實物給與の種類及び價額の九項目、勞働者に就いては氏名、男女の別、本籍、民籍又は國籍、年齢配偶者の有無、讀書の程度、職名、從業の年月數、賃銀、實物給與の有無の十項目。

五、調査機關　中央機關としては關東長官官房文書課が本調査の計畫、審査、集計及び編纂等の任に當り、地方機關としては勞働調査委員長、勞働調査指導員、勞働調査員及び勞働副調査員を置いた。委員長は警察署長を以て充て、地方に於ける調査の執行を指揮監督し、指導員は公務員中より委員長の推薦に依つて關東長官が之を命じ、委員長の指揮監督を受けて調査事務の執行を指導した。又調査員は公務員又は工場、鑛山の事業主若しくは職員中より、副調査員は工場又は鑛山の職員中より何れも委員長の推薦に依つて關東長官が之を命じ又は囑託し、委員長の指揮監督を受けて調査事務を執行した。

六、調査方法　實地調査は調査員又は副調査員が各工場又は鑛山に就いて調査した。但し調査を行ふ際工場又は鑛山に出勤せざりし者に就いては其の居所に就いて調査した。事業主に就いては所定の調査事項を申告する義務を負はせ、勞働者に就いては調査員又は副調査員に調査事項を質問せしめ其の答申に依つて調査した。

七、調査結果整理公表　調査結果の整理は全部中央集査とし、申告書其の他の材料は其の儘調査委員長より進達せしめ、當局に於て之を整理し結果表を作製した。其の結果昭和六年十月概數を發表し、翌年三月全體結果を發表すると共に「昭和六年關東廳勞働統計書」を刊行した。

一、工　場

(一)地方別工場及び工場勞働者數　本調査結果に於ける工場總數は五百四十五で、關東州は三百十一で五割七分を占め、滿鐵附屬地は二百三十四で、四割三分に當り關東州は滿鐵附屬地より遙かに多い。關東州に於ては大連の二百七十三が最も多く、總數の五割に當り、旅順の十九(四分)、金州の十四(三分六厘)、普蘭店の三(一分)等順次之に次ぎ、貔子窩の二は最も少く一分にも當らぬ。滿鐵附屬地に於ては安東の五十三が最も多く一割を占め、奉天の四十六(九分)、撫順及び長春の各三十三(各六分)、四平街の十一(三分)等順次之に次ぎ、他は十を越ゆるものなく瓦房店の四(一分)が最も少い。

本調査に於ける工場勞働者總數は四萬九千九百四十一人で、關東州は二萬六千四百九十四人で、五割三分を占め、滿鐵附屬地は二萬三千四百四十七人で四割七分に當り、關東州は勞働者に於ても亦多數を占めてゐる。又關東州內では大連の二萬二千九百四十五人が最も多く、四割六分を占め、金州の二千二百三十四人(五分)、旅順の千八人(二分)之に次ぎ、普蘭店、貔子窩は遙かに降り、就中貔子窩が最も少く百四十四人で一分にも達しない。滿鐵附屬地では撫順の五千百二人が最も多く、一割を占め、鞍山の四千四百九十二人(九分)、安東の三千三百八十人(七分)、奉天の三千百八十五人(六分)、遼陽の二千八十人(四分)等順次之に次ぎ、他は二千人以下の地方のみで、最も少きは公主嶺の八十六人である。

之を國籍別に觀れば支那人の四萬五千二百二十六人が第一位を占めて、九割に當り、內地人の三千九百五十八人(八分)之に次ぎ、朝鮮人は僅かに七百五十七人(三分)で最も少く、外國人勞働者はない。

(二)事業別工場及び工場勞働者數　事業種類工場數は窯業・土石加工業の九十七が最も多く、一割八分を

占め、化學工業の七十一（一割三分）、飮食料品製造業の六十七（一割二分）、金屬工業の六十三（一割二分）等が順次之に次ぎ、他は遙かに少く、就中鹽再製業の一が最少である。

次に事業別勞働者數は紡織工業の八千四百六人が最も多く、一割七分を占め、金屬工業の八千百五十四人（一割六分）、化學工業の六千九百三十四人（一割四分）、窯業・土石加工業の七千七百六十一人（一割）、飮食料品製造業の三千九百一人（一割）、造船業・運搬用具製造業の四千九百八十四人（八分）等が順次之に次ぎ、他は三千人以下で、最も少きは精巧工業の三十九人である。更に一工場平均勞働者數を觀れば總平均數は九十一人六で、事業別平均數は土木建築業の二百二十八人が最も多く、造船業運搬用具製造業の二百二十二人八、鹽再製業の百六十五人、紡織工業の百六十一人七等順次之に次ぎ、最も少きは精巧工業の十九人五である。

(三)工場の大小　使用勞働者數に依つて工場の大小を見るときは最大は四千百三十二人、最小は十五人（勞働者十四人以下の工場は調査しない）で、平均九十一人六の勞働者を使用してゐる。又勞働者數階級別工場數は勞働者三十人以下の工場は二百七十六で、五割を占め、三十一人乃至五百人の工場は二百五十五で、四割七分、五百一人以上の工場は十四で、三分である。

二、鑛　山

(一)地方別鑛山及び鑛山勞働者數　本調査結果に於ける鑛山總數は二十一で、滿鐵附屬地は十九で約九割を占め、關東州は僅かに二で約一割に過ぎず、滿鐵附屬地は關東州の九倍以上に當る。滿鐵附屬地に於ては撫順の十三が最も多く六割二分を占め、本溪湖の三（一割四分）、鞍山の二（一割）等之に次ぎ、遼陽は最も少く一（五分）である。關東州は大連一、金州一である。

本調査に於ける鑛山勞働者總數は三萬六千九百三十五人で、關東州百二十四人（三厘）で、滿鐵附屬地三萬六千八百十一人（九割九分七厘）である、又滿鐵附屬地に於ては撫順の二萬五千五百七十五人が其の首位を占めて、六割九分に當り、本溪湖の六千四百五十九人（一割八分）之に次ぎ、鞍山の二千五百四十二人（七分）、遼陽の二千二百三十五人（六分）は略ゝ同數で遙かに少數であるが、關東州內に於ける大連の三十四人、金州の九十人に比すれば數倍に當つて居る。

次に之を國籍別に觀れば支那人が最も多く三萬五千七百十二人で、九割七分を占め、內地人千百八十人、朝鮮人二十二人、外國人二十一人の順位である。

(二)事業別鑛山及び鑛山勞働者數　事業種類別鑛山數は總數二十一の中石炭鑛業が十六で最も多く、七割六分を占め、鐵鑛業は遙かに降り三（一割四分）で、苦灰石鑛業及び石綿鑛業は各一（五分）である。

又事業種類別勞働者數は石炭鑛業が斷然多く三萬三千七百八十二人で、九割二分を占め、次位は遙かに降り鐵鑛業の三千二十九人（八分）で、最も少きは苦灰石鑛業の三十四人である。

更に一鑛山平均勞働者數は總平均數は千七百五十八人八四を示して最も多く、鐵鑛業の千十人、石綿鑛業の九十人等之に次ぎ、苦灰石鑛業は最も少く三十四人である。

昭和二年調査結果と昭和六年調査結果との比較

一、工　場

(一)地方別比較　工場及び工場勞働者數　昭和六年調査に於ける工場數を昭和二年調査の工場數に比較す

れば總數に於て五十九を增加し、一割二分一厘の增加率に當る。關東州は八十五（三割七分六厘）を增加したるに反して滿鐵附屬地は二十六（一割）の減少を示した。又工場勞働者數は總數に於て五千三百五人を增加し、一割二分の增加率に當る。關東州は六千三百九人（三割一分）を增加したるに反し、滿鐵附屬地は千四人（四分）の減少を示してゐる。

(二)事業別工場及び工場勞働者比較　工場の增加實數に於ては窯業・土石加工業が二十で首位を占め、被服・身裝品製造業及び木竹草蔓類に關する製造業の各十六が之に次ぎ、以下紡織工業の十一、土木建築業の五、紙工業・印刷業の三等の順序であるが、最も少きは皮革製造業、鹽再製業及び飮食料品製造業の各一である。之等の增加率は土木建築業が最も高率で二十五割、被服・身裝品製造業の十割六分之に次ぎ、皮革製造業の十割、木竹草蔓類に關する製造業の三割一分、窯業・土石加工業、紡織工業の各二割六分、紙工業・印刷業の八分等順次之に次ぎ、最も低きは飮食料品製造業の二分である。之に反して減少工場の實數に於ては瓦斯・電氣・水道業の六が最も多く、造船業・運搬用具製造業の四、金屬工業、機械器具製造業の各二之に次ぎ、最も少きは化學工業の一で、精巧工業には增減がない。之等の減少率は瓦斯・電氣・水道業が最も高率で三割二分、機械器具製造業の二割九分、造船業・運搬用具製造業の一割五分、金屬工業の三分等順次之に次ぎ、化學工業の一分が最も低率である。

又事業別勞働者數を比較すれば增加實數に於ては工場數一を減少した化學工業が最も多く二千百四十三人を增加し、土木建築業の千五百十六人之に次ぎ、增加工場數に於て最も多き窯業・土石加工業の八百三十七人、紡織工業の七百十二人、飮食料品製造業の五百二十一人、瓦斯・電氣・水道業の五百三人皮革製造業の二百七十人、被服・身裝品製造業の百八十六人等順次之に次ぐ。鹽再製業の百六十五人が最も少い。其の增加率は土木建築業が約百九十割で最高である。皮革製造業の約百十割、化學工業の四割五分、被服・身裝品製造業の三割二分、瓦斯・電氣・水道業の二割九分、飮食料品製造業の一割五分、窯業・土石加工業の一割二分等順次之に次ぎ、紡織工業の九分が最も低率である。之に反して減少實數に於ては金屬工業の七百二十三人が最も多く、造船業・運搬用具製造業の三百七十七人、機械器具製造業の百九十九人、紙工業・印刷業の百三十一人、木竹草蔓類に關する製造業の八十七人等順次之に次ぎ精巧工業の三十一人が最も少い。其の減少率は機械器具製造業の五割二分が最も高率で、精巧工業の四割四分、金屬工業の八分、造船業・運搬用具製造業の七分、紙工業・印刷業の六分等之に次ぎ、木竹草蔓類に關する製造業の三分が最も低率である。

(三)工場の大小比較　使用勞働者の數に依る工場の大小比較は昭和二年調査の工場勞働者數の最大は四千四十五人であつたが、昭和六年調査に於ては八十七人を增加して四千百三十二人である。最小は共に十五人であるが、今假に小工場（三十一人乃至五百人の勞働者を使用する工場）、中工場（五百一人以上の勞働者を使用する工場）及び大工場の三階級に分けて比較すれば、小工場に於ては二十五を、中工場に於ては三十九を增加し、大工場に於ては五を減少した。之を表示すれば次の如くである。

第十六章　産業に關する諸調査

昭和六年・昭和五年	總數	實數	比率
小工場（三十人以下）	一	五四五	一〇〇・〇
小工場（三十一人乃至五百人）	一	二七六	五〇・六
中工場（五百一人以上）	一	二五五	四六・八
大工場	一	一四	二・六
總數	一	四八六	一〇〇・〇
小工場（三十人以下）	一	二五一	五一・六

二年	中工場（三十一人乃至五百人）	二一六	四四・五
	大工場（五百一人以上）	一九	三・九
昭和六年ト昭和二年ノ比増(一)減	總數	五九	—
	小工場（三十人以下）	二五	(一)一・〇
	中工場（三十一人乃至五百人）	三九	二・三
	大工場（五百一人以上）	(一)五	(一)一・三

二、鑛山

(一)地方別鑛山及び鑛山勞働者數比較　昭和六年調査の總數に於ては三を增加し、一割七分の增加率に當るが、關東州に於ては一(三割三分)を減少し、滿鐵附屬地に於ては四(三割七分)の增加である。更に關東州のみに就いて觀れば大連に於て一(五割)を減少したのみで、金州に於ては增減はない。滿鐵附屬地に就いて觀れば撫順に於て六(八割六分)を增加し、鞍山に於て二(五割)を減少し、遼陽及び本溪湖に於ては增減ない。

鑛山勞働者數に於ては鑛山數三を增加したるに反し一萬七千百五十二人を減少した。即ち三割二分の減少である。關東州は五十一人を、滿鐵附屬地は一萬七千百一人を孰れも減少した。其の割合は前者二割九分、後者三割二分に當り、減少數及び減少率共に滿鐵附屬地は關東州より高い。尙關東州のみに就いて見れば金州に於て三十三人(五割八分)を增加し、大連に於て八十四人(七割一分)を減少した。又鐵道附屬地に就いて觀れば遼陽に於て千百四十二人(十割强)を、鞍山に於て百八十人(八分)を孰れも增加し、撫順に於て一萬六千七百五十一人(四割)、を本溪湖に於て千六百七十二人(三割一分)を孰れも減少した。其の詳細は次表の通りである。

	昭和六年 鑛山數	昭和六年 勞働者數	同二年 鑛山數	同二年 勞働者數	昭和二年ニ比シ昭和六年ノ増(一)ハ減 實數 鑛山	實數 勞働者	割合 鑛山（割）	割合 勞働者（割）
總數	二一	三六、九三五	一八	五四、〇八七	三	(一)一七、一五二	一・六七	(一)三・一七
關東州	二	一二四	三	一七五	(一)一	(一)五一	(一)三・三三	(一)二・九一
大連	一	三四	二	一一八	(一)一	(一)八四	(一)五・〇〇	(一)七・一三
金州	一	九〇	一	五七	〇	三三	—	五・七九
滿鐵附屬地	一九	三六、八一一	一五	五三、九一二	四	(一)一七、一〇一	二・六七	(一)三・一七
鞍山	二	二、五四二	四	二、三六二	(一)二	一八〇	(一)五・〇〇	〇・七六
遼陽	一	二、二三五	一	一、〇九三	〇	一、一四二	—	一〇・四五
本溪湖	三	六、四五九	三	八、一三一	〇	(一)一、六七二	—	(一)二・〇六
撫順	一三	二五、五七五	七	四二、三二六	六	(一)一六、七五一	八・五七	(一)三・九六

(二)事業別鑛山及び鑛山勞働者數比較　事業別鑛山數の比較に於ては石炭鑛業に於て六(六割)を增加したのみで、鐵鑛業に於ては二(四割)を、苦灰石鑛業に於ては一(五割)を孰れも減少し、石綿鑛業には增減がない。事業別鑛山勞働者數の比較に於ては鐵鑛業に於て百七十六人(六分)を、石綿鑛業に於て三十三人(五割八分)を孰れも增加し、石炭鑛業に於ては一萬七千三百七十七人(三割四分)を、苦灰石鑛業に於ては八十四人(八割)を孰れも減少した。之を表示すれば次の通りである。

	昭和六年 鑛山數	昭和六年 勞働者數	同二年 鑛山數	同二年 勞働者數	昭和二年ニ比シ昭和六年ノ増(一)ハ減 實數 鑛山	實數 勞働者	割合 鑛山（割）	割合 勞働者（割）
總數	二一	三六、九三五	一八	五四、〇八七	三	(一)一七、一五二	一・六七	(一)三・一七

鐵鑛業	三	三、〇二九	五	二、八五三	(一)	二	一七六	(一)	四・〇〇	〇・六二
石炭鑛業	一六	三三、七八二	一〇	五一、〇五九		六	(一)	一七、二七七	六・〇〇	(一)	三・三八
苦灰石鑛業	一	三四	二	一一八	(一)	一	(一)	八四	(一)	五・〇〇	(一)	七・九七
石綿鑛業	一	九〇	一	五七		〇		三三		—		五・七九

賃銀調査の概要

本調査に於ける各職の賃銀を概觀するに、物價低落の著しかつた昭和六年には少數のものを除き孰れも五年に比し低落したが、昭和七年滿洲國建國と共に所謂滿洲景氣の急激なる上昇に伴ひ、同年下半期頃より漸次昂騰の歩調を辿つた。今昭和六年と二年後の同八年とを比較すれば大連に於ては內地人疊職、綿絲紡績工、滿洲人靴職、奉天に於ては滿洲人靴職、安東に於ては滿洲人洋服裁縫職、靴職製本職等の低落を見た外は各地各職孰れも昂騰を示した。次いで昭和九年、十年に於ては下押氣配のもの、昂騰のもの等區々たる情勢にあるが、一般的には昭和八年を頂點として稍〻消極的傾向を帶びた。然るに此處に注目すべきは滿人各職賃銀の驚異的昂騰である。即ち昭和十年に於て昭和五年に比し昂騰したものは、內地人に於ては奉天に於ける鍛冶職の三割二分が最高で、他に三割を超ゆるものなく、二割以上のもの三、その他は何れもそれ以下であるが、滿洲人に於ては新京の左官職は實に八の昂騰割で、三割以上のもの十八の多數を算してゐる。之を內地人、滿洲人合計の三割以下のもの十二に對すれば實に一倍半の多きに及ぶ狀況で、從來日本內地人の先進的技術と經驗に依り指導敎示されて、常に其の下風に立つた滿洲人職工の技術が、如何に向上せるかを如實に物語るものとして一つの社會的關心事である。（附表參照）

第五節　軍需工業動員及び資源調査

概說　大正七年四月軍需工業動員法（法律第三八號）の公布を見、同年十月關東州及南滿洲鐵道附屬地ニ於ケル軍需工業動員ニ關スル件（勅令第三六九號）が公布され、管內にも軍需工業動員法が引用されることゝなつた。翌大正八年十二月軍事救護動員法の施行令たる軍需調査令（勅令第四九五號）が公布され、爾來凡そ十年間同令に依り工場、鑛山、鐵道、港灣及び車輛等に關して相當廣範圍に亙る各種の調査が行はれた。元來此の軍需工業動員法及び軍需調査令は主として軍需品の調査、軍需品の取得竝びに軍需工業の奬勵等に關する事項を規定し單に軍需を充すことを目標とした。然し本法令の制定實施は資源の統制運用への第一歩に過ぎなかつたが、此の間他面列國に於ては著々資源統制運用の爲の施設を進むる情況で、我が帝國に於ても國防上極めて遺憾の次第で其の後朝野の識者間に資源統制運用の爲準備施設を必要とするの議論が熾となり、遂に此の種機關の設置を要望する建議が議會に於ても數次提出せらるゝに至つた。蓋し近代國防の要諦は所謂國家總動員に在り、資源の統制運用は軍の統帥と相竝んで國防上重要な地歩を占むるが爲である。換言すれば國防の施設は軍備の外に、國家社會の資源の統制運用に關する準備をも併せ有するに非ざれば未だ全しと云ふを得ない。此の準備を國防上の基調となす爲には苟くも國力に關する以上有形たると無形たるとを問はず、之等の資源に關し正確詳密なる資料を常時最新の狀態に於て整備して置くことが最も必要である。

即ち昭和四年四月資源調査法（法律第五三號）が、同十一月資源調査令（勅令第三二九號）が制定されて、同年

十二月一日より帝國統治區域の全般に亙つて實施され軍需調査令は全く廢止せられて、調査の實施は內地にあつては各省大臣が、外地にあつては各行政最上級官廳の長官が夫々之に當り、其の全般の統轄には總理大臣が之に當る。

管內に於ける資源調査は昭和四年十一月勅令第三百二十八號に依り前記資源調査法に依ることゝなり朝鮮、臺灣、樺太、南洋と同樣に調査令別表に定められたる所に隨ひ外務省擔當事項を除く外の事項を調査するのである。

當局に於ては資源調査實施の爲昭和四年十二月關東州及南滿洲鐵道附屬地資源調査規則（關東廳令第四七號）を制定したが、本規則は工場、鑛山、海事資源調査のみを規定したもので、其の他の管內資源調査に就いては既存の報告例等を以て之に充當し、又必要に應じ命令通牒を以て之を補ひ努めて重複調査の煩を避くることゝした。

調査の範圍

調査の範圍　資源調査の內容たる事項は人的及び物的資源の各般に亙り、國家の存榮に資すべき一切の事象である。卽ち個人、土地、動植物其の他の有體物は固より制度組織の如き無形のものと雖も、苟も國力の據つて基くところのものは總べて之を包含するのである。具體的調査事項乃至其の程度等、調査の範圍は總理大臣に協議の上決するのである。今資源調査令別表に定められたる調査事項中當局調査に關する分を揭ぐれば左の如くである。

一　自動車
二　自動自轉車
三　自動車運轉手
四　諸車（鐵道及軌道用車輛ヲ含マズ）
五　港灣　水面積、底質、潮差、潮流、氣象、設備、荷役能力、回漕業者、船用品販賣業者、港灣全圖、施設平面圖、及斷面圖、港則
六　港灣出入船舶及貨物　船舶年出入隻數及登簿噸數、船舶ニ依ル貨物出入額
七　國道、府縣道ニ準ズベキモノ及自動車專用道路圖
八　上水道　水源、貯水、送水、淨水及配水設備、給水人口、上水道圖
九　警察　警察職員、警察官署配置圖、警察電話回線圖
一〇　消防　消防職員、消防機關配置圖
一一　醫療　病床十箇以上ヲ有スル病院ニ付、細菌學的豫防治療品目別年生產額、醫療關係者
一二　無料職業紹介所　取扱種目、取扱數、取扱成績
一三　貿易　品目別貨物各月輸出入額、外國貿易船舶國籍別各月開港出入隻數及登簿噸數、積載船舶國籍別輸出入貨物年開港出入額
一四　鹽　月年生產額、年輸出入額及移出入額、各月末保管額、用途別年消費額
一五　技能者養成機關　名稱及所在地、學校ノ種類及課程、現在教員數及學生生徒數、學生生徒定員數卒業學生生徒數、教員の資格
一六　耕地面積
一七　林野面積

一八　農　産　農家戸數、年生産額及作付段別、米麥殘存高
一九　畜　産　家畜ノ性別及年齡別現在數、性別年生産數、斃死數及屠殺數
二〇　林　産　用材ノ年伐採材積、林野産物ノ年生産額
二一　水　産　漁獲高及養殖物收獲高、水産製造物ノ年生産額
二二　獸醫師及蹄鐵工　獸醫師數、蹄鐵工數
二三　肥料年生産額及消費額
二四　官設米穀倉庫及農業倉庫
二五　工場及鑛山　工場又ハ鑛山ノ名稱、工場又ハ鑛山所在地、工場主又ハ鑛業權者ノ氏名又ハ名稱、主要生産品目、職工又ハ鑛夫數、生産品年生産額、生産工場又ハ鑛山數、職員職務別、性別及兵役關係別數、職工又ハ鑛夫性別年齡別及兵役關係別數、其ノ他ノ從業者性別數、原料、材料及燃料ノ年使用額、電力年使用額、事業開始年月、年作業總日數、一日ノ作業時間、敷地及建物、鑛區、設備及機械、原動機、運輸聯絡、職工又ハ鑛夫一日勞働時間、職工又ハ鑛夫一人一日ノ平均實收賃銀、工場平面圖、工場ノ異動
二六　船　舶
(一)　汽船名簿
(二)　船　員　船員手帳受有者年齡別數、海技免狀受有者種類別數、船舶乘組員職務別數
(三)　燃料種類別年使用額
(四)　汽　船　船名、所有者及借受人ノ住所及氏名又ハ名稱、船籍港、船舶番號及信號符字、總噸數、登簿噸數、排水噸數、最強速力及航海速力、資格、航路定限、製造ノ時及場所、最近定期檢査終了ノ年月日、現有航行期間、最近出渠シタル年月日、使用航路、用途、船體、機械及設備、積載力、船圖
(五)　汽船ノ異動　船名及船舶番號、異動ノ事實、異動發生ノ時期、船圖
(六)　汽船乘組員
(七)　汽船ノ配船狀況　總噸數千噸以上ノ汽船ニ付四期――船名及總噸數、所有者及借受人又ハ期間備船者ノ住所及氏名又ハ名稱、其ノ月一日正午ニ於ケル位置及狀態、前三月間ニ於ケル運航狀況
(八)　汽船ノ運航見込　指定汽船ニ付――船名及總噸數、所有者及借受人又は期間備船者ノ住所及氏名又は名稱、翌月一日ニ於ケル見込位置及狀態、翌月中ノ運航及運航障害ノ見込
(九)　定期航路　經營者ノ住所及氏名又ハ名稱、起點地終點地及寄港地名、使用船數及使用船總噸數
二七　航海回數
二七　造船所　名稱及所在ノ場所、工場主ノ住所及氏名又ハ名稱、船舶ノ製造及修理設備、總噸數百噸以上ノ汽船ノ建造高
二八　水先免狀受有者水先區別數
二九　航路標識
三〇　電氣供給事業　發電所及變電所名簿、送電線路圖、發電所ニ於ケル燃料種類別年使用額、從業者
三一　有線電信電話　回線圖、回線能力、豫備機材在庫數、有技者
三二　無線電信電話

(一) 陸上無線電信局所及陸上無線電話局所局所名又ハ施設者名、裝置場所、呼出符號又ハ呼出名稱
裝置方式、空中線電力、使用周波數、空中線ノ高サ及形狀、有線聯絡設備、其ノ他ノ設備、取扱
業務、對手局長、所轄遞信局名、使用開始年月日

(二) 船舶無線電信局所及船舶無線電話局所　船舶名、施設者名、呼出符號又ハ呼出名稱、裝置方式
空中線電力、使用周波數、方位測定機、自動警急器、補助裝置、所轄遞信局名及定繫港名、通達
距離、就航方面、船舶總噸數、船舶ノ種類、使用開始年月日

(三) 航空機無線電信局所及航空機無線電話局所有技者數、兵役關係者數

(四) 放送無線電話施設者名、機器裝置場所、呼出符號、空中線電力、使用周波數、放送區域放送區
域內聽取者數

三 航　空　航空機數、航空名簿、豫備發動機所有者別所在地別型式別及馬力別數、航空設備、航
空機乘員種類別性別及年齡別數

四 船員無料職業紹介所　紹介所名簿、取扱成績

五 鐵　道　線路容量、機關車牽引定數、機關車現在數、客車現在數、貨車現在數、前年度ニ於ケ
ル修繕率、使用燃料及電力、從業者、線路一覽略圖、停車場平面圖、列車運行圖表、各驛旅客貨
物發著及通過數量圖表、燃料及電力年使用額

右調査令別表に定められたる事項も決して資源統制運用計畫の設定、及び遂行上必要なる全部を盡
したものでなく、其の範圍及び密度に於ても尙足らざるところが多く、追加又は補足的調査を必要と
する場合がある。此の調査令別表以外全般的に必要なる調査は資源調査令第六條に依り隨時總理大臣
より命令せらるゝものである。又總動員計畫の爲の資料整備上各廳の必要なる調査事項は、資源調査
令第五條に依り總理大臣に協議の上調査を施行することが出來る。卽ち當局に於ける左記工場、鑛山
に關する特別調査が夫れであり、所謂資源統制運用計畫の設定及び遂行上必要なる特別調査事項を
今當局に於ける工場、鑛山に關する特別調査事項を掲ぐれば左の如くである。

工場鑛山特別調査事項

一 資　本　金
二 工業主の國籍
三 企業形態
四 生產品の販路別販賣額
五 指定原料材料の產地別使用量
六 指定原料材料の年末手持數量
七 燃料種類別年末手持量
八 國籍別職工鑛夫數及び給與額
九 生產能力　指定品目の生產を爲す工場及び鑛山に付――生產數量、原料材料所要量、燃料及び電
力所要量、副產物生產額、能力算定上の基準となるべき設備、一年の作業可能最大日數

調査の方法　資源調査の方法は先づ政府が個人及び法人に對して報告を命ずる。次に調査
に關する時期、報告又は申告の義務者、報告の樣式又は通數等其の他必要なる事項は總べて命令に依
ることを本則とする。當局に於ては直接民間の報告を必要とするもの、外、報告例及び各種通牒を以

て調査資料を蒐集し、重複調査を避くると共に事務の收約を圖る方法を執つてゐる事は已に述べた通りである。民間の報告又は實地申告に就いては其の正確を保障する爲罰則の規定を設けてゐる。

資源統制運用計畫の設定及び遂行に利用せらるべき資料は特に個々の資料そのものに關することを尠しとしない。此の故に少くとも資源統制運用計畫の設定及び遂行に必要なる範圍に於ては、報告又は實地申告の眞僞を確め、且必要なる詳細の個別調査を行ひ得る權限を附與されてゐる。卽ち當該官吏が調査上必要なる場所に立入り、設備、帳簿等を檢査し、調査資料の提示若しくは供與を求め、又は調査せんとする資源に關係ある者に對して質問を爲すことを得る權限が與へられてゐる。

調査の機關　資源調査の實施は內地に於ては各省が其の所管に應じて之を分擔してゐる。當局竝びに朝鮮、臺灣、樺太、南洋の各廳に於ては內地各省が分擔する總べての資源につき擔當し、朝鮮、臺灣樺太、南洋の各廳に於ては拓務省を、當局に於ては對滿事務局を通じ共に內閣總理大臣に於て之を統轄せられてゐる。卽ち總理大臣直屬の內閣資源局は日本領域內に於ける資源調査に關する統轄官廳として其の統轄整備を行ひ、資源統制運用計畫の設定に資すると共に之に對應して諸制度及び施設の爲の講究又は立案を爲すものである。

當局に於ける資源調査機關としての統轄事務は司政部殖產課が之に當り、資源調査系統圖に示すが如く各部門所定の調査は局內竝びに管內各官署が之に當り、又は之を通じて民間各資源關係者に及んでゐる。本調査は前述の如く多種多樣の資源に亙りあらゆる知識を要する爲、官民各方面の協力に俟つ所多きは言ふ迄もないことである。

資源調査系統圖

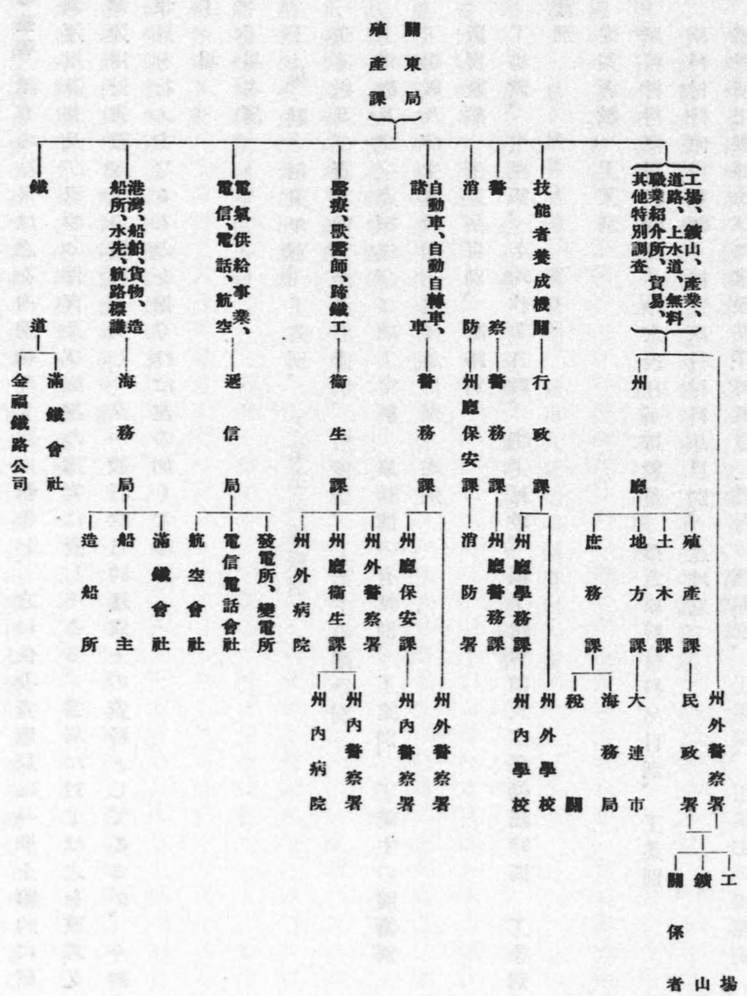

調査の整理　調査の結果は之を內閣總理大臣に報告し、之に依り資源局は一應全國的に研究按配し、資源統制運用計畫及び資源の保育及び施設の講究に資してゐる。當局に於ては之を整理又は集計して資源統制運用計畫設定上の資料と爲し、又一般行政目的達成上の資料としてゐるが、今調査資料中輯錄又は集計を行ふ主なるものを揭ぐれば左の如くである。

一　工　場

イ　工場名簿

ロ　工　場　數　創業年別、工業別、工業主の國籍別

ハ　企業數及び資本額　企業形態別、幣種別、工業主の國籍別

ニ　工場數及び生產額竝びに職工常數　原動機の有無別、工業別、工業主の國籍別

ホ　工場數及び生產數額　生產品目別、地別

ヘ　販賣數額　生產品目別、販路別

ト　工場數、生產額、平均作業日數、職工延數、職工給與額及び勞働延時間　工業別、工業主の國籍別

チ　從業者數　工業別

リ　原料材料使用數額及び年末現在手持數量　指定原料材料品目別、工業別

ヌ　原料材料使用數額　指定原料材料品目別、產地別

ル　燃料使用數額及び年末現在手持數量　燃料の種類別、工業別、工業主の國籍別

ヲ　原動機操業臺數及び實馬力數　原動機の種類別、工業別、工業主の國籍別

ワ　電力及び瓦斯使用數量　工業別、工業主の國籍別

カ　主要作業機械及び設備數　工業別、工業主の國籍別

ヨ　生產能力及び附帶事項　生產品目別、工業主の國籍別

二　職業紹介取扱數　求職、求人、紹介及び就職數

三　鹽の年生產數量

四　貿　易　積載船舶、國籍別、輸出入貨物年開港出入額

五　家　畜　性別、現在數、生產數、斃死數、及び屠殺數

六　畜產物の年生產額

七　農產物の年生產額及び作付反別

八　漁獲高及び養殖物收獲高

九　水產製造物の年生產額

一〇　肥料年生產額及び消費額

一一　船舶燃料種類別年使用額

一二　船客乘下數

一三　總噸數百噸以上の汽船の建造高

一四　發電所に於ける燃料種類別年使用額

一五　鐵道車輛用電力及び燃料種類別年使用額

資源の保育及び用語の統一　資源の保育に關しては未だ一般に具體的方策を樹立するに至らないが、國內

資源の稀薄なる我が國に於ては最も重大なる事項である爲、基礎的資源又は施設に關しては速に適當なる具體的方策を樹つる必要がある。之に關聯して今日迄指令を發せられ又は資料を需められたものは數種の重要資源の增產に關する事項と、各種產業團體の調査及び重要試驗研究項目の調査である。各種產業團體及び重要試驗研究項目に就いては全國的に綜合調査すると共に、相互聯絡又は協力の確保に資せんが爲に其の內容を輯錄頒布してゐる。

資源に關する用語の統一は社會各般の活動上其の能率を向上せしむる上に於て、又日常生活及び產業發展上重要なる事項であることは勿論、資源統制運用上に於ても亦緊要缺く可からざる所である。仍つて國として全般に亙り之が統一を試みることの必要極めて緊切なるを以て、政府は昭和五年以來之に著手し、資源審議會及び各廳の答申に依り昭和六年一月先づ藥品に關する標準用語を決定公表し次いで化學品、機械、金屬、纖物、土石類等次第に決定公表した。當局に於ては之に依り其の都度關東局報に轉載し、一般に頒布すると共に管下各所屬官署を通じ之が使用普及の促進に努めてゐる。

總動員計畫　資源統制運用計畫の設定に關聯し中央又は滿洲國等と相連繫し、管內總動員計畫業務を擔當してゐる。之に關する當局の事務の內容は事の性質上之を記述することを控へ、唯前記資源調査に依る資料に加へて遙かに詳密複雜なる且隣邦資源の取得利用等に連繫したる事務が、中央に於ける計畫の進捗に伴隨して進められてゐることを附記するに止める。

資源調査に關聯する在滿各機關聯絡情況　滿洲に於ける調査機關の聯絡協調に關しては日滿相互密接なる關係を保持して、兩國國策の樹立上及び其の他に重要なる各種資料の完成を期してゐる。今調査に關聯する各機關竝びに之が聯絡情況を擧ぐれば左の如くである。

一　滿洲調査機關聯合會

參加機關名　關東軍參謀部第二課　關東局　滿洲國統計處　滿洲國臨時產業調査局　滿洲國民政部警務司　滿鐵經濟調査會　滿洲國中央銀行

二　滿洲工業調査協定

參加代表機關名　關東局司政部殖產課　關東軍參謀部第二課　滿洲國實業部臨時產業調査局　滿鐵經濟調査會

三　作戰資源調査委員會

委員長　關東軍參謀副長

幹事　關東軍參謀部第二課長

委員の屬する機關　關東局司政部殖產課　滿洲國政府內各機關　滿鐵經濟調査會　滿洲國中央銀行

調査課

右の外關東軍に於て統轄する滿洲總動員計畫設定に關しても、日滿各機關は協力しつゝある。

滿洲娘

第十七章　財政

第一節　概說

會計の所管

軍政時代に於ける所要の經費は臨時軍事費の支辨に屬してゐたが、遼東守備軍が編成せられ關東州內の行政が其の態樣を具へることゝなり、始めて地租、營業稅等を賦課して歲入歲出外の取扱とも地方行政費の一部に充當するに至つた。其の後關東洲民政署が創設せられて財政の基礎漸く緒に就くに至つたが、主として臨時軍事費の支辨を仰ぎ、傍ら地方收入を以て行政費の一部に充當したことは遼東守備軍時代と多く異なる所はない。平和克復後關東洲民政署は依然として軍政機關の管下に在つた爲其の會計は地方收入に依るものゝ外臨時事件費の支辨に依つた。

明治三十九年九月關東都督府が設置せられて全く軍政の撤廢を見るに及び關東都督府の會計は外務省所管に轉屬し、同年度內經費の支辨は臨時事件費に仰いだが、翌四十年三月關東都督府特別會計法（法律第一七號）が公布せられて財政の基礎漸く定まり、又地方費に關しても同月關東州地方費令（勅令第四八號）が公布せられて、明治四十年以降始めて關東都督府財政の圓滑なる運用を見るに至つた。關東都督府特別會計の所管は同四十三年六月拓殖局の設置に伴ひ外務省より移管され、大正二年六月拓殖局廢止

の結果再び外務省に復し、同六年七月拓殖局再置に依つて更に大藏省に移つた。其の後大正八年四月關東廳官制の公布と共に關東廳特別會計と改められたが、昭和四年六月拓務省設置に伴ひ拓務省所管となり、更に昭和九年十二月關東局官制が公布せられると共に關東局特別會計と改稱せられて大藏省に轉屬するに至つた。

會計機關

歲出事務に關しては關東都督府設置年度即ち明治三十九年九月より翌四十年三月に至る迄關東都督を仕拂命令官とし、必要なる部局に現金前渡官吏を置いたが、明治四十年度より特別會計法の實施に伴ひ金庫所在地の各部局長に仕拂命令官を委任し、金庫の設置なき地方には前渡官吏を置いて支拂を爲さしむることに改正した。南滿洲に於ける金庫は明治三十九年十月大藏省告示第八百六十九號を以て大連、旅順口、牛莊、遼陽、奉天、鐵嶺及び安東縣の各地に中央金庫派出所を設け、同四十年四月大連派出所を本金庫とし、旅順口派出所を大連本金庫所屬の支金庫に、其の他の各派出所を大連本金庫の派出所に改めたが、大正五年一月牛莊派出所を廢止した。

然るに時代の趨勢に應じ大正十年四月會計法の改正（法律第四二號）があり、翌十一年四月一日より實施されると共に、大正十一年一月會計規則（勅令第一號）、出納官吏事務規程（同省令第二號）が發布せられて、從來の金庫を日本銀行とし本金庫及び支金庫竝びに派出所は日本銀行代理店となり、仕拂命令官は支出官と、現金前渡官吏は資金前渡官吏と改稱せられた。

明治四十年三月關東都督府ニ於ケル租稅其ノ他ノ公課ノ徵收ニ關スル件（勅令第五六號）が公布せられ國稅徵收法の規定を準用さるゝことゝなつたので、當局は租稅其他公課徵收に關する細則（明治四〇・四・一、關東都督府令第七號）を定め、同時に關東都督府歲入取扱規程（明治四〇・四・一、關東都督府訓令第二一號）を制定した。卽ち歲入事務に就いては各部局長を歲入徵收官とし、必要に應じて分掌官を置いて掌理せしむることゝした。

通信官署の歲出事務に就いては官制實施の當初郵便電信局に主任現金前渡官吏、各支局に分任現金前渡官吏を置いたが、特別會計所屬となるに及んで郵便電信局に分任仕拂命令官、各支局に現金前渡官吏を置き、又歲入事務に就いては郵便電信局に歲入徵收官、各支局に同分掌官吏を置いて之を取扱はしめが、明治四十一年六月より歲入歲出金と、歲入歲出外現金との交互振替繰替受拂制度を實施するに至り、現金出納官吏を置き之等現金を一團として其の受拂を爲さしむることに改正し、前渡官吏及び收入官吏制を廢して、徵收事務を取扱はしむる爲遞信局長を主任歲入徵收官とし、各郵便局長、電信局長、電話局長を分任歲入徵收官に指定した。

地方費の收支は關東州地方費現金取扱手續（明治四〇・三、關東都督府訓令第一四號）に依り、地方費所屬の各部局に收入役及び支拂役を置いて現金の保管出納を爲さしめ、同四十四年九月より旅順及び大連に關東州地方費現金取扱所を置き、株式會社正隆銀行をして取扱はしめたが、翌月新に關東州地方費現金取扱手續（明治四四・一〇・九、關東都督府訓令第七七號）を制定し十一月一日より實施して明治四十年三月關東都督府訓令第十四號を廢止した。

大正六年十一月より更に開原及び長春の同行支店、大正八年十月より四平街同行支店、大正九年一月より營口及び奉天の同行支店をして現金取扱事務をなさしめたが、大正十三年營口取引所廢止の結果同所所在の現金取扱所は同年末限り之を閉鎖した。尙旅順、大連の各民政署に於ける收支事務の增加竝びに地域の關係上、大連は大正十二年四月より、旅順は同十三年七月より何れも株式會社龍口銀行

の本支店に現金取扱所を設置したが、同十四年十二月之を廢止した。昭和九年開原、四平街及び公主嶺の各取引所が廢止さるゝに及び同所所在の現金取扱所は同年三月限り、又同十一年奉天取引所が廢止さるゝに至り同所所在の現金取扱所は同年一月限り各閉鎖した。

徵收及び拂出命令の事務は各部局長が之を掌理し、各部局の收入事務は收入役を置いて取扱はしめ又現金取扱所の設置なき地方に於ては支拂役を置いて支拂事務を掌らしめてゐる。

物品會計は物品會計規則（明治二二勅令第八四號）を準用し、取扱に關しては關東局物品出納規程（大正三・三・一六、關東都督府訓令第一號）を制定して各廳竝びに必要の箇所に物品會計官吏を置き、物品の保管出納を掌らしめ、地方費關係の物品取扱に就いても關東局物品出納規程を準用し、各部局に物品出納役を置いて物品の保管出納を掌らしめてゐる。

租　稅

關東州の租稅制度は我が施政の當初露治以來の制度に臺灣、朝鮮及び內地の制度を加味して制定せられたのであるが、今や施政以來三十年を經過し、其の間租稅の體系も又各稅の內容も漸次改善整備を加へられた。關東州は日滿支人の雜居地帶で今猶其の特殊の風俗習慣は勿論、經濟事情に於ても相異する點が甚大なるを以て、之に適應した租稅を工夫實施して一層負擔の權衡を圖る必要があり、殊に滿洲國成立後は滿洲の新しい情勢に應じた租稅制度制定の必要に迫られてゐる有樣である。現行租稅には特別會計に屬するものと地方費會計に屬するものとの二種類があり、前者に屬するものは地租、鹽稅、所得稅、取引所稅、酒稅、煙草稅及び臨時利得稅の七種で、後者に屬するものは營業稅及び雜種稅（土地增價稅を含む）の二種である。

官有財產及び專賣

官有財產は土地及び其の附屬物、船舶及び其の附屬物の三種である。之等は帝國が明治三十八年九月締結せられた日露講和條約第五條に依つて淸國在來の官有地を始めとし、露國が關東州租借以來銳意其の經營の爲に買收した土地及び其の建設した建物等一切を繼承したもの、戰後當時沒收に依つて官有に歸屬したもの及び爾來鄕務の擴張充實に伴つて買收、又は建設したる土地及び建物等を包含するのである。

又專賣事業として阿片專賣制度を實施してゐるが、財政上の理由によるものでなく警察取締上の必要に因るものである。

第二節　歲　計

特別會計

明治四十年關東都督府特別會計法（法律第一七號）が制定せられて關東都督府の會計は特別會計となつたが、其の歲入及び一般會計の補充金を以て歲出に充つることゝして同年度より實施せられた。

歲　入　明治四十年度の歲入豫算は經常部百三十三萬六千二百九十三圓、臨時部三百萬圓、計四百三十八萬六千二百九十三圓であるが、其の實績は經常部百二十六萬七千九百七十九圓、臨時部三百萬

五千四百九十三圓、計四百二十七萬三千四百七十二圓で、約十一萬二千餘圓の減收を示してゐる。本減收は鹽稅、土地家屋貸下料及び醫院收入に於て豫期した成績を擧げ得られなかつたのに因るものである。同年度歲入中主なるものは經常部に於ては地租の十萬五千餘圓、鹽稅の四萬七千餘圓、官業及び官有財產收入の百九萬餘圓、雜收入の二萬五千餘圓で、臨時部に於ては補充金の三百萬圓である。

其の後逐年地方の開發、產業の發展に伴つて歲入も遞次增加し、大正三年度の實績に於ては經常部二百十萬七千八百四十一圓、臨時部三百三十八萬二千二百五十二圓、計五百四十九萬九十三圓を示して經常部に於て既に二百萬圓を突破してゐる。其の增加の割合は初年度に對し租稅は約八割の增加となつたが、內地租は有租地反別の異動少なかりし爲特記すべき增收なく、鹽稅に於て約十八割の增收を示してゐる。官業及び官有財產收入は約六割の增收となつたが、主として通信事業の伸展と一般通信力の向上に基因するものである。臨時部に於ては補充金及び前年度剩餘金繰入の外特記すべきものはない。更に特別會計設置十年後の大正五年度に至つては其の實績は經常部二百七十八萬二千六百十圓、臨時部三百四十九萬七千七百九十圓、計六百二十八萬四百圓で、經常部に於ては初年度に比し百五十一萬四千餘圓の增加となり、十一割强の增加歩合を示してゐる。今其の內容を見るに地租は依然增收なきも、鹽稅は二十萬圓を超えて初年度に比し三十三割强の增加を示し、官業及び官有財產收入は二百二十五萬餘圓で、經常部歲入中其の金額は首位を占めてゐるが、初年度に對する增加歩合は約十割で、租稅に次ぐものである。尤も本收入中の印紙收入は明治四十一年度に始り、同四十二年度より豫算に計上せられたのである。雜收入は七萬八千五百九十二圓で、初年度に比し二十一割を增加して增加率は大であるが、金額は最下位である。臨時部に於ては補充金は漸次減少の傾向を示し二百萬

七千圓で、官有物拂下代は四萬六千圓で漸增の傾向にあるが、甚だ不確定の財源であることは勿論である。既往十箇年（自明治四十年度至大正五年度）の平均歲入實績は經常部百八十三萬九千八百九十七圓、臨時部三百九十二萬千三百三十圓、計五百七十六萬千二百二十七圓である。

大正六年度より十年間は恰も歐洲大戰に伴ふ財界好況時代で、當局の經費も亦益〻膨脹した。大正九年度には所得稅竝びに取引稅を創設し、同十一年度には更に酒稅と煙草稅を加へて銳意歲入の增加を圖つたので、大正八年度に於ては歲入總額千二百四十五萬八千餘圓を示して、大正六年度の實績に比し約十四割の增加を見た。而して大正年間に於ける歲入の最高額は大正十一年度の千九百三十四萬三千餘圓であるが、右は補充金の增加、事業公債の發行に基くもので、普通歲入としては大正十五年度（昭和元年度）の千二百十一萬餘圓が最高であつたが、大正六年度以降十箇年間の平均歲入實績は經常部八百三十二萬九千五百七十二圓、臨時部七百十九萬千八十圓、合計千五百五十二萬六百五十二圓である。

昭和二年度以降は五、六兩年度を除き逐年遞增の趨勢に在り、特に同七年度に於ては歲入總額三千萬圓臺を突破してゐるが、右は當該年度に於て一躍四百餘萬圓に上る公債金があつたに因る。經常部歲入に於ては同八年度に於て二千萬圓臺を突破し、既往に於ての最高額を示してゐるが、右は主として租稅殊に所得稅に於ける未曾有の增收に因るものである。

昭和九年度の實績は經常部二千十七萬二千八百三十一圓、臨時部千八百九十九萬七千六百十九圓、計三千九百十七萬四百五十圓であるが、之を明治四十年度より大正五年度に至る十箇年間の平均實績に比較すれば經常部に於て約百九割、臨時部に於て約四十八割、總計に於て約七十一割の增加を示し

てゐる。更に大正六年度より大正十五年度（昭和元年）に至る十箇年の平均實績に比較すれば經常部に於て約二十四割、臨時部に於て約二十六割、總計に於て約二十五割の增加を示してゐる。

國庫補充金は初年度に於ては三百萬圓にして爾後多少の增減はあつたが、其の最高額は昭和八年度の六百萬圓、最低額は大正四年度の百九十三萬七千圓である。

歲出　明治四十年度の歲出豫算は、經常部三百二十二萬五千五百九十圓、臨時部百十六萬七百三圓、計四百三十八萬六千二百九十三圓で、其の支出濟額は經常部二百六十四萬六千五十九圓、臨時部八十萬五千四百二十八圓、計三百四十五萬千四百八十七圓である。其の後地方の開發、產業の振興に伴ひ經費も亦逐次膨脹し、施政後十年を經た大正五年度には經常部三百十四萬八千三百七十八圓、臨時部百五萬九千六百二十五圓、計四百二十萬八千三圓となつた。大正六年度以降は逐年急激なる增加を示し、大正九年度に於ては經常部七百萬六千五百二十二圓、臨時部四百六十九萬九千二百五圓、計千百七十萬五千七百二十七圓となり、既に千萬圓を突破して初年度の三倍强を示してゐる。以來益〻經費の增加を來し、大正十四年度は行財政整理後の緊縮方針を以てしても尙經常部千百七十八萬八千二百四十六圓、臨時部二百二十四萬八千六十七圓、計千四百三萬六千四百十三圓を支出した。之を大正五年度に比較すれば九百八十二萬八千四百十圓の增加であつて、三十三割增を示してゐる。

昭和九年度の實績は經常部千五百七十五萬六千百八十五圓、臨時部六百九十萬三千二百八十一圓、計二千二百六十五萬九千四百六十六圓で、始政以來多少の例外を除き每年度の經常部歲出は經常部歲入を超過する形勢に在つたが、最近に至つて漸く經常部歲入を以て經常部歲出を賄つても尙多少の餘裕を生ずるに至なつたのである。

臨時部に在つては時に增減はあつたが、其の最高額は昭和八年度の九百六萬八千圓、最低額は初年度の八十萬五千餘圓である。（附表參照）

地方費會計

關東州地方費制度は關東都督府が設置せられた翌年、卽ち明治四十年三月關東州地方費令（勅令第四八號）が公布せられ、當局は關東州地方費令施行規程（明治四〇・三・三一、關東都督府令第一六號）を制定し共に四月一日より施行せられ、始めて其の基礎の確立を見たが、特別會計法と相俟つて財政運用の圓滑を圖り管內一般の發展に寄與する所が尠くない。地方費會計は地方費收入を以て直接地方住民の安寧福利に關する行政施設費を支辨するを目的とするもので、內地に於ける地方自治團體の收入支出に相當するものである。地方費收入の種目は地方稅、地方費に於て管理する事業及び財產の收入竝びに雜收入と、特別會計よりの補給金であるが、特別會計よりの補給金は大正五年度以降收入增加の爲一時補給を中止したが、昭和二年度以降滿鐵會社の地方施設補助に要する經費の財源として、再び特別會計より補給を受けることゝなつた。支出は會村事務費、敎育費、衞生費、勸業費、營造物費、救育費、地方費取扱費及び營繕土木費等である。

收　入　明治四十年度に於ける其の實績は經常部四十二萬八千七百四圓、臨時部四十六萬六千三百十圓、計八十九萬五千十五圓であつたが、十箇年後の大正五年度に於ては經常部三百五十萬四百三十七圓、臨時部百九十一萬三千百四圓、計五百四十一圓となつて、其の經常部收入の增加割合は實に七十一割强で、總收入の差は實に四百五十一萬八千餘圓となり、特別會計經常部歲入